マンション標準管理規約(団地型) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

		(活脉即为(4以正即为)
改正後	改正前	備考
【コメント】全般関係	【コメント】全般関係	
① マンションが重要な居住形態となっている中で、マンシ	① マンションが重要な居住形態となっている中で、マンシ	
ョンの快適な居住環境を確保するため、区分所有者は、具	ョンの快適な居住環境を確保するため、区分所有者は、具	
体的な住まい方のルールを定めておくことが重要であると	体的な住まい方のルールを定めておくことが重要であると	
ともに、社会的には、マンションを社会的資産として、そ	ともに、社会的には、マンションを社会的資産として、そ	
の資産価値を保全することが要請されている。	の資産価値を保全することが要請されている。	
このような状況の中で、管理組合はマンションを適正に	このような状況の中で、管理組合はマンションを適正に	
管理するよう努め、国は情報提供等の措置を講ずるよう努	管理するよう努め、国は情報提供等の措置を講ずるよう努	
めなければならない旨の適正化法の規定を踏まえ、国は、	めなければならない旨の適正化法の規定を踏まえ、国は、	
管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制	管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制	
定、変更する際の参考として、このマンション標準管理規	定、変更する際の参考として、このマンション標準管理規	
約及びマンション標準管理規約コメントを作成し、その周	約及びマンション標準管理規約コメントを作成し、その周	
知を図るものである。	知を図るものである。	
② この団地型標準管理規約が対象としているのは、一般分	② この団地型標準管理規約が対象としているのは、一般分	
譲の住居専用のマンションが数棟所在する団地型マンショ	譲の住居専用のマンションが数棟所在する団地型マンショ	
ンで、団地内の土地及び集会所等の附属施設がその数棟の	ンで、団地内の土地及び集会所等の附属施設がその数棟の	
区分所有者(団地建物所有者)全員の共有となっているも	区分所有者(団地建物所有者)全員の共有となっているも	
のである。各棟及び各住戸についてはその床面積、規模等	のである。各棟及び各住戸についてはその床面積、規模等	
が、均質のものもバリエーションのあるものも含めてい	が、均質のものもバリエーションのあるものも含めてい	
る。	る。	
なお、この規約の対象となる団地の単位は、敷地が共有	なお、この規約の対象となる団地の単位は、敷地が共有	
関係にある棟の範囲である。団地型マンションで土地の共	関係にある棟の範囲である。団地型マンションで土地の共	
有関係が数棟ごとに分かれている場合には、それごとに一	有関係が数棟ごとに分かれている場合には、それごとに一	
つの管理組合を構成し、規約を作成することとなる。	つの管理組合を構成し、規約を作成することとなる。	
③ 団地の形態の典型的なものとして、「団地内の土地全体	③ 団地の形態の典型的なものとして、「団地内の土地全体	
が全団地建物所有者の共有となっている形態」(図1)と	が全団地建物所有者の共有となっている形態」(図1)と	
「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施	「土地の共有関係は各棟ごとに分かれ、集会所等の附属施	

設が全団地建物所有者の共有となっている形態」(図2) とがあるが、本規約の対象としては、団地型として最も一 般的な前者の形態であり、特に、

- ア) 団地内にある数棟の建物の全部が区分所有建物であること
- イ)ア)の建物の敷地(建物の所在する土地と規約により 敷地と定められた土地の両方を含む。)がその団地内に ある建物の団地建物所有者の共有に属していること(建 物の敷地利用権が所有権以外の権利である場合は、その 権利が準共有に属していること)
- ウ) 団地管理組合において、団地内にある区分所有建物全 部の管理又は使用に関する規約が定められていること
- の三つの要件を満たしている団地(図1)とした。

後者の形態の場合には、基本的に各棟は単棟型の標準管理規約を使用し、附属施設についてのみ全棟の区分所有者で規約を設定することとなる。

(※図1及び図2 省略)

- ④ いわゆる等価交換により特定の者が多数の住戸を区分所有する場合、一部共用部分が存する場合、管理組合を法人とする場合、団地型マンションでも店舗併用等の複合用途型がある場合、事務所又は店舗専用の区分所有建物が団地内に併存する場合等は別途考慮するものとする。
- ⑤ この規約では、団地建物所有者の共有物である団地内の土地、附属施設及び団地共用部分のほか、それぞれの棟についても団地全体で一元的に管理するものとし、管理組合は団地全体のものを規定し、棟別のものは特に規定していない。ただし、区分所有法で棟ごとに適用されることとなっている事項(義務違反者に対する措置、復旧及び1棟ごとに行うマンション再生(建替え、建物の更新又は取壊し))については、棟ごとの棟総会で決議するものである。

なお、棟の管理は各棟の管理組合で行うことと規約で位置づけた場合であっても、団地全体としての管理水準の統

設が全団地建物所有者の共有となっている形態」(図2) とがあるが、本規約の対象としては、団地型として最も一 般的な前者の形態であり、特に、

- ア) 団地内にある数棟の建物の全部が区分所有建物である
- イ)ア)の建物の敷地(建物の所在する土地と規約により 敷地と定められた土地の両方を含む。)がその団地内に ある建物の団地建物所有者の共有に属していること(建 物の敷地利用権が所有権以外の権利である場合は、その 権利が準共有に属していること)
- ウ) 団地管理組合において、団地内にある区分所有建物全 部の管理又は使用に関する規約が定められていること
- の三つの要件を満たしている団地(図1)とした。

後者の形態の場合には、基本的に各棟は単棟型の標準管理規約を使用し、附属施設についてのみ全棟の区分所有者で規約を設定することとなる。

(※図1及び図2 省略)

- ④ いわゆる等価交換により特定の者が多数の住戸を区分所有する場合、一部共用部分が存する場合、管理組合を法人とする場合、団地型マンションでも店舗併用等の複合用途型がある場合、事務所又は店舗専用の区分所有建物が団地内に併存する場合等は別途考慮するものとする。
- ⑤ この規約では、団地建物所有者の共有物である団地内の土地、附属施設及び団地共用部分のほか、それぞれの棟についても団地全体で一元的に管理するものとし、管理組合は団地全体のものを規定し、棟別のものは特に規定していない。ただし、区分所有法で棟ごとに適用されることとなっている事項(義務違反者に対する措置、復旧及び建替え)については、棟ごとの棟総会で決議するものである。

なお、棟の管理は各棟の管理組合で行うことと規約で位置づけた場合であっても、団地全体としての管理水準の統一、効率的な管理の確保等の観点から、全棟で管理のための連絡協議会のような組織を設置し、緩やかな形での統合

- 一、効率的な管理の確保等の観点から、全棟で管理のため の連絡協議会のような組織を設置し、緩やかな形での統合 的な管理を行っていくことが考えられる。
- ⑥ 近年、団地を含むマンションの高経年化の進行等による管理の困難化やマンションの高層化・大規模化等による管理の高度化・複雑化が進んでおり、これらの課題への対応の一つとして、外部の専門家の活用が考えられる。以前から、管理組合がマンション管理士等の専門家に対し、相談、助言、指導その他の援助を求めることについては規定してきたが(第36条参照)、さらに進んで、外部の専門家が直接管理組合の運営に携わることも想定する必要がある。このような外部の専門家には、管理の執行を担うという点から、特に、管理規約、管理の委託、修繕、建替え等に関する広範な知識が必要とされ、例えば、第35条及び第36条関係②に挙げるような者が外部の専門家として想定される。

外部の専門家が管理組合の運営に携わる際の基本的なパターンとしては、別添1に示したとおり、(1)理事・監事外部専門家型又は理事長外部専門家型(従来どおり理事会を設け、理事会役員に外部専門家を選任するパターン)、(2)外部管理者・理事会監督型(外部専門家を区分所有法上の管理者として選任し、理事会は監事的立場となり外部管理者を監視するパターン)、(3)外部管理者・総会監督型(外部専門家を区分所有法上の管理者として選任し、理事会は設けないパターン)の三つが想定される。

この標準管理規約は、理事会を中心とした管理組合の運営を想定したものであり、第37条第2項において組合員要件を外した場合には、(1)理事・監事外部専門家型又は理事長外部専門家型による外部の専門家の活用を可能とするように規定を整備している。

なお、(2)、(3)を採用しようとする場合における規定の整備の考え方については別添1に示すとおりである。

また、外部専門家を活用する場合における適正な業務運

的な管理を行っていくことが考えられる。

⑥ 近年、マンションの高経年化の進行等による管理の困難化やマンションの高層化・大規模化等による管理の高度化・複雑化が進んでおり、これらの課題への対応の一つとして、外部の専門家の活用が考えられる。以前から、管理組合がマンション管理士等の専門家に対し、相談、助言、指導その他の援助を求めることについては規定してきたが(第36条参照)、さらに進んで、外部の専門家が直接管理組合の運営に携わることも想定する必要がある。このような外部の専門家には、管理の執行を担うという点から、特に、管理規約、管理の委託、修繕、建替え等に関する広範な知識が必要とされ、例えば、第35条及び第36条関係②に挙げるような者が外部の専門家として想定される。

外部の専門家が管理組合の運営に携わる際の基本的なパターンとしては、別添1に示したとおり、(1)理事・監事外部専門家型又は理事長外部専門家型(従来どおり理事会を設け、理事会役員に外部専門家を選任するパターン)、(2)外部管理者・理事会監督型(外部専門家を区分所有法上の管理者として選任し、理事会は監事的立場となり外部管理者を監視するパターン)、(3)外部管理者・総会監督型(外部専門家を区分所有法上の管理者として選任し、理事会は設けないパターン)の三つが想定される。

この標準管理規約は、理事会を中心とした管理組合の運営を想定したものであり、第37条第2項において組合員要件を外した場合には、(1)理事・監事外部専門家型又は理事長外部専門家型による外部の専門家の活用を可能とするように規定を整備している。

なお、(2)、(3)を採用しようとする場合における規定の整備の考え方については別添1に示すとおりである。

また、外部専門家を活用する場合における適正な業務運 営を担保するための措置については、「マンションにおけ 営を担保するための措置については、「マンションにおけ る外部管理者方式に関するガイドライン」の第2章を参考 とされたい。

なお、近年、既存マンションにおいて、役員の担い手不 足等を背景としてマンション管理業者が管理者として選任 される事例や、新築マンションにおいて、マンション管理 業者が管理者に就任することを前提に分譲される事例が増 加してきているが、この標準管理規約では、このような場 合における管理方式は想定していない。このような管理方 式における留意事項等については、「マンションにおける 外部管理者方式に関するガイドライン」の第3章を参考と されたい。

⑦ この標準管理規約で示している事項については、マンシー⑦ この標準管理規約で示している事項については、マンシー ョンの規模、居住形態等それぞれのマンションの個別の事 情を考慮して、必要に応じて、合理的に修正し活用するこ とが望ましい。

なお、別に定められる公正証書による規約と一覧性をも たせることが望ましい。

(定義)

- 第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第69号。以下「区分所有法」という。) 第2条第 1項の区分所有権をいう。
 - 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者を いう。
 - 三 団地建物所有者 区分所有法第65条の団地建物所有者 をいう。
 - 四 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。
 - 五 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をい う。

る外部管理者方式に関するガイドライン」の第2章を参考 とされたい。

なお、近年、既存マンションにおいて、役員の担い手不 足等を背景としてマンション管理業者が管理者として選任 される事例や、新築マンションにおいて、マンション管理 業者が管理者に就任することを前提に分譲される事例が増 加してきているが、この標準管理規約では、このような場 合における管理方式は想定していない。このような管理方 式における留意事項等については、「マンションにおける 外部管理者方式に関するガイドライン」の第3章を参考と されたい。

ョンの規模、居住形態等それぞれのマンションの個別の事 情を考慮して、必要に応じて、合理的に修正し活用するこ とが望ましい。

なお、別に定められる公正証書による規約と一覧性をも たせることが望ましい。

(定義)

- | 第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第 1項の区分所有権をいう。
- 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者を いう。
- 三 団地建物所有者 区分所有法第65条の団地建物所有者 をいう。
- 四 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。
- 五 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をい う。
- 六 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分(以下 │ 六 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分(以下

「棟の共用部分」という。)及び区分所有法第67条第1項の団地共用部分(以下「団地共用部分」という。)をいう。

- 七 土地 区分所有法第65条の土地をいう。
- 八 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。
- 九 専用使用権 土地及び共用部分等の一部について、特 定の団地建物所有者が排他的に使用できる権利をいう。
- 十 専用使用部分 専用使用権の対象となっている土地及 び共用部分等の部分をいう。
- 十一 電磁的記録 電子計算機に備えられたファイル又は 電磁的記録媒体 (電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であって電子計算機による情報処理の用に供されるも のに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。)をも って調製するファイルに情報を記録したものをいう。
- 十二 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であって次に定める ものをいう。
 - イ <u>電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる</u> もの
 - (1)送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用 に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ て送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルに記録する方法
 - (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - ロ <u>電磁的記録媒体</u>をもって調製するファイルに情報を 記録したものを交付する方法

「棟の共用部分」という。)及び区分所有法第67条第1項の団地共用部分(以下「団地共用部分」という。)をいう。

- 七 土地 区分所有法第65条の土地をいう。
- 八 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。
- 九 専用使用権 土地及び共用部分等の一部について、特定の団地建物所有者が排他的に使用できる権利をいう。
- 十 専用使用部分 専用使用権の対象となっている土地及 び共用部分等の部分をいう。

(新設)

- 十一 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であって次に定める ものをいう。
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処 理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を 通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の 情報を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調 製するファイルに情報を記録したもの<u>(以下「電磁的</u> 記録」という。) を交付する方法

- 十三 WEB 会議システム等 電気通信回線を介して、即時 性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うこと ができる会議システム等をいう。
- 十四 国内管理人 区分所有法第6条の2の国内管理人を いう。
- 十五 所有者不明専有部分管理人 区分所有法第46条の2 第4項の所有者不明専有部分管理人をいう。
- 十六 管理不全専有部分管理人 区分所有法第46条の8第 3項の管理不全専有部分管理人をいう。

【コメント】第2条関係

- ① 電磁的方法の具体例には、電子メールの送信やウェブサ イト(ホームページ)への書込みの利用、CD-R等の交付に よる方法等がある。
- ② 電磁的方法の一部のみ利用可能な管理組合は、電磁的方 2 電磁的方法の一部のみ利用可能な管理組合は、電磁的方 法の利用状況に応じた規約を制定することが望ましい。例 *えば、電子メールの送受信やウェブサイト(ホームペー* ┃ ジ)への書込みは利用できないが、CD-R 等に記録されてい る内容の読込み及び表示は可能な場合、第十二号において イは規定しないことが望ましい。

(使用細則)

第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定める ものとする。

【コメント】第18条関係

① 使用細則で定めることが考えられる事項としては、動物 の飼育やピアノ等の演奏に関する事項等専有部分の使用方 法に関する規制や、駐車場、倉庫等の使用方法、使用料、 置き配を認める際のルール、喫煙に関するルール等敷地、 共用部分の使用方法や対価等に関する事項等が挙げられ、 このうち専有部分の使用に関するものは、その基本的な事 項は規約で定めるべき事項である。また、マンション内に┃ 十二 WEB 会議システム等 電気通信回線を介して、即時 性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うこと ができる会議システム等をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

【コメント】第2条関係

- ① 電磁的方法の具体例には、電子メールの送信やウェブサ イト (ホームページ) への書込みの利用、CD-R 等の交付に よる方法等がある。
- 法の利用状況に応じた規約を制定することが望ましい。例 えば、電子メールの送受信やウェブサイト (ホームペー ジ)への書込みは利用できないが、CD-R 等に記録されてい る内容の読込み及び表示は可能な場合、第十一号において イは規定しないことが望ましい。

(使用細則)

第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定める ものとする。

【コメント】第18条関係

| ① 使用細則で定めることが考えられる事項としては、動物 の飼育やピアノ等の演奏に関する事項等専有部分の使用方 法に関する規制や、駐車場、倉庫等の使用方法、使用料、 置き配を認める際のルール等敷地、共用部分の使用方法や 対価等に関する事項等が挙げられ、このうち専有部分の使 用に関するものは、その基本的な事項は規約で定めるべき 事項である。また、マンション内における感染症の感染拡

おける感染症の感染拡大のおそれが高いと認められた場合 において、使用細則を根拠として、居住者による共用部分 等の使用を一時的に停止・制限することは可能であると考 えられる。

なお、使用細則を定める方法としては、これらの事項を 一つの使用細則として定める方法と事項ごとに個別の細則 として定める方法とがある。

② 犬、猫等のペットの飼育に関しては、それを認める、認 2 犬、猫等のペットの飼育に関しては、それを認める、認 めない等の規定は規約で定めるべき事項である。基本的な 事項を規約で定め、手続等の細部の規定を使用細則等に委 ねることは可能である。

なお、飼育を認める場合には、動物等の種類及び数等の 限定、管理組合への届出又は登録等による飼育動物の把 握、専有部分における飼育方法並びに共用部分の利用方法 及びふん尿の処理等の飼育者の守るべき事項、飼育に起因 する被害等に対する責任、違反者に対する措置等の規定を 定める必要がある。

③ ペット飼育を禁止する場合、容認する場合の規約の例 は、次のとおりである。

ペットの飼育を禁止する場合

(ペット飼育の禁止)

第○条 団地建物所有者及び占有者は、専有部分、共用部 分の如何を問わず、犬・猫等の動物を飼育してはならな い。ただし、専ら専有部分内で、かつ、かご・水槽等内 のみで飼育する小鳥・観賞用魚類(金魚・熱帯魚等)等 を、使用細則に定める飼育方法により飼育する場合、及 び身体障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬(盲 導犬、介助犬及び聴導犬)を使用する場合は、この限り ではない。

ペットの飼育を容認する場合

(ペットの飼育)

第〇条 ペット飼育を希望する団地建物所有者及び占有者

大のおそれが高いと認められた場合において、使用細則を 根拠として、居住者による共用部分等の使用を一時的に停 止・制限することは可能であると考えられる。

なお、使用細則を定める方法としては、これらの事項を 一つの使用細則として定める方法と事項ごとに個別の細則 として定める方法とがある。

めない等の規定は規約で定めるべき事項である。基本的な 事項を規約で定め、手続等の細部の規定を使用細則等に委 ねることは可能である。

なお、飼育を認める場合には、動物等の種類及び数等の 限定、管理組合への届出又は登録等による飼育動物の把 握、専有部分における飼育方法並びに共用部分の利用方法 及びふん尿の処理等の飼育者の守るべき事項、飼育に起因 する被害等に対する責任、違反者に対する措置等の規定を 定める必要がある。

③ ペット飼育を禁止する場合、容認する場合の規約の例 は、次のとおりである。

ペットの飼育を禁止する場合

(ペット飼育の禁止)

第○条 団地建物所有者及び占有者は、専有部分、共用部 分の如何を問わず、犬・猫等の動物を飼育してはならな い。ただし、専ら専有部分内で、かつ、かご・水槽等内 のみで飼育する小鳥・観賞用魚類 (金魚・熱帯魚等)等 を、使用細則に定める飼育方法により飼育する場合、及 び身体障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬(盲 導犬、介助犬及び聴導犬)を使用する場合は、この限り ではない。

ペットの飼育を容認する場合

(ペットの飼育)

第○条 ペット飼育を希望する団地建物所有者及び占有者

は、使用細則及びペット飼育に関する細則を遵守しなけ ればならない。ただし、他の団地建物所有者又は占有者 からの苦情の申し出があり、改善勧告に従わない場合に は、理事会は、飼育禁止を含む措置をとることができ

- ④ 専用使用部分でない共用部分に物品を置くことは原則と して認められないが、例外的に共用部分への置き配を認め る場合には、長期間の放置や大量・乱雑な放置等により避 難の支障とならないよう留意する必要がある。
- ⑤ 第12条において住宅宿泊事業を可能とする場合は、必要 ⑤ 第12条において住宅宿泊事業を可能とする場合は、必要 に応じ、住宅宿泊事業法第13条に基づき掲げなければなら ないこととされている標識の掲示場所等の取扱いについ て、あらかじめ使用細則において明確化しておくことが望 ましい。
- ⑥ 喫煙に関しては、共用部分においてそれを認める、認め ない等の規定、認める場合におけるその場所など遵守すべ き事項、これらの事項に違反した者に対する措置等につい て、使用細則で定めることは可能である。

また、他の団地建物所有者及び占有者との円滑な共同生 活を維持する観点から、周囲の状況に配慮した方法で喫煙 することが望ましく、使用細則において、そうした規定を 盛り込むことも考えられる。

(団地建物所有者の責務)

協力し、対象物件について、その価値及び機能の維持増進 を図るため、常に適正かつ円滑な管理を行うよう努めなけ ればならない。

(土地及び共用部分等の管理)

第21条 土地及び共用部分等の管理については、管理組合が その責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、

は、使用細則及びペット飼育に関する細則を遵守しなけ ればならない。ただし、他の団地建物所有者又は占有者 からの苦情の申し出があり、改善勧告に従わない場合に は、理事会は、飼育禁止を含む措置をとることができ

- ④ 専用使用部分でない共用部分に物品を置くことは原則と して認められないが、宅配ボックスが無い場合等、例外的 に共用部分への置き配を認める場合には、長期間の放置や 大量・乱雑な放置等により避難の支障とならないよう留意 する必要がある。
- に応じ、住宅宿泊事業法第13条に基づき掲げなければなら ないこととされている標識の掲示場所等の取扱いについ て、あらかじめ使用細則において明確化しておくことが望 ましい。

(新設)

(団地建物所有者の責務)

第20条 団地建物所有者は、管理組合の構成員として相互に 第20条 団地建物所有者は、対象物件について、その価値及 び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう 努めなければならない。

(十地及び共用部分等の管理)

第21条 土地及び共用部分等の管理については、管理組合が その責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、

バルコニー等の保存行為(区分所有法第18条第1項ただし 書の「保存行為」をいう。以下同じ。)のうち、通常の使 用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責 任と負担においてこれを行わなければならない。

なった部分の保存行為等(区分所有法第17条第3項の「専 有部分の保存行為等」をいう。以下同じ。)を棟の共用部 分の管理と一体として行う必要があるときは、団地総会の 決議を経て、管理組合がこれを行うことができる。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

3 団地建物所有者は、第1項ただし書の場合又はあらか じめ理事長に申請して書面による承認を受けた場合を除 き、土地及び共用部分等の保存行為を行うことができな い。ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合 に、当該専有部分を所有する団地建物所有者が行う保存 行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限 りでない。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 3 団地建物所有者は、第1項ただし書の場合又はあらか じめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を 受けた場合を除き、土地及び共用部分等の保存行為を行 うことができない。ただし、専有部分の使用に支障が生 じている場合に、当該専有部分を所有する団地建物所有 者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであると きは、この限りでない。
- 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同 条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第1

バルコニー等の保存行為(区分所有法第18条第1項ただし 書の「保存行為」をいう。以下同じ。) のうち、通常の使 用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責 任と負担においてこれを行わなければならない。

2 専有部分である設備のうち棟の共用部分と構造上一体と 2 専有部分である設備のうち棟の共用部分と構造上一体と なった部分の管理を棟の共用部分の管理と一体として行う 必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。

> 〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定)

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

3 団地建物所有者は、第1項ただし書の場合又はあらか じめ理事長に申請して書面による承認を受けた場合を除 き、土地及び共用部分等の保存行為を行うことができな い。ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合 に、当該専有部分を所有する団地建物所有者が行う保存 行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限 りでない。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 3 団地建物所有者は、第1項ただし書の場合又はあらか じめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を 受けた場合を除き、土地及び共用部分等の保存行為を行 うことができない。ただし、専有部分の使用に支障が生 じている場合に、当該専有部分を所有する団地建物所有 者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであると きは、この限りでない。
- | 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同 条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第 6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工┃ 6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工┃

事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後 に、当該保存行為」と読み替えるものとする。

- 該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った団地建 物所有者が負担する。
- 6 理事長は、災害等の緊急時においては、団地総会又は理 6 理事長は、災害等の緊急時においては、団地総会又は理 事会の決議によらずに、土地及び共用部分等の必要な保存 行為を行うことができる。

【コメント】第21条関係

- ① 第1項及び第3項は、区分所有法第18条第1項ただし書 において、保存行為は、各共有者がすることができると定 められていることに対し、同条第2項に基づき、規約で別 段の定めをするものである。
- ② 駐車場の管理は、管理組合がその責任と負担で行う。
- ③ バルコニー等の管理のうち、管理組合がその責任と負担 において行わなければならないのは、計画修繕等である。
- ④ 本条第1項ただし書の「通常の使用に伴う」保存行為と は、バルコニーの清掃や窓ガラスが割れた時の入替え等で ある。
- ⑤ バルコニー等の経年劣化への対応については、③のとお | り管理組合がその責任と負担において、計画修繕として行 うものである。

ただし、バルコニー等の劣化であっても、長期修繕計画 作成ガイドラインにおいて管理組合が行うものとされてい る修繕等の周期と比べ短い期間で発生したものであり、か つ、他のバルコニー等と比較して劣化の程度が顕著である 場合には、特段の事情がない限りは、当該バルコニー等の 専用使用権を有する者の「通常の使用に伴う」ものとし て、その責任と負担において保存行為を行うものとする。 なお、この場合であっても、結果として管理組合による計 画修繕の中で劣化が解消されるのであれば、管理組合の負 担で行われることとなる。

事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後 に、当該保存行為」と読み替えるものとする。

- 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当 該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った団地建 物所有者が負担する。
 - 事会の決議によらずに、土地及び共用部分等の必要な保存 行為を行うことができる。

【コメント】第21条関係

- ① 第1項及び第3項は、区分所有法第18条第1項ただし書 において、保存行為は、各共有者がすることができると定 められていることに対し、同条第2項に基づき、規約で別 段の定めをするものである。
- ② 駐車場の管理は、管理組合がその責任と負担で行う。
- ③ バルコニー等の管理のうち、管理組合がその責任と負担 において行わなければならないのは、計画修繕等である。
- ④ 本条第1項ただし書の「通常の使用に伴う」保存行為と は、バルコニーの清掃や窓ガラスが割れた時の入替え等で ある。
- ⑤ バルコニー等の経年劣化への対応については、③のとお り管理組合がその責任と負担において、計画修繕として行 うものである。

ただし、バルコニー等の劣化であっても、長期修繕計画 作成ガイドラインにおいて管理組合が行うものとされてい る修繕等の周期と比べ短い期間で発生したものであり、か つ、他のバルコニー等と比較して劣化の程度が顕著である 場合には、特段の事情がない限りは、当該バルコニー等の 専用使用権を有する者の「通常の使用に伴う」ものとし て、その責任と負担において保存行為を行うものとする。 なお、この場合であっても、結果として管理組合による計 画修繕の中で劣化が解消されるのであれば、管理組合の負 担で行われることとなる。

- ⑥ バルコニー等の破損が第三者による犯罪行為等によるこ とが明らかである場合の保存行為の実施については、通常 の使用に伴わないものであるため、管理組合がその責任と 負担においてこれを行うものとする。ただし、同居人や賃 借人等による破損については、「通常の使用に伴う」もの として、当該バルコニー等の専用使用権を有する者がその 責任と負担において保存行為を行うものとする。
- る。配管の清掃等に要する費用については、第27条第三号 の「共用設備の保守維持費」として管理費を充当すること が可能であるが、配管の取替え等に要する費用のうち専有 部分に係るものについては、各区分所有者が実費に応じて 負担するものである。なお、共用部分の配管の取替えと専 有部分の配管の取替えを同時に行うことにより、専有部分 の配管の取替えを単独で行うよりも費用が軽減される場合 には、これらについて一体的に工事を行うことも考えられ る。その場合には、あらかじめ長期修繕計画において専有 部分の配管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕 積立金から拠出することについて規約に規定するととも に、先行して工事を行った団地建物所有者への補償の有無 等についても十分留意することが必要である。

なお、第2項の規定は、区分所有法第17条第3項及び区 分所有法第18条第4項にいう規約の特別の定めに該当し、 第2項中の「専有部分である設備のうち棟の共用部分と構 造上一体となった部分の保存行為等(区分所有法第17条第 3項の「専有部分の保存行為等」をいう。以下同じ。)を 棟の共用部分の管理と一体として行う」ことは、第49条第 3項第三号及び同条第4項第二号中の「十地及び共用部分 等の変更に伴って必要となる専有部分の保存行為等」に含 まれる。

⑧ 第3項ただし書は、例えば、台風等で住戸の窓ガラスが 割れた場合に、専有部分への雨の吹き込みを防ぐため、割 れたものと同様の仕様の窓ガラスに張り替えるというよう

- ⑥ バルコニー等の破損が第三者による犯罪行為等によるこ とが明らかである場合の保存行為の実施については、通常 の使用に伴わないものであるため、管理組合がその責任と 負担においてこれを行うものとする。ただし、同居人や賃 借人等による破損については、「通常の使用に伴う」もの として、当該バルコニー等の専用使用権を有する者がその 責任と負担において保存行為を行うものとする。
- ⑦ 第2項の対象となる設備としては、配管、配線等があ □ 第2項の対象となる設備としては、配管、配線等があ る。配管の清掃等に要する費用については、第27条第三号 の「共用設備の保守維持費」として管理費を充当すること が可能であるが、配管の取替え等に要する費用のうち専有 部分に係るものについては、各区分所有者が実費に応じて 負担すべきものである。なお、共用部分の配管の取替えと 専有部分の配管の取替えを同時に行うことにより、専有部 分の配管の取替えを単独で行うよりも費用が軽減される場 合には、これらについて一体的に工事を行うことも考えら れる。その場合には、あらかじめ長期修繕計画において専 有部分の配管の取替えについて記載し、その工事費用を修 繕積立金から拠出することについて規約に規定するととも に、先行して工事を行った団地建物所有者への補償の有無 等についても十分留意することが必要である。

⑧ 第3項ただし書は、例えば、台風等で住戸の窓ガラスが 割れた場合に、専有部分への雨の吹き込みを防ぐため、割 れたものと同様の仕様の窓ガラスに張り替えるというよう なケースが該当する。また、第5項は、区分所有法第19条に基づき、規約で別段の定めをするものである。

承認の申請先等は理事長であるが、承認、不承認の判断 はあくまで理事会の決議によるものである(第56条第1項 第五号参照)。

- ⑨ 区分所有法第26条第1項では、土地及び共用部分等の保存行為の実施が管理者(本標準管理規約では理事長)の権限として定められている。第6項では、災害等の緊急時における必要な保存行為について、理事長が単独で判断し実施できることを定めるものである。災害等の緊急時における必要な保存行為としては、共用部分等を維持するための緊急を要する行為又は共用部分等の損傷・滅失を防止して現状の維持を図るための比較的軽度の行為が該当する。後者の例としては、給水管・排水管の補修、共用部分等の被災箇所の点検、破損箇所の小修繕等が挙げられる。この場合に必要な支出については、第60条第6項及びコメント第60条関係⑤を参照のこと。
- ⑩ 災害等の緊急時において、保存行為を超える応急的な修 繕行為の実施が必要であるが、団地総会の開催が困難であ る場合には、理事会においてその実施を決定することがで きることとしている(第56条第1項第十五号及びコメント 第56条関係①を参照。)。しかし、大規模な災害や突発的 な被災では、理事会の開催も困難な場合があることから、 そのような場合には、保存行為に限らず、応急的な修繕行 為の実施まで理事長単独で判断し実施することができる旨 を、規約において定めることも考えられる。更に、理事長 をはじめとする役員が対応できない事態に備え、あらかじ め定められた方法により選任された団地建物所有者等の判 断により保存行為や応急的な修繕行為を実施することがで きる旨を、規約において定めることも考えられる。なお、 理事長等が単独で判断し実施することができる保存行為や 応急的な修繕行為に要する費用の限度額について、あらか じめ定めておくことも考えられる。

なケースが該当する。また、第5項は、区分所有法第19条に基づき、規約で別段の定めをするものである。

承認の申請先等は理事長であるが、承認、不承認の判断 はあくまで理事会の決議によるものである(第56条第1項 第五号参照)。

- ⑨ 区分所有法第26条第1項では、土地及び共用部分等の保存行為の実施が管理者(本標準管理規約では理事長)の権限として定められている。第6項では、災害等の緊急時における必要な保存行為について、理事長が単独で判断し実施できることを定めるものである。災害等の緊急時における必要な保存行為としては、共用部分等を維持するための緊急を要する行為又は共用部分等の損傷・滅失を防止して現状の維持を図るための比較的軽度の行為が該当する。後者の例としては、給水管・排水管の補修、共用部分等の被災箇所の点検、破損箇所の小修繕等が挙げられる。この場合に必要な支出については、第60条第6項及びコメント第60条関係⑤を参照のこと。
- ⑩ 災害等の緊急時において、保存行為を超える応急的な修 繕行為の実施が必要であるが、団地総会の開催が困難であ る場合には、理事会においてその実施を決定することがで きることとしている(第56条第1項第十二号及びコメント 第56条関係①を参照。)。しかし、大規模な災害や突発的 な被災では、理事会の開催も困難な場合があることから、 そのような場合には、保存行為に限らず、応急的な修繕行 為の実施まで理事長単独で判断し実施することができる旨 を、規約において定めることも考えられる。更に、理事長 をはじめとする役員が対応できない事態に備え、あらかじ め定められた方法により選任された団地建物所有者等の判 断により保存行為や応急的な修繕行為を実施することがで きる旨を、規約において定めることも考えられる。なお、 理事長等が単独で判断し実施することができる保存行為や 応急的な修繕行為に要する費用の限度額について、予め定 めておくことも考えられる。

のほか、平時における専用使用権のない土地又は共用部分 等の保存行為について、理事会の承認を得て理事長が行え るとすることや、少額の保存行為であれば理事長に一任す ることを、規約において定めることも考えられる。その場 合、理事長単独で判断し実施することができる保存行為に 要する費用の限度額について、あらかじめ定めておくこと も考えられる。

(窓ガラス等の改良)

第22条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、 玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防 音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについて は、管理組合がその責任と負担において、計画修繕として これを実施するものとする。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

2 団地建物所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに 実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書 面による承認を受けることにより、当該工事を当該団地 建物所有者の責任と負担において実施することができ る。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 2 団地建物所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに 実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書 面又は電磁的方法による承認を受けることにより、当該 工事を当該団地建物所有者の責任と負担において実施す ることができる。
- 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同Ⅰ

Ⅲ 第6項の災害等の緊急時における必要な保存行為の実施 ┃ Ⅲ 第6項の災害等の緊急時における必要な保存行為の実施 のほか、平時における専用使用権のない土地又は共用部分 等の保存行為について、理事会の承認を得て理事長が行え るとすることや、少額の保存行為であれば理事長に一任す ることを、規約において定めることも考えられる。その場 合、理事長単独で判断し実施することができる保存行為に 要する費用の限度額について、予め定めておくことも考え られる。

(窓ガラス等の改良)

第 22 条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、 玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防 音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについて は、管理組合がその責任と負担において、計画修繕として これを実施するものとする。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

2 団地建物所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに 実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書 面による承認を受けることにより、当該工事を当該区分 所有者の責任と負担において実施することができる。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 2 団地建物所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに 実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書 面又は電磁的方法による承認を受けることにより、当該 工事を当該区分所有者の責任と負担において実施するこ とができる。
- 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同

条第5項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工 事」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工 事」とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と 読み替えるものとする。

【コメント】第22条関係

- ① 窓枠、窓ガラス及び玄関扉(玄関扉にあっては、錠及び) 内部塗装部分を除く。以下「開口部」という。) について は、第7条第2項第二号及び第三号において専有部分に含 まれないこととされていること、専有部分に属さない「建 物の部分」については、第8条に基づく別表第2において 共用部分とされていることから、開口部は共用部分として 扱うこととなる。
- ② また、区分所有法は、その形状又は効用の著しい変更を 伴わない共用部分の変更について、集会の普通決議により 決することを定めている。
- ③ 第1項は、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上の ┃③ 第1項は、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上の ため行われる開口部の改良工事については、原則として、 他の共用部分と同様に計画修繕の対象とすべき旨を規定し たものである。
- ④ 第2項は、開口部の改良工事については、治安上の問題 を踏まえた防犯性能の向上や、結露から発生したカビやダ ニによるいわゆるシックハウス問題を改善するための断熱 性の向上等、一棟全戸ではなく一部の住戸において緊急か つ重大な必要性が生じる場合もあり得ることに鑑み、計画 修繕によりただちに開口部の改良を行うことが困難な場合 には、専有部分の修繕等における手続と同様の手続によ り、各団地建物所有者の責任と負担において工事を行うこ とができるよう規定したものである。

承認の申請先等は理事長であるが、承認、不承認の判断 はあくまで理事会の決議によるものである(第56条第1項 第五号参照)。

⑤ また、第2項及び第3項は、マンションでは通常個々の ⑥ また、第2項及び第3項は、マンションでは通常個々の

条第5項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工 事」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工 事」とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と 読み替えるものとする。

【コメント】第22条関係

- ① 窓枠、窓ガラス及び玄関扉(玄関扉にあっては、錠及び 内部塗装部分を除く。以下「開口部」という。)について は、第7条第2項第二号及び第三号において専有部分に含 まれないこととされていること、専有部分に属さない「建 物の部分」については、第8条に基づく別表第2において 共用部分とされていることから、開口部は共用部分として 扱うこととなる。
- ② また、区分所有法は、その形状又は効用の著しい変更を 伴わない共用部分の変更について、集会の普通決議により 決することを定めている。
- ため行われる開口部の改良工事については、原則として、 他の共用部分と同様に計画修繕の対象とすべき旨を規定し たものである。
- ④ 第2項は、開口部の改良工事については、治安上の問題 を踏まえた防犯性能の向上や、結露から発生したカビやダ ニによるいわゆるシックハウス問題を改善するための断熱 性の向上等、一棟全戸ではなく一部の住戸において緊急か つ重大な必要性が生じる場合もあり得ることに鑑み、計画 修繕によりただちに開口部の改良を行うことが困難な場合 には、専有部分の修繕等における手続と同様の手続によ り、各団地建物所有者の責任と負担において工事を行うこ とができるよう規定したものである。

承認の申請先等は理事長であるが、承認、不承認の判断 はあくまで理事会の決議によるものである(第56条第1項 第五号参照)。

専有部分に係る開口部(共用部分)が形状や材質において 大きく異なるような状況は考えられないことから、当該開 口部の改良工事についてもその方法や材質・形状等に問題 のないものは、施工の都度団地総会の決議を求めるまでも なく、専有部分の修繕等における手続と同様の手続によ り、各団地建物所有者の責任と負担において実施すること を可能とする趣旨である。承認申請の対象範囲、審査する 内容等の考え方については、別添2を参照されたい。

- ⑥ 「共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄┃⑥ 「共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄 関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音 又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するもの」の工事の 具体例としては、防犯・防音・断熱性等により優れた複層 ガラスやサッシ等への交換、既設のサッシへの内窓又は外 窓の増設等が考えられる。
- ⑦ 本条の規定のほか、具体的な工事内容、団地建物所有者 | ⑦ 本条の規定のほか、具体的な工事内容、団地建物所有者 の遵守すべき事項等詳細については、細則に別途定めるも のとする。その際、上述の別添2の内容についても、各マ ンションの実情に応じて、参考にするとともに、必要に応 じて、専門的知識を有する者の意見を聴くことが望まし V)
- ⑧ 申請書及び承認書の様式は、専有部分の修繕に関する様 式に準じて定めるものとする。

(必要箇所への立入り等)

- 第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必 ┃ 第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必 要な範囲内において、他の者が管理する専有部分若しくは 専用使用部分への立入り又は自らこれに保存行為を実施す ることを請求することができる。
- 2 前項により立入り又は保存行為の実施を請求された者 1 2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなけ は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 3 前項の場合において、正当な理由なく立入り又は保存行 為の実施を拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しな ければならない。

専有部分に係る開口部 (共用部分) が形状や材質において 大きく異なるような状況は考えられないことから、当該開 口部の改良工事についてもその方法や材質・形状等に問題 のないものは、施工の都度団地総会の決議を求めるまでも なく、専有部分の修繕等における手続と同様の手続によ り、各団地建物所有者の責任と負担において実施すること を可能とする趣旨である。承認申請の対象範囲、審査する 内容等の考え方については、別添2を参照されたい。

- 関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音 又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するもの」の工事の 具体例としては、防犯・防音・断熱性等により優れた複層 ガラスやサッシ等への交換、既設のサッシへの内窓又は外 窓の増設等が考えられる。
- の遵守すべき事項等詳細については、細則に別途定めるも のとする。その際、上述の別添2の内容についても、各マ ンションの実情に応じて、参考にするとともに、必要に応 じて、専門的知識を有する者の意見を聴くことが望まし
- ⑧ 申請書及び承認書の様式は、専有部分の修繕に関する様 式に準じて定めるものとする。

(必要箇所への立入り)

- 要な範囲内において、他の者が管理する専有部分又は専用 使用部分への立入りを請求することができる。
- ればこれを拒否してはならない。
- 3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した 者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が ↓ 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が 発生した場合であって、緊急に他の者が管理する専有部分 又は専用使用部分への立入り又は保存行為の実施をしなけ れば、共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は 機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、自らその 専有部分又は専用使用部分に立ち入り、又は保存行為を実 施することができる。この場合において、理事長は、委任 した者にこれを行わせることもできる。
- 5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に 復さなければならない。

【コメント】第23条関係

- ① 本条で想定される他の者が管理する専有部分又は専用使 用部分への立入り又は保存行為の実施とは、ある団地建物 所有者の専有部分内の配管から漏水が発生し、共用部分に 被害が生じているような場合において、漏水発生元の専有 部分に立ち入るとともに、漏水発生元の専有部分の団地建 物所有者に代わって漏水箇所の補修を行う場合等が想定さ れる。
- ② 第4項の緊急の立入り又は保存行為が認められるのは、 災害時等における共用部分に係る緊急的な工事に伴い必要 な場合や、専有部分における大規模な水漏れ等、そのまま 放置すれば、他の専有部分や共用部分に対して物理的に又 は機能上重大な影響を与えるおそれがある場合に限られる ものである。
- ③ 第4項の規定の実効性を高めるため、管理組合が各住戸 ┃② 第4項の規定の実効性を高めるため、管理組合が各住戸 の合い鍵を預かっておくことを定めることも考えられる が、プライバシーの問題等があることから、各マンション の個別の事情を踏まえて検討する必要がある。

(損害保険契約の締結)

第24条 団地建物所有者は、共用部分等に関し、管理組合が ┃ 第24条 団地建物所有者は、共用部分等に関し、管理組合が

- 発生した場合であって、緊急に立ち入らないと共用部分等 又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響 を与えるおそれがあるときは、専有部分又は専用使用部分 に自ら立ち入り、又は委任した者に立ち入らせることがで きる。
- 5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に 復さなければならない。

【コメント】第23条関係

(新設)

(第4項関係)

- ① 第4項の緊急の立入りが認められるのは、災害時等にお ける共用部分に係る緊急的な工事に伴い必要な場合や、専 有部分における大規模な水漏れ等、そのまま放置すれば、 他の専有部分や共用部分に対して物理的に又は機能上重大 な影響を与えるおそれがある場合に限られるものである。
- の合い鍵を預かっておくことを定めることも考えられる が、プライバシーの問題等があることから、各マンション の個別の事情を踏まえて検討する必要がある。

(指害保険)

火災保険、地震保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。

(削る)

(保険金等の請求及び受領等)

- 第24条の2 理事長は、前条の契約に基づく保険金並びに土地及び共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金(以下「保険金等」という。)の請求及び受領について、団地建物所有者及び団地建物所有者であった者(以下「旧団地建物所有者」という。)を代理する。
- 2 理事長は、理事会の決議を経て、保険金等の請求及び受 領に関し、団地建物所有者及び旧団地建物所有者のため に、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措 置をとることができる。
- 3 保険金等の請求及び受領は、前2項の規定によらなければ、これを行うことができない。
- 4 団地建物所有者は、区分所有権を譲渡した場合において、区分所有法第 26 条第 2 項の別段の意思表示を行わない。
- 5 保険金等は、これが生じた原因となる土地及び共用部分等の瑕疵の修繕のために必要な費用に充当する。ただし、当該費用に充当してなお残余があるとき、土地及び共用部分等の瑕疵の修繕を要しないとき、又は理事長が保険金等を受領した時に既に修繕を終えているときは、管理組合は、当該保険金等を第27条に定める費用に充当し、若しくは団地修繕積立金に組み入れ、又は既にした修繕のために費用を負担した者に対する償還に充てることができる。
- 6 第1項及び第2項の規定に基づき団地建物所有者を相手 方として土地及び共用部分等について生じた損害賠償金及 び不当利得による返還金の請求をする場合、理事長は、当 該団地建物所有者に対し、違約金としての弁護士費用その 他の諸費用を請求することができる。
- 7 前項の規定に基づき請求した弁護士費用その他の諸費用

火災保険、地震保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。

2 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領 について、団地建物所有者を代理する。

に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。

8 理事長は、第2項の規定に基づき団地建物所有者及び旧団地建物所有者のために原告又は被告となったときは、遅滞なく、団地建物所有者及び旧団地建物所有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、第45条第2項及び第3項の規定は、団地建物所有者への通知について準用する。

【コメント】第24条の2関係

- ① 本条は、令和7年の区分所有法改正により、共用部分等について生じた保険金等の請求及び受領について、管理者が、当該請求権を有する団地建物所有者だけでなく、当該請求権を有する旧団地建物所有者をも代理等することができることが明確化されたことを踏まえ、当該請求権の理事長による代理行使及び訴訟追行等についてのルールを定めたものであり、これに併せて、令和7年の標準管理規約改正前までの第24条第2項及び第77条第3項第二号の内容も本条に統合している。
- ② 第3項は、本来各団地建物所有者及び旧団地建物所有者に帰属するものである保険金等の請求権について、保険金等が共用部分等について生じたものであることを踏まえ、理事長による団体としての行使に一元化し、団地建物所有者及び旧団地建物所有者による個別行使を禁止するものである。理事長による一元行使をより十全なものとする観点から、さらに、団地建物所有者及び旧団地建物所有者は、保険金等の請求権について、第三者に譲渡(区分所有権の譲渡に伴う当該請求権の譲渡を除く。)し、担保権を設定し、又はその他の処分を行わない旨の規定を併せて置くことも考えられる(これによっても、第三者に規約の効力が及ばない以上、譲渡等の効力を否定することはできないが、このような譲渡等をした団地建物所有者等に対して規約違反を問うことができると考えられる。)。
- ③ 区分所有法第 66 条において準用される第 26 条第 2 項で

は、旧団地建物所有者が「別段の意思表示」をした場合には、管理者は当該団地建物所有者を代理等することはできないこととされている。これは、保険金等の請求権を有する旧団地建物所有者を保護するものであるが、第3項において保険金等の請求権の理事長による行使の一元化を図り、各団地建物所有者及び旧団地建物所有者の個別行使を禁止していることを踏まえ、第4項において旧団地建物所有者による「別段の意思表示」についても禁止するものである。これにより、各団地建物所有者は、団地建物所有者でなくなった後も「別段の意思表示」をしてはならないという義務を負うこととなる。

なお、このような定めが規約に置かれる前に区分所有権 を譲渡し、既に団地建物所有者ではなくなっていた旧団地 建物所有者に対しては、当該規約の効力は及ばない。

④ 理事長が団地建物所有者及び旧団地建物所有者を代理して保険金等を受領した場合には、本来、これを団地建物所有者及び旧団地建物所有者に引き渡す必要がある。しかし、保険金等は、共用部分等の瑕疵等により生じているものであり、理事長が一括してこの請求権を行使して受領した場合、その保険金等はその修繕を行うために用いることが予定されていると考えられる。第5項本文は、保険金等を上記の修繕費用に充当する旨の使途の定めを設けるものである。同項ただし書は、保険金等を受領した時点で既に修繕が終了しているケースや、そもそも修繕を要しないケース(不当利得による返還金は、瑕疵の存在を前提としていないため、修繕を要しない場合もあり得る。)もあり得ることを想定した規定であり、受領した保険金等を団地建物所有者及び旧団地建物所有者に分配することなく、団体として用いることを可能としている。

(管理費)

第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

(管理費)

第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経 費に充当する。

- 一 管理員人件費
- 二 公租公課
- 三 共用設備の保守維持費及び運転費
- 四 備品費、通信費その他の事務費
- 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料
- 六 経常的な補修費
- 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
- 八 委託業務費
- 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用
- 十 管理組合の運営に要する費用
- 十一 その他第34条に定める業務に要する費用(次条及び 第29条に規定する経費を除く。)

【コメント】第27条関係

- ① 管理組合の運営に要する費用には役員活動費も含まれ、これについては一般の人件費等を勘案して定めるものとするが、役員は団地建物所有者全員の利益のために活動することに鑑み、適正な水準に設定することとする。なお、コメント第39条関係②を参照のこと。
- ② 平成28年の標準管理規約改正前までは、本条第十号に掲げる管理費の使途及び第34条の管理組合の業務として、「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成(に要する費用)」が掲げられていた。これは、日常的なトラブルの未然防止や大規模修繕工事等の円滑な実施などに資するコミュニティ形成について、マンションの管理という管理組合の目的の範囲内で行われることを前提に規定していたものである。しかしながら、「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」との表現には、定義のあいまいさから拡大解釈の懸念があり、とりわけ、管理組合と自治会、町内会等とを混同することにより、自治会費を管理費として一体で徴収し自治会費を払っている事例や、自治会的な活動への管理費の支出をめぐる

- 一 管理員人件費
- 二 公租公課
- 三 共用設備の保守維持費及び運転費
- 四 備品費、通信費その他の事務費
- 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料
- 六 経常的な補修費
- 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
- 八 委託業務費
- 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用
- 十 管理組合の運営に要する費用
- 十一 その他第34条に定める業務に要する費用(次条及び 第29条に規定する経費を除く。)

【コメント】第27条関係

- ① 管理組合の運営に要する費用には役員活動費も含まれ、これについては一般の人件費等を勘案して定めるものとするが、役員は団地建物所有者全員の利益のために活動することに鑑み、適正な水準に設定することとする。なお、コメント第39条関係②を参照のこと。
- ② 従来、本条第十号に掲げる管理費の使途及び第34条の管理組合の業務として、「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成(に要する費用)」が掲げられていた。これは、日常的なトラブルの未然防止や大規模で終土事等の円滑な実施などに資するコミュニティ形成について、マンションの管理という管理組合のもの範囲内で行われることを前提に規定していたものである。しから、「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミカーがら、「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコニティ形成」との表現には、定義のあいまいさから拡大解釈の懸念があり、とりわけ、管理組合と自治会、町内とを混同することにより、自治会費を管理費として一体で徴収し自治会費を払っている事例や、自治会的な活動への管理費の支出をめぐる意見対立やトラブル等が生じている

意見対立やトラブル等が生じている実態もあった。一方、管理組合による従来の活動の中でいわゆるコミュニティ活動と称して行われていたもののうち、例えば、マンションやその周辺における美化や清掃、景観形成、防災・防犯活動、生活ルールの調整等で、その経費に見合ったマンションの資産価値の向上がもたらされる活動は、それが区分所有法第65条に定める管理組合の目的である「団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理」の範囲内で行われる限りにおいて可能である。

以上を明確にするため、第十号及び第34条第十五号を削除するとともに、第34条第十二号を「団地及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務」と改めることとした。

また、**平成28年の標準管理規約改正前までは**、第十二号に「その他土地及び共用部分等の通常の管理に要する費用」が掲げられていたが、第34条に定める業務との関連が不明確であったことから、「その他第34条に定める業務に要する費用(次条及び第29条に規定する経費を除く。)」と改めることとした。上述の第34条第十二号の業務に要する費用は、本号あるいは別の号の経費として支出することが可能である。

③ 管理組合は、区分所有法第65条に基づき、団地建物所有者全員で構成される強制加入の団体であり、居住者が任意加入する地縁団体である自治会、町内会等とは異なる性格の団体であることから、管理組合と自治会、町内会等との活動を混同することのないよう注意する必要がある。

各居住者が各自の判断で自治会又は町内会等に加入する場合に支払うこととなる自治会費又は町内会費等は、地域住民相互の親睦や福祉、助け合い等を図るために居住者が任意に負担するものであり、マンションを維持・管理していくための費用である管理費等とは別のものである。

自治会費又は町内会費等を管理費等と一体で徴収している場合には、以下の点に留意すべきである。

実態もあった。一方、管理組合による従来の活動の中でいわゆるコミュニティ活動と称して行われていたもののうち、例えば、マンションやその周辺における美化や清掃、景観形成、防災・防犯活動、生活ルールの調整等で、その経費に見合ったマンションの資産価値の向上がもたらされる活動は、それが区分所有法第65条に定める管理組合の目的である「団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理」の範囲内で行われる限りにおいて可能である。

以上を明確にするため、第十号及び第34条第十五号を削除するとともに、第34条第十二号を「団地及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務」と改めることとした。

また、<u>従来</u>、第十二号に「その他土地及び共用部分等の通常の管理に要する費用」が掲げられていたが、第34条に定める業務との関連が不明確であったことから、「その他第34条に定める業務に要する費用(次条及び第29条に規定する経費を除く。)」と改めることとした。上述の第34条第十二号の業務に要する費用は、本号あるいは別の号の経費として支出することが可能である。

③ 管理組合は、区分所有法第65条に基づき、団地建物所有者全員で構成される強制加入の団体であり、居住者が任意加入する地縁団体である自治会、町内会等とは異なる性格の団体であることから、管理組合と自治会、町内会等との活動を混同することのないよう注意する必要がある。

各居住者が各自の判断で自治会又は町内会等に加入する場合に支払うこととなる自治会費又は町内会費等は、地域住民相互の親睦や福祉、助け合い等を図るために居住者が任意に負担するものであり、マンションを維持・管理していくための費用である管理費等とは別のものである。

自治会費又は町内会費等を管理費等と一体で徴収している場合には、以下の点に留意すべきである。

- ア 自治会又は町内会等への加入を強制するものとならな いようにすること。
- イ 自治会又は町内会等への加入を希望しない者から自治 会費又は町内会費等の徴収を行わないこと。
- ウ 自治会費又は町内会費等を管理費とは区分経理するこ
- エ 管理組合による自治会費又は町内会費等の代行徴収に 係る負担について整理すること。
- ④ 上述のような管理組合の法的性質からすれば、マンショ ④ 上述のような管理組合の法的性質からすれば、マンショ ンの管理に関わりのない活動を行うことは適切ではない。 例えば、一部の者のみに対象が限定されるクラブやサーク ル活動経費、主として親睦を目的とする飲食の経費など は、マンションの管理業務の範囲を超え、マンション全体 の資産価値向上等に資するとも言い難いため、団地建物所 有者全員から強制徴収する管理費をそれらの費用に充てる ことは適切ではなく、管理費とは別に、参加者からの直接 の支払や積立て等によって費用を賄うべきである。

(団地修繕積立金)

- 第28条 管理組合は、各団地建物所有者が納入する団地修繕 積立金を積み立てるものとし、積み立てた団地修繕積立金 は、土地、附属施設及び団地共用部分の、次の各号に掲げ る特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩 すことができる。
 - 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三十地、附属施設及び団地共用部分の改良又は変更
 - 四 建物の一括建替え、団地内建物敷地売却又は敷地分割 に係る合意形成に必要となる事項の調査

五 団地修繕積立金の管理及び運用

六 その他土地、附属施設及び団地共用部分の管理に関 し、団地建物所有者全体の利益のために特別に必要となし

- ア 自治会又は町内会等への加入を強制するものとならな いようにすること。
- イ 自治会又は町内会等への加入を希望しない者から自治 会費又は町内会費等の徴収を行わないこと。
- ウ 自治会費又は町内会費等を管理費とは区分経理するこ
- エ 管理組合による自治会費又は町内会費等の代行徴収に 係る負担について整理すること。
- ンの管理に関わりのない活動を行うことは適切ではない。 例えば、一部の者のみに対象が限定されるクラブやサーク ル活動経費、主として親睦を目的とする飲食の経費など は、マンションの管理業務の範囲を超え、マンション全体 の資産価値向上等に資するとも言い難いため、団地建物所 有者全員から強制徴収する管理費をそれらの費用に充てる ことは適切ではなく、管理費とは別に、参加者からの直接 の支払や積立て等によって費用を賄うべきである。

(団地修繕積立金)

- | 第 28 条 管理組合は、各団地建物所有者が納入する団地修繕 積立金を積み立てるものとし、積み立てた団地修繕積立金 は、土地、附属施設及び団地共用部分の、次の各号に掲げ る特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩 すことができる。
 - 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三 土地、附属施設及び団地共用部分の変更
 - 四 建物の建替え、マンション敷地売却及び敷地分割(以 下「建替え等」という。)に係る合意形成に必要となる 事項の調査

(新設)

五 その他土地、附属施設及び団地共用部分の管理に関 し、団地建物所有者全体の利益のために特別に必要とな る管理

(削る)

(削る)

2 前項にかかわらず、区分所有法第70条第1項の一括建替 え決議(以下「一括建替え決議」という。)又は区分所有 法第71条第1項の団地内建物敷地売却決議(以下「団地内 建物敷地売却決議」という。)を経て、マンションの再生 等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下 「円滑化法」という。)第9条第1項のマンション再生組 合(以下「再生組合」という。)の設立の認可、円滑化法 第45条第1項に基づく事業の施行認可又は円滑化法第113 条第1項のマンション等売却組合の設立の認可を得るまで の間においては、一括建替え又は団地内建物敷地売却に係

る管理

- 2 前項にかかわらず、区分所有法第70条第1項の一括建替 え決議(以下「一括建替え決議」という。)又は一括建替 えに関する団地建物所有者全員の合意の後であっても、マ ンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律 第78号。以下「円滑化法」という。)第9条のマンション 建替組合(以下「建替組合」という。)の設立の認可又は 円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、団地修繕 積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する 団地修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、団地修 繕積立金を取り崩すことができる。
- 3 第1項にかかわらず、円滑化法第 108 条第1項のマンション敷地売却決議(以下「マンション敷地売却決議」という。)の後であっても、円滑化法第 120 条のマンション敷地売却組合(以下「マンション敷地売却組合」という。)の設立の認可までの間において、マンション敷地売却に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、団地修繕積立金から管理組合の消滅時にマンション敷地売却不参加者に帰属する団地修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、団地修繕積立金を取り崩すことができる。

る決議の後であっても、その事業に係る計画又は設計等に 必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合 は、団地修繕積立金から管理組合の消滅時にその事業に参 加しない団地建物所有者に帰属する団地修繕積立金相当額 を除いた金額を限度として、団地修繕積立金を取り崩すこ とができる。同様に、一括建替え又は団地内建物敷地売却 に係る区分所有者の全員の合意の後であっても、その事業 に係る計画又は設計等に必要がある場合には、管理組合 は、その経費に充当するため、団地修繕積立金を取り崩す ことができる。

- 3 第1項にかかわらず、円滑化法第163条の63第1項の敷 | 地分割決議(以下「敷地分割決議」という。)の後であっ ても、円滑化法第 168 条の敷地分割組合(以下「敷地分割 組合」という。)の設立の認可までの間において、敷地分 割に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当す るため、管理組合は、団地修繕積立金を取り崩すことがで きる。
- たときは、団地修繕積立金をもってその償還に充てること ができる。

(各棟修繕積立金)

- 第29条 管理組合は、それぞれの棟の各区分所有者が納入す ┃ 第29条 管理組合は、それぞれの棟の各区分所有者が納入す る各棟修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた各棟 修繕積立金は、それぞれの棟の共用部分の、次の各号に掲 げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り 崩すことができる。
 - 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三 棟の共用部分の改良又は変更
 - 四 建替え、建物の更新又は取壊し(以下「マンション再 **生等」という。**)に係る合意形成に必要となる事項の調 杳

- ┃ 4 第1項にかかわらず、円滑化法<mark>第 115 条の4</mark>第1項の敷 地分割決議(以下「敷地分割決議」という。)の後であっ ても、円滑化法第 168 条の敷地分割組合(以下「敷地分割 組合」という。)の設立の認可までの間において、敷地分 割に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当す るため、管理組合は、団地修繕積立金を取り崩すことがで きる。
- 4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをし 5 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをし たときは、団地修繕積立金をもってその償還に充てること ができる。

(各棟修繕積立金)

- る各棟修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた各棟 修繕積立金は、それぞれの棟の共用部分の、次の各号に掲 げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り 崩すことができる。
- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
- 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
- 三 棟の共用部分の変更
- 四 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査

- 五 各棟修繕積立金の管理及び運用
- 六 その他棟の共用部分の管理に関し、その棟の区分所有 者全体の利益のために特別に必要となる管理 (削る)

(削る)

2 前項にかかわらず、区分所有法第 62 条第 1 項の建替え決議、区分所有法第 64 条の 5 第 1 項の建物更新決議又は区分所有法第 64 条の 8 第 1 項の取壊し決議(以下「マンション再生等に係る決議」という。)を経て、円滑化法第 9 条第 1 項の再生組合の設立の認可、円滑化法第 45 条第 1 項に基づく事業の施行認可又は円滑化法第 163 条の 6 第 1 項に基づくマンション除却組合の設立の認可を得るまでの間においては、マンション再生等に係る決議の後であっても、その事業に係る計画又は設計等に必要がある場合には、管理組合は、その経費に充当するため、各棟修繕積立金を取り崩すことができる。同様に、マンション再生等に係る区分所有者の全員の合意の後であっても、その事業に係る計画又は設計等に必要がある場合には、管理組合は、その経費

(新設)

- 五 その他棟の共用部分の管理に関し、その棟の区分所有 者全体の利益のために特別に必要となる管理
- 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項に規定する 建替え決議(以下「建替え決議」という。)、一括建替え 決議又は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっ ても、円滑化法第9条の建替組合の設立の認可又は円滑化 法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、 建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合に は、その経費に充当するため、管理組合は、各棟修繕積立 金から建物の取壊し時に建替え不参加者に帰属する各棟修 繕積立金相当額を除いた金額を限度として、各棟修繕積立 金を取り崩すことができる。
- 3 第1項にかかわらず、マンション敷地売却決議の後であっても、マンション敷地売却組合の設立の認可までの間において、マンション敷地売却に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、各棟修繕積立金から管理組合の消滅時にマンション敷地売却不参加者に帰属する各棟修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、各棟修繕積立金を取り崩すことができる。

に充当するため、各棟修繕積立金を取り崩すことができ る。ただし、取壊し以外のマンション再生等に係る計画又 は設計等に必要な経費に充当するために各棟修繕積立金を 取り崩す場合は、管理組合の消滅時にその事業に参加しな い区分所有者に帰属する各棟修繕積立金相当額を除いた金 額を限度とする。

- 3 第1項にかかわらず、敷地分割決議の後であっても、敷 地分割組合の設立の認可までの間において、敷地分割に係 る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するた め、管理組合は、各棟修繕積立金を取り崩すことができ る。
- 4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをし たときは、各棟修繕積立金をもってその償還に充てること ができる。

【コメント】第28条及び第29条関係

- 期間ごとに行う計画的な維持修繕工事が重要であるので、 団地修繕積立金及び各棟修繕積立金を必ず積み立てること としたものである。
- ② 分譲会社が分譲時において将来の計画修繕に要する経費 に充当していくため、一括して購入者より修繕積立基金と して徴収している場合や、修繕時に、既存の団地修繕積立 金又は各棟修繕積立金の額が修繕費用に不足すること等か ら、一時負担金が団地建物所有者又は区分所有者から徴収 される場合があるが、これらについても団地修繕積立金又 は各棟修繕積立金として積み立てられ、区分経理されるべ きものである。
- ③ 団地修繕積立金を取り崩すことができる事由として第 28 条第1項第一号から第三号に掲げる「一定年数の経過ごと に計画的に行う修繕」、「不測の事故その他特別の事由に より必要となる修繕」及び「土地、附属施設及び団地共用 部分の改良又は変更」並びに各棟修繕積立金を取り崩すこ

- ┃4 第1項にかかわらず、敷地分割決議の後であっても、敷 地分割組合の設立の認可までの間において、敷地分割に係 る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するた め、管理組合は、各棟修繕積立金を取り崩すことができ
- 5 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをし たときは、各棟修繕積立金をもってその償還に充てること ができる。

【コメント】第28条及び第29条関係

- ① 対象物件の経済的価値を適正に維持するためには、一定 □ 対象物件の経済的価値を適正に維持するためには、一定 期間ごとに行う計画的な維持修繕工事が重要であるので、 団地修繕積立金及び各棟修繕積立金を必ず積み立てること としたものである。
 - ② 分譲会社が分譲時において将来の計画修繕に要する経費 に充当していくため、一括して購入者より修繕積立基金と して徴収している場合や、修繕時に、既存の団地修繕積立 金又は各棟修繕積立金の額が修繕費用に不足すること等か ら、一時負担金が団地建物所有者又は区分所有者から徴収 される場合があるが、これらについても団地修繕積立金又 は各棟修繕積立金として積み立てられ、区分経理されるべ きものである。

とができる事由として第29条第1項第一号から第三号に掲げる「一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕」、「不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕」及び「棟の共用部分の改良又は変更」には、実際の工事費用のほか、工事に係る計画立案、工事履歴等の調査、設計等の準備段階の費用も含まれる。

④ 第 28 条及び第 29 条の各第 1 項第五号に掲げる「修繕積立金の管理及び運用」に要する費用とは、修繕積立金を保管する銀行口座の残高証明書等の帳票発行手数料や、住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」等の金融商品を活用する際に必要となる保証料、修繕積立金を取り崩して実施した工事に関する諸費用(印紙税、工事代金を支払った際の振込手数料等)等を想定している。

なお、修繕積立金の管理及び運用に要する費用について は、修繕積立金の取崩しの対象として規定せず、管理費か ら支出することもできる。

⑤ 本規約の対象とする団地(コメント全般関係③参照)の 建替えは、団地全体の一括建替え決議による場合、棟ごと の合意及び団地の建替え承認決議による場合の2つの方法 がある。一括建替え決議を選択できるのは、区分所有法第 70条第1項の要件を満たす団地型マンションのみであり、 管理組合においては、各マンションの実態に応じて、規約 を定めることが重要である。

(削る)

(新設)

- ③ 本規約の対象とする団地(コメント全般関係③参照)の 建替えは、団地全体の一括建替え決議による場合、棟ごと の合意及び団地の建替え承認決議による場合の2つの方法 がある。一括建替え決議を選択できるのは、区分所有法第 70条第1項の要件を満たす団地型マンションのみであり、 管理組合においては、各マンションの実態に応じて、規約 を定めることが重要である。
- ④ 円滑化法に基づく建替組合によるマンション建替事業に おける建替えまでのプロセスの概要は、円滑化法の制定を 踏まえ作成された「マンションの建替えに向けた合意形成 に関するマニュアル」によれば、次のとおりである。

A. 建替え決議までのプロセス

(ア)準備段階:一部の区分所有者から建替えの発意がなされ、それに賛同する有志により、建替えを提起するための基礎的な検討が行われる段階であり、「管理組合として建替えの検討を行うことの合意を得ること」を目標とする。

- ⑥ 円滑化法に基づく再生組合によるマンション建替事業までのプロセスのうち、管理組合として、修繕・改修との比較等による建替えの必要性、建替えの構想について検討する検討段階及び各団地建物所有者又は各区分所有者の合意形成を図りながら、建替えの計画を本格的に検討する計画段階においては、管理組合が建替えの検討のため、調査を実施する。調査の主な内容は、再生マンションの設計概要、マンションの取壊し及び再生マンションの建築に要する費用の概算額やその費用分担、再生マンションの区分所有権の帰属に関する事項等である。
- ① マンション建替事業におけるプロセスのうち、再生組合 の設立段階においても、団地修繕積立金又は各棟修繕積立 金を取り崩すことのできる場合があることを定めたのが第 28条及び第29条の各第2項である。

- (イ)検討段階:管理組合として、修繕・改修との比較 等による建替えの必要性、建替えの構想について検討 する段階であり、「管理組合として、建替えを必要と して計画することの合意を得ること」を目標とする。
- (ウ)計画段階:管理組合として、各区分所有者の合意 形成を図りながら、建替えの計画を本格的に検討する 段階であり、「建替え計画を策定するとともに、それ を前提とした建替え決議を得ること」を目標とする。
- B. 建替え決議後のプロセス
 - (ア)建替組合の設立段階:定款及び事業計画を定め、 都道府県知事等の認可を受けて建替組合を設立する段階。
 - (イ)権利変換段階:権利変換計画を策定し、同計画に 関し都道府県知事等の認可を受け、権利変換を行う段 階。
 - (ウ)工事実施段階:建替え工事を施工し、工事完了時 にマンション建替事業に係る清算を行う段階。
 - (エ)再入居と新管理組合の設立段階:新マンションに 入居し、新マンションの管理組合が発足する段階。
- ⑤ <u>④のプロセスのうち、</u><u>④のA(イ)及び(ウ)の段階</u>においては、管理組合が建替えの検討のため、調査を実施する。調査の主な内容は、<u>再建</u>マンションの設計概要、マンションの取壊し及び<u>再建</u>マンションの建築に要する費用の概算額やその費用分担、<u>再建</u>マンションの区分所有権の帰属に関する事項等である。

⑥ <u>④の</u>プロセスのうち、<u>④のB(ア)の段階</u>においても、 団地修繕積立金又は各棟修繕積立金を取り崩すことのでき る場合があることを定めたのが第2項である。

- 8 マンション建替事業におけるプロセスによらず、円滑化法第45条のマンション再生事業の認可に基づく建替え、又は団地建物所有者の全員合意に基づく任意の建替えを推進する場合であっても、必要に応じて、第28条若しくは第29条の各第1項及び第2項、又は第28条若しくは第29条の各第2項と同様の方法により、団地修繕積立金又は各棟修繕積立金を取り崩すことは可能である。ただし、任意の組織に関し、その設立時期について管理組合内で共通認識を得ておくことが必要である。
- ⑨ 円滑化法に基づく<u>マンション建替事業を除くマンション</u> <u>再生事業、マンション除却事業の場合</u>にも、建替えの場合 と同様に、第1項及び<u>第2項</u>に基づき、必要に応じて、団 地修繕積立金又は各棟修繕積立金を取り崩すことは可能で ある。

(削る)

- ⑩ マンション再生等に係る合意形成に必要となる事項の調査に要する経費の支出は、各マンションの実態に応じて、管理費から支出する旨管理規約に規定することもできる。
- ① 第29条第1項第四号中の「建物の更新」とは、建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復(通常有すべき効用の確保を含む。)のために共用部分の形状を変更し、かつ、これに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をすること(いわゆる「一棟リノベーション」)を

- ① ④のプロセスによらず、円滑化法第45条のマンション建 替事業の認可に基づく建替え、又は団地建物所有者の全員 合意に基づく任意の建替えを推進する場合であっても、必 要に応じて、第1項及び第2項、又は第2項と同様の方法 により、団地修繕積立金又は各棟修繕積立金を取り崩すこ とは可能である。ただし、任意の組織に関し、その設立時 期について管理組合内で共通認識を得ておくことが必要で ある。
- ⑧ 円滑化法に基づくマンション敷地売却組合によるマンション敷地売却事業のプロセスの概要は、平成30年のマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「円滑化法施行規則」という。)の改正を踏まえ改訂された「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を参考とされたい。この場合にも、建替えの場合と同様に、第1項及び第3項に基づき、必要に応じて、団地修繕積立金又は各棟修繕積立金を取り崩すことは可能である。
- ⑨ 円滑化法に基づく敷地分割組合による敷地分割事業のプロセスの概要は、国土交通省が策定した「団地型マンション再生のための敷地分割ガイドライン」を参考とされたい。この場合にも、建替えやマンション敷地売却の場合と同様に、第1項及び第4項に基づき、必要に応じて、団地修繕積立金又は各棟修繕積立金を取り崩すことは可能である。
- ⑩ 建替え等に係る調査に必要な経費の支出は、各マンションの実態に応じて、管理費から支出する旨管理規約に規定することもできる。

指すものである。

<u>〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次</u>のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

(組合員名簿等の作成、保管)

- 第33条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下 「組合員名簿等」という。)を作成して保管し、組合員 の相当の理由を付した書面による請求があったときは、 これらを閲覧させなければならない。この場合におい て、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することが できる。
- 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合 員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由 を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が 求める情報を記入した書面を交付することができる。こ の場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を 負担させることができる。
- 3 理事長は、第19条第3項又は前条の届出があった場合 に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。
- 4 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認 をしなければならない。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(組合員名簿等の作成、保管)

- 第33条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下 「組合員名簿等」という。)を、書面又は電磁的記録に より作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面 又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲 覧させなければならない。この場合において、閲覧につ き、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合

(新設)

員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

- 3 電磁的記録により作成された組合員名簿等の閲覧については、第51条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。
- 4 理事長は、第19条第3項又は前条の届出があった場合 に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。
- <u>5</u> 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認 をしなければならない。

【コメント】第33条の2関係

① 組合員名簿のほか、設備点検等のために専有部分への立 入り等を行う際の連絡先を把握するために、賃借人を含む 現にマンションに居住している者の氏名や連絡先等を記載 した居住者名簿を作成、保管することも定めている。

また、居住者名簿の作成に当たっては、災害時における 避難の支援や安否の確認等の円滑化の観点から、高齢者、 障害者、乳幼児など災害時に自ら避難することが困難な者 を事前に把握しておくことが望ましい。

- ② 組合員名簿等の閲覧等に際しては、組合員等のプライバシーに留意する必要がある。名簿に記載されている内容のうち、閲覧等の請求の理由に照らして不要と思われる項目については、開示しないことも可能である。
- ③ 組合員名簿等の閲覧等の請求をすることができる者を組合員に限定しているが、組合員以外の者から閲覧請求をされることを想定し、地域や各マンションの実態に応じて閲覧等を請求できる者の範囲を定めることも可能である。
- ④ 管理組合が個人情報取扱事業者に該当する場合は、個人 情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下

「個人情報保護法」という。)第4章の規定に基づき個人情報を取り扱う必要がある。

管理組合が名簿を作成するために組合員等の個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならず、また、個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合等を除き、速やかに、利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。さらに、本人から直接書面により個人情報を取得する場合は、利用目的を明示しなければならないため、第19条第3項や第33条の届出の様式において、利用目的を記載しておくことが考えられる。

加えて、①の災害時に自ら避難することが困難な者の情報は、個人情報保護法における要配慮個人情報に該当する場合があり、要配慮個人情報を取得する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることが必要である。

このほか、個人情報保護法については、「個人情報取扱事業者等に係るガイドライン・Q&A等」(個人情報保護委員会公表)を参照されたい。

⑤ 第4項では、第19条第3項又は第33条の届出に基づいて組合員名簿等の更新を行っていない場合でも、年に1回以上、名簿の内容に変更すべき箇所がないかなどを確認することを定めている。

確認の方法としては、届出事項や名簿記載内容等に変更が発生した場合は第 19 条第 3 項又は第 33 条の届出を提出しなければならないことを団地総会やマンション内の掲示板において周知することや、名簿記載内容に変更が発生したことを理事長が把握した場合に第 19 条第 3 項又は第 33 条の届出の提出を求めること等により、名簿記載内容が最新の情報となっているかを確認すること等が考えられる。

⑥ 第33条の3の規定に基づき組合員が国内管理人を選任した場合、第77条の4の規定に基づき所有者不明専有部分管理人が選任された場合、第77条の5の規定に基づき管理不全専有部分管理人が選任された場合等、組合員に代わって

専有部分を管理する者が選任されている場合は、組合員名 簿における当該組合員に関する情報として、届出のあった 内容を付記し、組合員に代わって専有部分を管理する者と 円滑に連絡をとれるようにしておくことが望ましい。

<u>「</u>※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定」

- (ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合 (国内管理人)
- 第33条の3 組合員は、国内管理人を選任する場合には、 国内管理人に対し、次に掲げる行為をする権限を与えな ければならない。
 - 一 専有部分の保存行為
 - 二 <u>専有部分の性質を変えない範囲内の利用又は改良を</u> <u>目的とする行為</u>
 - 三 総会 (団地総会及び棟総会をいう。第四号及び第五 号において同じ。) の招集の通知の受領
 - 四 総会における議決権の行使
 - 五 組合員が土地及び建物の敷地並びに共用部分等に関して管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務又は本規約若しくは総会の決議に基づき管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務の弁済
- 2 組合員が国内管理人を選任した場合は、直ちにその旨並びに国内管理人の氏名又は名称及び住所又は居所を書面により理事長に届け出なければならない。
- 3 組合員は、前項の規定により届け出た国内管理人の選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければならない。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(国内管理人)

- 第33条の3 組合員は、国内管理人を選任する場合には、 国内管理人に対し、次に掲げる行為をする権限を与えな ければならない。
 - 一 専有部分の保存行為
 - 二 <u>専有部分の性質を変えない範囲内の利用又は改良を</u> 目的とする行為
 - 三 総会 (団地総会及び棟総会をいう。第四号及び第五 号において同じ。) の招集の通知の受領
 - 四 総会における議決権の行使
 - 五 組合員が土地及び建物の敷地並びに共用部分等に関して管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務又は本規約若しくは総会の決議に基づき管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務の弁済
- 2 組合員が国内管理人を選任した場合は、直ちにその旨並びに国内管理人の氏名又は名称及び住所又は居所を書面又は電磁的方法により理事長に届け出なければならない。
- 3 組合員は、前項の規定により届け出た国内管理人の選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった場合には、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により届け出なければならない。

【コメント】第33条の3関係

① 組合員が国内に居住していない場合(法人にあっては、本店又は主たる事務所が国内に設けられていない場合)に、当該組合員に対し、管理規約の規定の中で国内管理人の選任を義務付けることも考えられる。国内管理人の選任を義務付ける場合の規約の例は次のとおり。

<u>〔</u>※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合 (国内管理人) (新設)

- 第 33 条の3 組合員は、日本国内に住所又は居所を有せず、又は有しないこととなる場合は、国内管理人を選任し、直ちにその旨並びに国内管理人の氏名又は名称及び住所又は居所を書面により理事長に届け出なければならない。
- 2 組合員は、前項の規定により国内管理人を選任する場合には、国内管理人に対し、次に掲げる行為をする権限を与えなければならない。
 - <u>一 専有部分の保存行為</u>
 - 二 専有部分の性質を変えない範囲内の利用又は改良を 目的とする行為
 - 三 総会 (団地総会及び棟総会をいう。第四号及び第五 号において同じ。) の招集の通知の受領
 - 四 総会における議決権の行使
 - 五 組合員が土地及び建物の敷地並びに共用部分等に関して管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務又は本規約若しくは総会の決議に基づき管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務の弁済
- 3 組合員は、第1項の規定により届け出た国内管理人の 選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった 場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければな らない。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(国内管理人)

- 第 33 条の3 組合員は、日本国内に住所又は居所を有せず、又は有しないこととなる場合は、国内管理人を選任し、直ちにその旨並びに国内管理人の氏名又は名称及び住所又は居所を書面又は電磁的方法により理事長に届け出なければならない。
- 2 組合員は、前項の規定により国内管理人を選任する場合には、国内管理人に対し、次に掲げる行為をする権限を与えなければならない。

- 一 専有部分の保存行為
- 二 専有部分の性質を変えない範囲内の利用又は改良を 目的とする行為
- 三 総会 (団地総会及び棟総会をいう。第四号及び第五 号において同じ。) の招集の通知の受領
- 四 総会における議決権の行使
- 五 組合員が土地及び建物の敷地並びに共用部分等に関して管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務又は本規約若しくは総会の決議に基づき管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務の弁済
- 3 組合員は、第1項の規定により届け出た国内管理人の 選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった 場合には、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により届 け出なければならない。
- ② 第2項の届出書の様式は、次のとおりとする。

国内管理人の選任に関する届出書

年 月 日

○○団地管理組合

理事長 ○○○○ 殿

氏名 〇〇〇〇

私は、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第6条の2に定める国内管理人を選任したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 対象住戸 ○○号棟○○号室
- 2 選任した国内管理人 商号又は名称

氏名

所在地又は住所

電話番号

緊急連絡先

- 3 国内管理人を選任した日 年 月 日
- 4 国内管理人に委任した権限

- 一 対象住戸専有部分の保存行為
- 二 対象住戸専有部分の性質を変えない範囲内の利用又 は改良を目的とする行為
- 三 総会(団地総会及び棟総会をいう。以下同じ。)の 招集の通知の受領
- 四 総会における議決権の行使
- 五 組合員が土地及び建物の敷地並びに共用部分等に関して管理組合若しくは他の組合員に対して負う債務又は本規約若しくは総会の決議に基づき管理組合若しくは他の組合員に対して負う管理費、修繕積立金等の債務の弁済
- <u>(※前五号の権限の他に国内管理人に委任した権限があ</u>る場合は、第六号以下に明記する。)
- ③ ②の届出書様式中、記4「国内管理人に委任した権限」 第一号から第五号に掲げる事項は区分所有法で定められた 権限及び本規約により権限付与が義務付けられた権限に関 する事項であり、個別の委任契約によりこれらの権限の全 部又は一部を削ることは認められない。一方で、組合員と 国内管理人の委任契約により、これ以外の更なる権限を付 与することも可能である。その場合は、付与した権限の内 容を管理組合が把握できるよう、届出書にも記載すること が求められる。なお、第五号に掲げる権限は、あくまで組 合員の負う債務を弁済する権限に過ぎず、国内管理人自身 が債務を弁済する義務を負うものではない。
- ④ 第1項は、区分所有者に対し、国内管理人を選任する際に、区分所有法第6条の2第2項所定の権限に加えて、団地の管理に関する権限を一括して付与することを義務付けるものである。

国内管理人は、単棟の区分所有建物の専有部分及び共用部分の管理を行うために選任されるものであり、専ら区分所有建物についての制度であるところ、団地には様々なものがあり、団地内の区分所有建物は、当然には団地管理組合の管理の対象とはならないことから、区分所有法では、

国内管理人の規律は、団地管理組合について準用されてい ない(区分所有法第66条)。もっとも、団地内の区分所有 建物の管理について団地管理規約が設定されている場合 (区分所有法第68条第1項第2号)には、団地管理規約に おいて、団地内の区分所有建物における国内管理人に関す る定め(団地内の区分所有建物について国内管理人の選任 を義務付ける旨の定め等)を置くことが可能であると考え られる。そして、区分所有法第6条の2第2項の国内管理 人の権限には、団地総会の招集の通知の受領や団地総会に おける議決権の行使等の団地の管理に関する権限は含まれ ないが、組合員と国内管理人の委任契約により、法定の権 限以外の権限を国内管理人に付与することは可能であり、 本標準管理規約のように団地内の全ての区分所有建物の管 理を団地管理組合が行うこととされている場合には、国内 管理人制度を通じた団地全体の円滑な管理を実現する観点 から、国内管理人に団地の管理に関する権限をも付与して おくことが相当と考えられる。

(業務)

- 第34条 管理組合は、団地内の土地、附属施設及び専有部分 | 第34条 管理組合は、団地内の土地、附属施設及び専有部分 のある建物の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 管理組合が管理する土地及び共用部分等(以下本条及 び第50条において「組合管理部分」という。)の保安、 保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理
 - 二組合管理部分の修繕
 - 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修 繕計画書の管理
 - 四 一括建替え、団地内建物敷地売却、敷地分割及びマン ション再生等に係る合意形成に必要となる事項の調査に 関する業務
 - 五 適正化法第 103 条第1項に定める、宅地建物取引業者 から交付を受けた設計図書の管理
 - 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等

(業務)

- のある建物の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 管理組合が管理する土地及び共用部分等(以下本条及 び第50条において「組合管理部分」という。)の保安、 保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理
- 二 組合管理部分の修繕
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修 繕計画書の管理
- 四 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査に関 する業務
- 五 適正化法第 103 条第1項に定める、宅地建物取引業者 から交付を受けた設計図書の管理
- 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等

- 七 共用部分等に係る火災保険、地震保険その他の損害保 険に関する業務
- 八 団地建物所有者が管理する専用使用部分について管理 組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- 九 土地及び共用部分等の変更及び運営
- 十 団地修繕積立金及び各棟修繕積立金の運用
- 十一 官公署、町内会等との渉外業務
- 十二 団地及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並 びに居住環境の維持及び向上に関する業務
- 十三 広報及び連絡業務
- 十四 管理組合の消滅時における残余財産の清算及び建物 の取壊し時における当該棟に係る残余財産の清算
- 十五 その他団地内の土地、附属施設及び専有部分のある 建物の管理に関する業務

【コメント】第34条関係

- ① 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくために □ 建物を長期にわたって良好に維持・管理していくために は、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくこ とが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、 必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画とし て定め、団地建物所有者の間で合意しておくことは、円滑 な修繕の実施のために重要である。
- ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必 要である。
 - 1 計画期間が30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含 まれる期間以上とすること。
 - 2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防 水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等 が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定め られているものであること。
 - 3 全体の工事金額及び団地建物所有者の共有する部分と 各棟の区分所有者の共有する部分に区分して工事金額が 定められたものであること。

- 七 共用部分等に係る火災保険、地震保険その他の損害保 険に関する業務
- 八 団地建物所有者が管理する専用使用部分について管理 組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- 九 土地及び共用部分等の変更及び運営
- 十 団地修繕積立金及び各棟修繕積立金の運用
- 十一 官公署、町内会等との渉外業務
- 十二 マンション及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、 防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務
- 十三 広報及び連絡業務
- 十四 管理組合の消滅時における残余財産の清算及び建物 の取壊し時における当該棟に係る残余財産の清算
- 十五 その他団地内の土地、附属施設及び専有部分のある 建物の管理に関する業務

【コメント】第34条関係

- は、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくこ とが必要であり、その対象となる建物の部分、修繕時期、 必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画とし て定め、団地建物所有者の間で合意しておくことは、円滑 な修繕の実施のために重要である。
- ② 長期修繕計画の内容としては次のようなものが最低限必 要である。
 - 1 計画期間が30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含 まれる期間以上とすること。
 - 2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修、屋上防 水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の開口部の改良等 が掲げられ、各部位ごとに修繕周期、工事金額等が定め られているものであること。
 - 3 全体の工事金額及び団地建物所有者の共有する部分と 各棟の区分所有者の共有する部分に区分して工事金額が 定められたものであること。

また、長期修繕計画の内容については定期的な見直し をすることが必要である。

- ③ 長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提 として、劣化診断(建物診断)を管理組合として併せて行 う必要がある。
- ④ 長期修繕計画の作成又は変更に要する経費及び長期修繕 計画の作成等のための劣化診断(建物診断)に要する経費 の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費 又は修繕積立金のどちらからでもできる。

ただし、修繕積立金から充当する場合には、団地分と各 棟分及び各棟間の修繕積立金について適正に按分し、公平 に行う必要がある。

また、修繕工事の前提としての劣化診断(建物診断)に 要する経費の充当については、修繕工事の一環としての経 費であることから、原則としてその修繕工事の対象とする 部分に対応する修繕積立金から取り崩すこととなる。

⑤ 管理組合が管理すべき設計図書は、適正化法第 103 条第 1項に基づいて宅地建物取引業者から交付される竣工時の 付近見取図、配置図、仕様書(仕上げ表を含む。)、各階 平面図、2面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏 図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書で ある。ただし、同条は、適正化法の施行(平成13年8月1 日)前に建設工事が完了した建物の分譲については適用さ れないこととなっており、これに該当するマンションには 上述の図書が交付されていない場合もある。

他方、建物の修繕に有用な書類としては、上述以外の設 計関係書類(数量調書、竣工地積測量図等)、特定行政庁 関係書類(建築確認通知書、日影協定書等)、消防関係書 類、給排水設備図や電気設備図、機械関係設備施設の関係 書類、売買契約書関係書類等がある。

このような各マンションの実態に応じて、具体的な図書 を規約に記載することが望ましい。

⑥ 修繕等の履歴情報とは、大規模修繕工事、計画修繕工事 │⑥ 修繕等の履歴情報とは、大規模修繕工事、計画修繕工事

また、長期修繕計画の内容については定期的な見直し をすることが必要である。

- ③ 長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実施の前提 として、劣化診断(建物診断)を管理組合として併せて行 う必要がある。
- ┃④ 長期修繕計画の作成又は変更に要する経費及び長期修繕 計画の作成等のための劣化診断(建物診断)に要する経費 の充当については、管理組合の財産状態等に応じて管理費 又は修繕積立金のどちらからでもできる。

ただし、修繕積立金から充当する場合には、団地分と各 棟分及び各棟間の修繕積立金について適正に按分し、公平 に行う必要がある。

また、修繕工事の前提としての劣化診断(建物診断)に 要する経費の充当については、修繕工事の一環としての経 費であることから、原則としてその修繕工事の対象とする 部分に対応する修繕積立金から取り崩すこととなる。

⑤ 管理組合が管理すべき設計図書は、適正化法第 103 条第 1項に基づいて宅地建物取引業者から交付される竣工時の 付近見取図、配置図、仕様書(仕上げ表を含む。)、各階 平面図、2面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏 図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書で ある。ただし、同条は、適正化法の施行(平成13年8月1 日) 前に建設工事が完了した建物の分譲については適用さ れてないこととなっており、これに該当するマンションに は上述の図書が交付されていない場合もある。

他方、建物の修繕に有用な書類としては、上述以外の設 計関係書類(数量調書、竣工地積測量図等)、特定行政庁 関係書類(建築確認通知書、日影協定書等)、消防関係書 類、給排水設備図や電気設備図、機械関係設備施設の関係 書類、売買契約書関係書類等がある。

このような各マンションの実態に応じて、具体的な図書 を規約に記載することが望ましい。

及び設備改修工事等の修繕の時期、箇所、費用及び工事施工者等や、設備の保守点検、建築基準法第12条第1項及び第3項の特定建築物等の定期調査報告及び建築設備(昇降機を含む。)の定期検査報告、消防法第8条の2の2の防火対象物定期点検報告等の法定点検、耐震診断結果、石綿使用調査結果など、維持管理の情報であり、整理して後に参照できるよう管理しておくことが今後の修繕等を適切に実施するためにも有効な情報である。

① 管理組合が管理する書類等として、第三号に掲げる長期修繕計画書、第五号及び⑤に掲げる設計図書等、第六号及び⑥に掲げる修繕等の履歴情報が挙げられるが、具体的な保管や閲覧については、第66条第2項で規定するとおり、理事長の責任により行うこととする。その他に、理事長が保管する書類等としては、第33条の2第1項で定める組合員名簿等、第51条第3項で定める団地総会議事録、第51条の2で定める団地総会資料、第74条第4項で定める棟総会議事録、第74条の2で定める棟総会資料、第55条第4項の規定に基づき準用される第51条第3項で定める理事会議事録、第55条第5項の規定に基づき準用される第51条の2で定める理事会資料、第66条及び第66条関係コメントに掲げる帳票類等、第82条で定める規約原本等が挙げられる。

このうち、団地総会議事録及び棟総会議事録並びに規約 原本の保管は、区分所有法により管理者が保管することと されているものであり、この標準管理規約では理事長を管 理者としていることから理事長が保管することとしてい る。

⑧ <u>平成28年の標準管理規約改正前までは</u>、第十五号に定める管理組合の業務として、「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」が掲げられていたが、「コミュニティ」という用語の概念のあいまいさから拡大解釈の懸念があり、とりわけ、管理組合と自治会、町内会等とを混同することにより、自治会的な活動への管理費の

及び設備改修工事等の修繕の時期、箇所、費用及び工事施工者等や、設備の保守点検、建築基準法第12条第1項及び第3項の特定建築物等の定期調査報告及び建築設備(昇降機を含む。)の定期検査報告、消防法第8条の2の2の防火対象物定期点検報告等の法定点検、耐震診断結果、石綿使用調査結果など、維持管理の情報であり、整理して後に参照できるよう管理しておくことが今後の修繕等を適切に実施するためにも有効な情報である。

⑦ 管理組合が管理する書類等として、第三号に掲げる長期修繕計画書、第五号及び⑤に掲げる設計図書等、第六号及び⑥に掲げる修繕等の履歴情報が挙げられるが、具体的な保管や閲覧については、第66条第2項で規定するとおり、理事長の責任により行うこととする。その他に、理事長が保管する書類等としては、第51条第3項で定める団地総会資料、第74条第4項で定める棟総会議事録、第74条の2で定める棟総会資料、第55条第4項の規定に基づき準用される第51条第3項で定める理事会議事録、第55条第5項の規定に基づき準用される第51条の2で定める理事会資料、第66条及び第66条関係コメントに掲げる帳票類等、第66条の2で定める組合員名簿等、第82条で定める規約原本等が挙げられる。

このうち、団地総会議事録及び棟総会議事録並びに規約 原本の保管は、区分所有法により管理者が保管することと されているものであり、この標準管理規約では理事長を管 理者としていることから理事長が保管することとしてい る。

⑧ <u>従来</u>、第十五号に定める管理組合の業務として、「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」が掲げられていたが、「コミュニティ」という用語の概念のあいまいさから拡大解釈の懸念があり、とりわけ、管理組合と自治会、町内会等とを混同することにより、自治会的な活動への管理費の支出をめぐる意見対立やトラブル等

支出をめぐる意見対立やトラブル等が生じている実態もあ った。一方、管理組合による従来の活動の中でいわゆるコ ミュニティ活動と称して行われていたもののうち、例え ば、マンションやその周辺における美化や清掃、景観形 成、防災・防犯活動、生活ルールの調整等で、その経費に 見合ったマンションの資産価値の向上がもたらされる活動 は、それが区分所有法第65条に定める管理組合の目的であ る「団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管 理」の範囲内で行われる限りにおいて可能である。なお、 これに該当しない活動であっても、管理組合の役員等であ る者が個人の資格で参画することは可能である。

以上を明確にするため、区分所有法第65条を引用し、第 34 条本文に「団地内の土地、附属施設及び専有部分のある 建物の管理のため」を加え、第十五号を削除し、併せて、 周辺と一体となって行われる各業務を再整理することと し、それまで第十二号に掲げていた「風紀、秩序及び安全 の維持に関する業務」、第十三号に掲げていた「防災に関 する業務」及び「居住環境の維持及び向上に関する業務」 を、新たに第十二号において「団地及び周辺の風紀、秩序」 及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関 する業務」と規定することとした。なお、改正の趣旨等の 詳細については、第27条関係②~④を参照のこと。

⑨ 第十二号に掲げる「団地及び周辺の風紀、秩序及び安全 の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業 務」のうち、「防災に関する業務」とは、平時から管理組 合や団地建物所有者において進めるべき防災対策の取組で ある防災マニュアルの作成・周知、防災訓練の実施、防災 情報の収集・周知、防災用名簿の作成、防災物資等の備蓄 等が考えられる。なお、これらの取組については、管理組 合が担うのではなく、別に防災活動に取り組む組織を結成 した上で、その組織が主導して取り組むことも考えられ

⑩ 団地内で健康の維持に重大な影響を及ぼすとされる感染 ┃ ⑨ マンション内で健康の維持に重大な影響を及ぼすとされる。

が生じている実態もあった。一方、管理組合による従来の 活動の中でいわゆるコミュニティ活動と称して行われてい たもののうち、例えば、マンションやその周辺における美 化や清掃、景観形成、防災・防犯活動、生活ルールの調整 等で、その経費に見合ったマンションの資産価値の向上が もたらされる活動は、それが区分所有法第65条に定める管 理組合の目的である「団地内の土地、附属施設及び専有部 分のある建物の管理」の範囲内で行われる限りにおいて可 能である。なお、これに該当しない活動であっても、管理 組合の役員等である者が個人の資格で参画することは可能 である。

以上を明確にするため、区分所有法第65条を引用し、第 34 条本文に「団地内の土地、附属施設及び専有部分のある 建物の管理のため」を加え、第十五号を削除し、併せて、 周辺と一体となって行われる各業務を再整理することと し、従来第十二号に掲げていた「風紀、秩序及び安全の維 持に関する業務」、従来第十三号に掲げていた「防災に関 する業務 | 及び「居住環境の維持及び向上に関する業務 | を、新たに第十二号において「団地及び周辺の風紀、秩序 及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関 する業務」と規定することとした。なお、改正の趣旨等の 詳細については、第27条関係②~④を参照のこと。

症等の発生を把握した場合は、管理組合は、行政からの指示や情報を踏まえて対応することが望ましい。

また、団地において、団地建物所有者等にひとり歩き等の認知症の兆候がみられ、団地建物所有者等の共同生活や共用部分等の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる事案が発生した場合は、管理組合は、団地建物所有者等の緊急連絡先を把握している場合には当該緊急連絡先に連絡し、緊急連絡先を把握していない場合や緊急連絡先へ連絡しても状況が進展しない場合等は、地域包括支援センター等へ相談を行うことが望ましい。

① 一括建替え、団地内建物敷地売却及びマンション再生等 により消滅する管理組合は、管理費、団地修繕積立金や各 棟修繕積立金等の残余財産を清算する必要がある。なお、 清算の方法については、各団地の実態に応じて規定を整備 しておくことが望ましい。

[※団地の居住人数が一定規模以上の場合に規定]

(防火管理者)

- 第 34 条の2 理事長は、防火上必要な業務を行わせるため、防火管理者を選任し、消防署に届け出なければならない。
- 2 防火管理者は、主に次の各号に掲げる防火管理上必要 な業務について、消防計画を作成し、消防署に届け出る ほか、当該消防計画に基づいた業務を行う。
- 一 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 二 避難経路の確保及び点検
- 三 消防用設備等の設置状況の確認及び点検
- 3 理事長は、前項の業務において防火管理者が改善を申 し入れたときは、必要な措置を講じなければならない。

【コメント】第34条の2関係

① 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定により、

る感染症等の発生を把握した場合は、管理組合は、行政からの指示や情報を踏まえて対応することが望ましい。

また、マンションにおいて、団地建物所有者等にひとり歩き等の認知症の兆候がみられ、団地建物所有者等の共同生活や共用部分等の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる事案が発生した場合は、管理組合は、団地建物所有者等の緊急連絡先を把握している場合には当該緊急連絡先に連絡し、緊急連絡先を把握していない場合や緊急連絡先へ連絡しても状況が進展しない場合等は、地域包括支援センター等へ相談を行うことが望ましい。

⑩ 建替え等により消滅する管理組合は、管理費、団地修繕積立金や各棟修繕積立金等の残余財産を清算する必要がある。なお、清算の方法については、各マンションの実態に応じて規定を整備しておくことが望ましい。

(新設)

居住者数が 50 人 (消防法施行令別表第1 16 項イに該当 する場合は30人。なお、同表に掲げる6項ロ(有料老人ホ ームなど)を含む 16 項イに該当する場合は、10 人)以上 ある集合住宅において、建物の管理権原者に防火管理者の 選任が義務付けられていることに鑑み、本条の規定を確認 的に設けたものである。

- ② 防火管理者の選任に当たっては、その要件として、消防 法施行令第3条において「防火管理業務を適切に遂行する ことができる管理的、監督的地位にあるもの」であること 及び防火管理上必要な知識・技能を有していることが求め られる。
- ③ 防火管理上必要な知識・技能を有することについては、 消防が実施する防火管理講習の修了者のほか、消防法施行 令第3条第1項第一号ロからニまでに掲げる防火管理者と して必要な学識経験を有する者がこれに該当する。
- ④ 消防法第8条の2の規定どおり、高層建築物(高さ31メ ートルを超える建築物をいう。) その他政令で定める防火 対象物で、その管理について権原が分かれている防火対象 物では、防火管理者の他に防火対象物の全体について防火 管理上必要な業務を統括する防火管理者の選任が必要であ る。

(業務の委託等)

を、マンション管理業者(適正化法第2条第八号の「マン ション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け 負わせて執行することができる。

【コメント】第 35 条関係

第三者に委託する場合は、マンション標準管理委託契約 書を参考とする。

(専門的知識を有する者の活用)

(業務の委託等)

第 35 条 管理組合は、第 34 条に定める業務の全部又は一部 ┃ 第 35 条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、 マンション管理業者(適正化法第2条第八号の「マンショ ン管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け負わ せて執行することができる。

【コメント】第 35 条関係

第三者に委託する場合は、マンション標準管理委託契約 書を参考とする。

(専門的知識を有する者の活用)

第36条 管理組合は、マンション管理士(適正化法第2条第 五号の「マンション管理士」をいう。) その他マンション 管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理 組合の運営その他団地の管理に関し、相談したり、助言、 指導その他の援助を求めたりすることができる。

【コメント】第35条及び第36条関係

① 団地は敷地内に複数の建物が所在し、それぞれの建物を 多くの人が区分して所有するという形態ゆえ、利用形態の 混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的 判断の難しさなどを踏まえ、建物を維持していく上で団地 建物所有者間の合意形成を進めることが必要である。

このような中で、団地を適切に維持、管理していくため には、法律や建築技術等の専門的知識が必要となることか ら、管理組合は、マンション管理業者等第三者に管理事務 を委託したり、マンション管理士その他団地を含むマンシ ョン管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、 管理組合の運営その他団地の管理に関し、相談したり、助 言、指導その他の援助を求めたりするなど、専門的分野に も適切に対応しつつ、団地管理を適正に進めることが求め られる。

なお、外部の専門家が直接管理組合の運営に携わる場合 の考え方については、全般関係⑥、別添1等を参照のこ

- ② 管理組合が支援を受けることが有用な専門的知識を有す る者としては、マンション管理士のほか、マンションの権 利・利用関係や建築技術に関する専門家である、弁護士、 司法書士、建築士、行政書士、公認会計士、税理士等の国 家資格取得者や、区分所有管理士、マンションリフォーム マネジャー等の民間資格取得者などが考えられる。
- 合は、専門的知識を有する者に、管理規約改正原案の作 成、管理組合における合意形成の調整に対する援助、建物

第36条 管理組合は、マンション管理士(適正化法第2条第 五号の「マンション管理士」をいう。) その他マンション 管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理 組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、 助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

【コメント】第35条及び第36条関係

① マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有する という形態ゆえ、利用形態の混在による権利・利用関係の 複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなどを踏まえ、 建物を維持していく上で区分所有者間の合意形成を進める ことが必要である。

このような中で、マンションを適切に維持、管理してい くためには、法律や建築技術等の専門的知識が必要となる ことから、管理組合は、マンション管理業者等第三者に管 理事務を委託したり、マンション管理士その他マンション 管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理 組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、 助言、指導その他の援助を求めたりするなど、専門的分野 にも適切に対応しつつ、マンション管理を適正に進めるこ とが求められる。

なお、外部の専門家が直接管理組合の運営に携わる場合 の考え方については、全般関係⑥、別添1等を参照のこ

- ② 管理組合が支援を受けることが有用な専門的知識を有す る者としては、マンション管理士のほか、マンションの権 利・利用関係や建築技術に関する専門家である、弁護士、 司法書士、建築士、行政書士、公認会計士、税理士等の国 家資格取得者や、区分所有管理士、マンションリフォーム マネジャー等の民間資格取得者などが考えられる。
- ③ 専門的知識を有する者の活用の具体例としては、管理組 ┃③ 専門的知識を有する者の活用の具体例としては、管理組 合は、専門的知識を有する者に、管理規約改正原案の作 成、管理組合における合意形成の調整に対する援助、建物

や設備の劣化診断、安全性診断の実施の必要性についての 助言、診断項目、内容の整理等を依頼することが考えられ る。

(役員)

- 第37条 管理組合に次の役員を置く。
 - 一 理事長
 - 二 副理事長 〇名
 - 三 会計担当理事 〇名
 - 四 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下 同じ。) 〇名
 - 五 監事 〇名
- ちから選任し、又は解任する。
- よって、理事のうちから選任し、又は解任する。
- 外部専門家を役員として選任できることとする場合
- 2 理事及び監事は、総会の決議によって、選任し、又は 解任する。
- 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議 によって、理事のうちから選任し、又は解任する。
- 4 組合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選 任方法については細則で定める。

【コメント】第37条関係

① 管理組合は、団地内の土地、附属施設及び専有部分のあ 1 ① 管理組合は、団地内の土地、附属施設及び専有部分のあ る建物の管理を行うために団地建物所有者全員で構成され る団体であることを踏まえ、役員の資格要件を、当該マン ションへの居住の有無に関わりなく団地建物所有者である という点に着目して、「組合員」としているが、②、③で 示すように、それぞれの団地における実態に応じて資格要 件を定めることもできる。

や設備の劣化診断、安全性診断の実施の必要性についての 助言、診断項目、内容の整理等を依頼することが考えられ る。

(役員)

第37条 管理組合に次の役員を置く。

- 一 理事長
- 二 副理事長 〇名
- 三 会計担当理事 〇名
- 四 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下 同じ。) 〇名
- 五、監事 〇名
- 2 理事及び監事は、団地総会の決議によって、組合員のう 2 理事及び監事は、団地総会の決議によって、組合員のう ちから選任し、又は解任する。
- 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議に 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議に よって、理事のうちから選任し、又は解任する。
 - | 外部専門家を役員として選任できることとする場合 |
 - 2 理事及び監事は、団地総会の決議によって、選任し、 又は解任する。
 - 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議 によって、理事のうちから選任し、又は解任する。
 - 4 組合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選 任方法については細則で定める。

【コメント】第37条関係

る建物の管理を行うために団地建物所有者全員で構成され る団体であることを踏まえ、役員の資格要件を、当該マン ションへの居住の有無に関わりなく団地建物所有者である という点に着目して、「組合員」としているが、全般関係 ⑥で示したとおり、必要に応じて、マンション管理に係る 専門知識を有する外部の専門家の選任も可能とするように 当該要件を外すことも考えられる。この場合においては、

- ② 全般関係⑥で示したとおり、必要に応じて、マンション管理に係る専門知識を有する外部の専門家の選任も可能とするように当該要件を外すことも考えられる。この場合においては、「外部専門家を役員として選任できることとする場合」の第4項のように、選任方法について細則で定める旨の規定を置くことが考えられる。この場合の専門家としては、マンション管理士のほか弁護士、建築士などで、一定の専門的知見を有する者が想定され、当該マンションの管理上の課題等に応じて適切な専門家を選任することが重要である。
- ③ 平成23年の標準管理規約の改正前までの役員の資格要件である「○○団地に現に居住する組合員」とするなど、居住要件を加えることも考えられる。
- ④ 管理組合の役員の担い手不足に対応するため、理事の負担感を軽減する観点から、理事の家族又は親族が組合員の理事本人に代わって理事会に出席することを認めることも考えられる。詳細は第55条関係コメントを参照のこと。
- 5 理事の員数については次の数を参考とする。
 - 1 おおむね10~15戸につき1名選出するものとする。
 - 2 員数の範囲は、最低3名程度、最高20名程度とし、○ ~○名という枠により定めることもできる。
- ⑥ 各棟から、役員を1名以上選出することが望ましい。

「外部専門家を役員として選任できることとする場合」の 第4項のように、選任方法について細則で定める旨の規定 を置くことが考えられる。この場合の専門家としては、マ ンション管理士のほか弁護士、建築士などで、一定の専門 的知見を有する者が想定され、当該マンションの管理上の 課題等に応じて適切な専門家を選任することが重要であ る。

なお、それぞれのマンションの実態に応じて、「○○団地に現に居住する組合員」((注)平成23年改正前の標準管理規約における役員の資格要件)とするなど、居住要件を加えることも考えられる。

(新設)

(新設)

- ② 理事の員数については次の数を参考とする。
 - 1 おおむね10~15戸につき1名選出するものとする。
 - 2 員数の範囲は、最低3名程度、最高20名程度とし、○ ~○名という枠により定めることもできる。
- $\boxed{3}$ 各棟から、役員を1名以上選出することが望ましい。

⑦ 200 戸を超え、役員数が20名を超えるような大規模団地 4 200 戸を超え、役員数が20名を超えるような大規模団地 では、理事会のみで、実質的検討を行うのが難しくなるの で、理事会の中に部会を設け、各部会に理事会の業務を分 担して、実質的な検討を行うような、複層的な組織構成、 役員の体制を検討する必要がある。

この場合、理事会の運営方針を決めるため、理事長、副 理事長(各部の部長と兼任するような組織構成が望まし い。)による幹部会を設けることも有効である。なお、理 事会運営細則を別途定め、部会を設ける場合は、理事会の 決議事項につき決定するのは、あくまで、理事全員による 理事会であることを明確にする必要がある。

- ⑧ 役員の選任方法は、一般的に合理的であると考えられる ┃⑤ 役員の選任方法は、一般的に合理的であると考えられる 方法、例えば各棟の戸数、面積に比例してあらかじめ員数 を割り当てる方法等、団地内の区分所有者の意向を公平に 反映するような方法について配慮する必要がある。
- であることを想定しているが (コメント第6条関係参 照)、役員として意思決定を行えるのは自然人であり、法 人そのものは役員になることができないと解すべきであ る。したがって、法人が区分所有する専有部分があるマン ションにおいて、法人関係者が役員になる場合には、管理 組合役員の任務に当たることを当該法人の職務命令として 受けた者等を選任することが一般的に想定される。外部専 門家として役員を選任する場合であって、法人、団体等か ら派遣を受けるときも、同様に、当該法人、団体等から指 定された者(自然人)を選任することが一般的に想定され る。なお、法人の役職員が役員になった場合においては、 特に利益相反取引について注意が必要である(第39条の2 関係参照)。
- ⑩ 第4項の選任方法に関する細則の内容としては、選任の ↑ ⑦ 第4項の選任方法に関する細則の内容としては、選任の 対象となる外部の専門家の要件や選任の具体的な手続等を 想定している。なお、①及び第38条の2関係②について併 せて参照のこと。

では、理事会のみで、実質的検討を行うのが難しくなるの で、理事会の中に部会を設け、各部会に理事会の業務を分 担して、実質的な検討を行うような、複層的な組織構成、 役員の体制を検討する必要がある。

この場合、理事会の運営方針を決めるため、理事長、副 理事長(各部の部長と兼任するような組織構成が望まし い。) による幹部会を設けることも有効である。なお、理 事会運営細則を別途定め、部会を設ける場合は、理事会の 決議事項につき決定するのは、あくまで、理事全員による 理事会であることを明確にする必要がある。

- 方法、例えば各棟の戸数、面積に比例してあらかじめ員数 を割り当てる方法等、団地内の区分所有者の意向を公平に 反映するような方法について配慮する必要がある。
- ⑨ 本標準管理規約における管理組合は、権利能力なき社団 ↓⑥ 本標準管理規約における管理組合は、権利能力なき社団 であることを想定しているが(コメント第6条関係参 照)、役員として意思決定を行えるのは自然人であり、法 人そのものは役員になることができないと解すべきであ る。したがって、法人が区分所有する専有部分があるマン ションにおいて、法人関係者が役員になる場合には、管理 組合役員の任務に当たることを当該法人の職務命令として 受けた者等を選任することが一般的に想定される。外部専 門家として役員を選任する場合であって、法人、団体等か ら派遣を受けるときも、同様に、当該法人、団体等から指 定された者(自然人)を選任することが一般的に想定され る。なお、法人の役職員が役員になった場合においては、 特に利益相反取引について注意が必要である(第39条の2 関係参照)。
 - 対象となる外部の専門家の要件や選任の具体的な手続等を 想定している。なお、8及び第38条の2関係②について併 せて参照のこと。

- Ⅲ 外部の専門家を役員として選任する場合には、その者が 18 外部の専門家を役員として選任する場合には、その者が 期待された能力等を発揮して管理の適正化、財産的価値の 最大化を実現しているか監視・監督する仕組みが必要であ る。このための一方策として、法人・団体から外部の専門 家の派遣を受ける場合には、派遣元の法人・団体等による 報告徴収や業務監査又は外部監査が行われることを選任の 要件として、第4項の細則において定めることが考えられ
- ② 役員は、団地の土地、共用部分等や管理費、修繕積立金 といった組合員の共有の財産を管理し、管理業者との業務 委託や修繕工事の工事請負契約といった多額の発注、契約 に関する管理組合としての意思決定に直接的に関与するこ とが想定される。そのため、部外者が役員になりすまし 役員の業務の適正な執行を妨害した場合、管理組合が多額 の損害を被るおそれがあることから、そうした事態を防止 するためには、役員候補者の本人確認を適切に実施するこ とが有効と考えられる。

具体的には、マイナンバーカード、運転免許証、パスポ ート等の顔写真付きの身分証明書の提示を求める等の方法 により本人確認を行うことが考えられる。

また、②に示すように、マンション管理に係る専門知識 を有する外部の専門家を選任する場合は、顔写真付きの身 分証明書に加え、専門家の資格に係る身分証明書の提示を 求めることが考えられる。

(役員の欠格条項)

- ることができない。
- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は その執行を受けることがなくなった目から5年を経過し

期待された能力等を発揮して管理の適正化、財産的価値の 最大化を実現しているか監視・監督する仕組みが必要であ る。このための一方策として、法人・団体から外部の専門 家の派遣を受ける場合には、派遣元の法人・団体等による 報告徴収や業務監査又は外部監査が行われることを選任の 要件として、第4項の細則において定めることが考えられ

(新設)

(役員の欠格条項)

- 第38条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員とな | 第38条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員とな ることができない。
 - 一 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行する に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う ことができない者又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はそ の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな

ない者

三 暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者をいう。)

【コメント】第38条の2関係

- ① 選択肢として、役員の資格を組合員に限定することを改 □ 選択肢として、役員の資格を組合員に限定することを改 め外部の専門家を役員に選任することができるようにした ことを踏まえ、役員の欠格条項を定めるものである。な お、暴力団員等の範囲については、公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) を参考にした。
- として細則で選任方法を定めることとする場合、本条に定 めるほか、細則において、次のような役員の欠格条項を定 めることとする。

ア 個人の専門家の場合

- ・ マンション管理に関する各分野の専門的知識を有す る者から役員を選任しようとする場合にあっては、マ ンション管理士の登録の取消し又は当該分野に係る資 格についてこれと同様の処分を受けた者
- イ 法人から専門家の派遣を受ける場合(アに該当する者 に加えて)

次のいずれかに該当する法人から派遣される役職員 は、外部専門家として役員となることができない。

- 銀行取引停止処分を受けている法人
- ・ マンション管理業者の登録の取消しを受けた法人

(招集手続)

第45条 団地総会を招集するには、少なくとも会議を開く日 の2週間前(会議の目的が区分所有法第69条第1項の建替 え承認決議(以下「建替え承認決議」という。)、一括建 替え決議、団地内建物敷地売却決議又は敷地分割決議であり るときは2か月前)までに、会議の日時、場所(WEB会議 い者

三 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者をいう。)

【コメント】第38条の2関係

- め外部の専門家を役員に選任することができるようにした ことを踏まえ、役員の欠格条項を定めるものである。な お、暴力団員等の範囲については、公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) を参考にした。
- ② 外部の専門家からの役員の選任について、第37条第4項 2 外部の専門家からの役員の選任について、第37条第4項 として細則で選任方法を定めることとする場合、本条に定 めるほか、細則において、次のような役員の欠格条項を定 めることとする。

ア 個人の専門家の場合

- マンション管理に関する各分野の専門的知識を有す。 る者から役員を選任しようとする場合にあっては、マ ンション管理士の登録の取消し又は当該分野に係る資 格についてこれと同様の処分を受けた者
- イ 法人から専門家の派遣を受ける場合(アに該当する者 に加えて)

次のいずれかに該当する法人から派遣される役職員 は、外部専門家として役員となることができない。

- 銀行取引停止処分を受けている法人
- 管理業者の登録の取消しを受けた法人

(招集手続)

|第 45 条 団地総会を招集するには、少なくとも会議を開く日 の2週間前(会議の目的が区分所有法第69条第1項の建替 え承認決議(以下「建替え承認決議」という。)、一括建 替え決議又は敷地分割決議であるときは2か月前)まで に、会議の日時、場所(WEB 会議システム等を用いて会議)

システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方 法)、目的及び議案の要領を示して、組合員に通知を発し なければならない。

- 先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に 対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するも のとし、組合員から第33条の3第1項の届出があったとき は、その届出がされた国内管理人あてに、第77条の4第3 項の届出があったときは、その届出がされた所有者不明専 有部分管理人あてに発するものとする。
- 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項 の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場 所に掲示することをもって、これに代えることができる。 (削る)
- 4 会議の目的が土地及び共用部分等の変更又はこれに伴っ て必要となる専有部分の保存行為等の実施に係る決議であ る場合において、区分所有法第 17 条第5項の規定に基づ き、第49条第4項の規定により議事を決しようとするとき は、第1項に定める事項のほか、その旨及び同条第4項第 一号イ又は口に該当する理由をも通知しなければならな V)
- 5 会議の目的が建替え承認決議であるときは、第1項に定 める事項のほか、次の事項をも通知しなければならない。
 - 一 新たに建築する建物の設計の概要(当該建物の当該団 地内における位置を含む。)
 - 二 建替えの対象となる建物が区分所有法第62条第2項各 号に掲げるいずれかの事由に該当し、第49条第5項ただ し書の規定により決議を行おうとするときは、その旨及

を開催するときは、その開催方法)及び目的を示して、組 合員に通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて 先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に 対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するも のとする。
 - 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項 の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場 所に掲示することをもって、これに代えることができる。
 - 4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第49条 第3項第一号、第二号に掲げる事項の決議、建替え承認決 議、一括建替え決議又は敷地分割決議であるときは、その 議案の要領をも通知しなければならない。 (新設)

5 会議の目的が建替え承認決議であるときは、前項に定め る議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要 (当該建物の当該団地内における位置を含む。) を通知し なければならない。

(新設)

びその事由

- 6 会議の目的が一括建替え決議<u>又は団地内建物敷地売却決</u> <u>議</u>であるときは、<u>第1項</u>に定める<u>事項</u>のほか、次の事項を も通知しなければならない。
 - 一 一括建替え又は団地内建物敷地売却を必要とする理由
 - 二 <u>一括</u>建替え<u>又は団地内建物敷地売却</u>をしない<u>こと</u>とした場合における当該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳
- 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当 該計画の内容
- 四 建物につき団地修繕積立金及び各棟修繕積立金として 積み立てられている金額
- 五 全ての団地内建物が区分所有法第62条第2項各号に掲 げるいずれかの事由に該当し、第49条第8項ただし書の 規定により決議を行おうとするときは、その旨及びその 事由
- 7 会議の目的が敷地分割決議であるときは、 $\frac{第1項}{1}$ に定める $\frac{1}{1}$ のほか、次の事項を $\frac{1}{1}$ 通知しなければならない。
- 一 円滑化法<u>第 163 条の 56</u> 第 2 項<u>第一号</u>から<u>第五号</u>までのいずれかに該当するものとして同条第 1 項の認定を受けたマンション(以下「<u>要除却等認定マンション</u>」という。)の除却の実施のために敷地分割を必要とする理由
- 二 敷地分割後の当該<u>要除却等認定マンション</u>の除却の実施方法
- 三 <u>一括建替え</u>等その他の団地内建物における良好な居住 環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定 められているときは、当該計画の概要
- 8 一括建替え決議、団地内建物敷地売却決議 決議を目的とする団地総会を招集する場合、少なくとも会 議を開く日の1か月前までに、当該招集の際に通知すべき 事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催

- 6 会議の目的が一括建替え決議であるときは、<u>第4項</u>に定める<u>議案の要領</u>のほか、次の事項を通知しなければならない。
 - 一 建替えを必要とする理由
 - 二 <u>建物の</u>建替えをしないとした場合における当該建物の 効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を 含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳
 - 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当 該計画の内容
 - 四 建物につき団地修繕積立金及び各棟修繕積立金として 積み立てられている金額

- 7 会議の目的が敷地分割決議であるときは、<u>第4項</u>に定める<u>議案の要領</u>のほか、次の事項を通知しなければならない。
 - 一 円滑化法第 102 条第 2 項第 1 号 から第 3 号 までのいずれかに該当するものとして同条第 1 項の認定を受けたマンション(以下「特定要除却認定マンション」という。)の除却の実施のために敷地分割を必要とする理由
 - 二 敷地分割後の当該<u>特定要除却認定マンション</u>の除却の 実施方法
 - 三 <u>マンションの建替え</u>等その他の団地内建物における良好な居住環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定められているときは、当該計画の概要
- 8 一括建替え決議又は敷地分割決議を目的とする総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、 当該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明 を行うための説明会を開催しなければならない。

しなければならない。

- なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなけれ ばならない。
- 議、団地内建物敷地売却決議又は敷地分割決議であるとき を除く。)にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長 は、理事会の承認を得て、1週間を下回らない範囲におい て、第1項の期間を短縮することができる。

【コメント】第45条関係

- ① 会議の目的が建替え承認決議、一括建替え決議、団地内 建物敷地売却決議又は敷地分割決議である団地総会を招集 するに当たっては、決議時の議決権割合が、それぞれ第49 条第5項、同条第8項又は同条第10項に定めるように、第 48 条第1項の定めとは異なることを事前に周知することが 重要である。
- ② 一般的に、「会議の目的」とは、議題の名称に当たると 考えられるのに対し、「議案の要領」とは、組合員が議案 への賛否を検討できるように決議する内容の案を要約した ものがこれに当たると考えられる。

(第1項関係)

③ WEB 会議システム等を用いて会議を開催する場合におけ 1② WEB 会議システム等を用いて会議を開催する場合におけ る通知事項のうち、「開催方法」については、当該 WEB 会 議システム等にアクセスするための URL が考えられ、これ に合わせて、なりすまし防止のため、WEB 会議システム等 を用いて出席を予定する組合員に対しては個別に ID 及びパー スワードを送付することが考えられる。

(第3項、第9項関係)

④ 所定の掲示場所は、建物内の見やすい場所に設けるもの ┃③ 所定の掲示場所は、建物内の見やすい場所に設けるもの とする。また、書面での掲示のほか、ディスプレイに情報 を投影する掲示方法も想定される。以下同じ。

(第8項関係)

- 9 第47条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞 9 第47条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞 なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなけれ ばならない。
- 10 第1項(会議の目的が建替え承認決議、一括建替え決 10 第1項(会議の目的が建替え承認決議、一括建替え決議 又は敷地分割決議であるときを除く。) にかかわらず、緊 急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、5 □間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮する ことができる。

【コメント】第 45 条関係

① 会議の目的が建替え承認決議、一括建替え決議又は敷地 分割決議である団地総会を招集するに当たっては、決議時 の議決権割合が、それぞれ第49条第4項、同条第7項又は 同条第8項に定めるように、第48条第1項の定めとは異な ることを事前に周知することが重要である。

(新設)

(第1項関係)

る通知事項のうち、「開催方法」については、当該 WEB 会 議システム等にアクセスするための URL が考えられ、これ に合わせて、なりすまし防止のため、WEB 会議システム等 を用いて出席を予定する組合員に対しては個別に ID 及びパ スワードを送付することが考えられる。

(第3項、第9項関係)

とする。また、書面での掲示のほか、ディスプレイに情報 を投影する掲示方法も想定される。以下同じ。

(第7項関係)

催することも可能である。

(組合員の団地総会招集権)

- 決権総数の各5分の1以上に当たる組合員の同意を得て、 会議の目的を示して団地総会の招集を請求した場合には、 理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以 内の日(会議の目的が建替え承認決議、一括建替え決議、 団地内建物敷地売却決議又は敷地分割決議であるときは、 2か月と2週間以内の日)を会日とする臨時総会の招集の 通知を発しなければならない。
- 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求を した組合員は、臨時総会を招集することができる。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

3 前2項により招集された臨時総会においては、第44条 第5項にかかわらず、議長は、団地総会に出席した組合 員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含 む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任 する。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

3 前2項により招集された臨時総会においては、第44条 第5項にかかわらず、議長は、団地総会に出席した組合 員(書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使 する者を含む。) の議決権の過半数をもって、組合員の 中から選任する。

(議決権)

第48条 各組合員の団地総会における議決権の割合は、別表 第48条 各組合員の団地総会における議決権の割合は、別表 ■

⑤ 総会と同様に、WEB 会議システム等を用いて説明会を開 ┃ ④ 総会と同様に、WEB 会議システム等を用いて説明会を開 催することも可能である。

(組合員の団地総会招集権)

- 第46条 組合員が組合員総数及び第48条第1項に定める議 | 第46条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第48条第 1項に定める議決権総数の5分の1以上に当たる組合員の 同意を得て、会議の目的を示して団地総会の招集を請求し た場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日 から4週間以内の日(会議の目的が建替え承認決議、一括 建替え決議又は敷地分割決議であるときは、2か月と2週 間以内の日)を会日とする臨時総会の招集の通知を発しな ければならない。
 - 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求を した組合員は、臨時総会を招集することができる。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定)

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

3 前2項により招集された臨時総会においては、第44条 第5項にかかわらず、議長は、団地総会に出席した組合 員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含 む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任 する。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

3 前2項により招集された臨時総会においては、第44条 第5項にかかわらず、議長は、団地総会に出席した組合 員(書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使 する者を含む。) の議決権の過半数をもって、組合員の 中から選任する。

(議決権)

第5に掲げるとおりとする。

- ついては、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。
- 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使 する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ団地総会 開会までに理事長に届け出なければならない。
- 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合に 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合に おいて、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければ ならない。
 - 一 その組合員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等 の親族
 - 二 その組合員の住戸に同居する親族
 - 三、他の組合員

四 国内管理人

- 6 代理人により議決権を行使しようとする場合において、 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出 しなければならない。
- 7 所有者不明専有部分管理人は、組合員に代わって議決権 を行使することができる。この場合において、所有者不明 専有部分管理人は、その資格を有することを証する書面の 写しを理事長に提出しなければならない。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定し

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし)

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

8 議決権の行使は、第4項の書面によるものに代えて、 電磁的方法によってすることができる。

第5に掲げるとおりとする。

- 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使に 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使に ついては、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。
 - 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使 する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ団地総会 開会までに理事長に届け出なければならない。
- 4 議決権は、書面又は代理人によって行使することができ ↓ 4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使するこ とができる。
 - おいて、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければ ならない。
 - 一 その組合員の配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 又は一親等 の親族
 - 二 その組合員の住戸に同居する親族
 - 三他の組合員

(新設)

6 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提 出しなければならない。

(新設)

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし)

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

7 組合員は、第4項の書面による議決権の行使に代え て、電磁的方法によって議決権を行使することができ

- 9 組合員又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することができる。
- 10 所有者不明専有部分管理人は、第7項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することができる。

【コメント】第48条関係

- ① 議決権については、土地の共有持分の割合、あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しやすい数字に直した割合によることが適当である。
- き各1個の議決権により対応することも可能である。 また、住戸の数を基準とする議決権と専有面積を基準とする議決権を併用することにより対応することも可能である。
- ③ ①の土地の共有持分の割合は、第10条コメント①によれ ば、専有部分の床面積が基準となっており、この点、単棟 型の議決権割合(共用部分の共有持分の割合)も同様であ る。したがって、単棟型と同様、団地においても、①や② の方法による議決権割合の設定は、各住戸が比較的均質で ある場合には妥当であるものの、高層階と低層階での眺望 等の違いにより住戸の価値に大きな差が出る場合もあるこ とのほか、民法第 252 条本文が共有物の管理に関する事項 につき各共有者の持分の価格の過半数で決すると規定して いることに照らして、新たに建てられるマンションの議決 権割合について、より適合的な選択肢を示す必要があると 考えられる。これにより、特に、大規模な改修や建替え等 を行う旨を決定する場合、建替え前のマンションの専有部 分の価値等を考慮して建替え後の再生マンションの専有部 分を配分する場合等における合意形成の円滑化が期待でき るといった考え方もある。

このため、住戸の価値に大きな差がある場合においては、単に共有持分の割合によるのではなく、専有部分の階

る。

8 組合員又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、 電磁的方法によって提出することができる。

(新設)

【コメント】第48条関係

- ① 議決権については、土地の共有持分の割合、あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しやすい数字に直した割合によることが適当である。
- ② 各住戸の面積があまり異ならない場合は、住戸1戸につ ② 各住戸の面積があまり異ならない場合は、住戸1戸につき各1個の議決権により対応することも可能である。 き各1個の議決権により対応することも可能である。

また、住戸の数を基準とする議決権と専有面積を基準と する議決権を併用することにより対応することも可能であ る。

③ ①の土地の共有持分の割合は、第 10 条コメント①によれ ば、専有部分の床面積が基準となっており、この点、単棟 型の議決権割合(共用部分の共有持分の割合)も同様であ る。したがって、単棟型と同様、団地においても、①や② の方法による議決権割合の設定は、各住戸が比較的均質で ある場合には妥当であるものの、高層階と低層階での眺望 等の違いにより住戸の価値に大きな差が出る場合もあるこ とのほか、民法第 252 条本文が共有物の管理に関する事項 につき各共有者の持分の価格の過半数で決すると規定して いることに照らして、新たに建てられるマンションの議決 権割合について、より適合的な選択肢を示す必要があると 考えられる。これにより、特に、大規模な改修や建替え等 を行う旨を決定する場合、建替え前のマンションの専有部 分の価値等を考慮して建替え後の再建マンションの専有部 分を配分する場合等における合意形成の円滑化が期待でき るといった考え方もある。

このため、住戸の価値に大きな差がある場合においては、単に共有持分の割合によるのではなく、専有部分の階

数(眺望、日照等)、方角(日照等)等を考慮した価値の違いに基づく価値割合を基礎として、議決権の割合を定めることも考えられる。

この価値割合とは、専有部分の大きさ及び立地(階数・ 方角等)等を考慮した効用の違いに基づく議決権割合を設 定するものであり、住戸内の内装や備付けの設備等住戸内 の豪華さ等も加味したものではないことに留意する。

また、この価値は、必ずしも各戸の実際の販売価格に比例するものではなく、全戸の販売価格が決まっていなくても、各戸の階数・方角(眺望、日照等)などにより、別途基準となる価値を設定し、その価値を基にした議決権割合を新築当初に設定することが想定される。ただし、前方に建物が建築されたことによる眺望の変化等の各住戸の価値に影響を及ぼすような事後的な変化があったとしても、それによる議決権割合の見直しは原則として行わないものとする。

なお、このような価値割合による議決権割合を設定する場合には、棟総会における議決権割合や分譲契約等によって定まる土地等の共有持分についても、価値割合に連動させることが考えられる。

- ④ 特定の者について利害関係が及ぶような事項を決議する 場合には、その特定の少数者の意見が反映されるよう留意 する。
- ⑤ 団地総会は管理組合の最高の意思決定機関であることを 踏まえると、代理人は、団地建物所有者としての組合員の 意思が団地総会に適切に反映されるよう、団地建物所有者 の立場から見て利害関係が一致すると考えられる者に限定 することが望ましい。第5項は、この観点から、組合員が 代理人によって議決権を行使する場合の代理人の範囲について規約に定めることとした場合の規定例である。また、 団地総会の円滑な運営を図る観点から、代理人の欠格事由 として暴力団員等を規約に定めておくことも考えられる。 なお、成年後見人、財産管理人等の組合員の法定代理人に

数(眺望、日照等)、方角(日照等)等を考慮した価値の違いに基づく価値割合を基礎として、議決権の割合を定めることも考えられる。

この価値割合とは、専有部分の大きさ及び立地(階数・ 方角等)等を考慮した効用の違いに基づく議決権割合を設 定するものであり、住戸内の内装や備付けの設備等住戸内 の豪華さ等も加味したものではないことに留意する。

また、この価値は、必ずしも各戸の実際の販売価格に比例するものではなく、全戸の販売価格が決まっていなくても、各戸の階数・方角(眺望、日照等)などにより、別途基準となる価値を設定し、その価値を基にした議決権割合を新築当初に設定することが想定される。ただし、前方に建物が建築されたことによる眺望の変化等の各住戸の価値に影響を及ぼすような事後的な変化があったとしても、それによる議決権割合の見直しは原則として行わないものとする。

なお、このような価値割合による議決権割合を設定する 場合には、棟総会における議決権割合や分譲契約等によっ て定まる土地等の共有持分についても、価値割合に連動さ せることが考えられる。

- ④ 特定の者について利害関係が及ぶような事項を決議する 場合には、その特定の少数者の意見が反映されるよう留意 する。
- ⑤ 団地総会は管理組合の最高の意思決定機関であることを踏まえると、代理人は、団地建物所有者としての組合員の意思が団地総会に適切に反映されるよう、団地建物所有者の立場から見て利害関係が一致すると考えられる者に限定することが望ましい。第5項は、この観点から、組合員が代理人によって議決権を行使する場合の代理人の範囲について規約に定めることとした場合の規定例である。また、団地総会の円滑な運営を図る観点から、代理人の欠格事由として暴力団員等を規約に定めておくことも考えられる。なお、成年後見人、財産管理人等の組合員の法定代理人に

ついては、法律上本人に代わって行為を行うことが予定さ れている者であり、当然に議決権の代理行使をする者の範 囲に含まれる。

⑥ 書面による議決権の行使とは、団地総会には出席しない で、団地総会の開催前に各議案ごとの賛否を記載した書面 (いわゆる「議決権行使書」)を団地総会の招集者に提出 することである。他方、代理人による議決権の行使とは、 代理権を証する書面(いわゆる「委任状」。電磁的方法に よる提出が利用可能な場合は、電磁的方法を含む。)によ って、組合員本人から授権を受けた代理人が団地総会に出 席して議決権を行使することである。

このように、議決権行使書と委任状は、いずれも組合員 本人が団地総会に出席せずに議決権の行使をする方法であ るが、議決権行使書による場合は組合員自らが主体的に賛 否の意思決定をするのに対し、委任状による場合は替否の 意思決定を代理人に委ねるという点で性格が大きく異なる ものである。そもそも団地総会が管理組合の最高の意思決 定機関であることを考えると、組合員本人が自ら出席し て、議場での説明や議論を踏まえて議案の賛否を直接意思 表示することが望ましいのはもちろんである。しかし、や **むを得ず団地総会に出席できない場合であっても、組合員** の意思を団地総会に直接反映させる観点からは、議決権行 使書によって組合員本人が自ら替否の意思表示をすること が望ましく、そのためには、団地総会の招集の通知におい て議案の内容があらかじめなるべく明確に示されることが 重要であることに留意が必要である。なお、このような考 え方は棟総会においても同様である。

⑦ 代理人による議決権の行使として、誰を代理人とするか ♥ ⑦ 代理人による議決権の行使として、誰を代理人とするか の記載のない委任状(いわゆる「白紙委任状」)が提出さ れた場合には、当該委任状の効力や議決権行使上の取扱い についてトラブルとなる場合があるため、そのようなトラ ブルを防止する観点から、例えば、委任状の様式等におい て、委任状を用いる場合には誰を代理人とするかについて

ついては、法律上本人に代わって行為を行うことが予定さ れている者であり、当然に議決権の代理行使をする者の範 囲に含まれる。

⑥ 書面による議決権の行使とは、団地総会には出席しない で、団地総会の開催前に各議案ごとの賛否を記載した書面 (いわゆる「議決権行使書」)を団地総会の招集者に提出 することである。他方、代理人による議決権の行使とは、 代理権を証する書面(いわゆる「委任状」。電磁的方法に よる提出が利用可能な場合は、電磁的方法を含む。)によ って、組合員本人から授権を受けた代理人が団地総会に出 席して議決権を行使することである。

このように、議決権行使書と委任状は、いずれも組合員 本人が団地総会に出席せずに議決権の行使をする方法であ るが、議決権行使書による場合は組合員自らが主体的に賛 否の意思決定をするのに対し、委任状による場合は替否の 意思決定を代理人に委ねるという点で性格が大きく異なる ものである。そもそも団地総会が管理組合の最高の意思決 定機関であることを考えると、組合員本人が自ら出席し て、議場での説明や議論を踏まえて議案の替否を直接意思 表示することが望ましいのはもちろんである。しかし、や **むた得ず団地総会に出席できない場合であっても、組合員** の意思を団地総会に直接反映させる観点からは、議決権行 使書によって組合員本人が自ら替否の意思表示をすること が望ましく、そのためには、団地総会の招集の通知におい て議案の内容があらかじめなるべく明確に示されることが 重要であることに留意が必要である。なお、このような考 え方は棟総会においても同様である。

の記載のない委任状(いわゆる「白紙委任状」)が提出さ れた場合には、当該委任状の効力や議決権行使上の取扱い についてトラブルとなる場合があるため、そのようなトラ ブルを防止する観点から、例えば、委任状の様式等におい て、委任状を用いる場合には誰を代理人とするかについて 主体的に決定することが必要であること、適当な代理人がいない場合には代理人欄を空欄とせず議決権行使書によって自ら賛否の意思表示をすることが必要であること等について記載しておくことが考えられる。なお、このような考え方は棟総会においても同様である。

⑧ WEB 会議システム等を用いて団地総会に出席している組合員が議決権を行使する場合の取扱いは、WEB 会議システム等を用いずに団地総会に出席している組合員が議決権を行使する場合と同様であり、区分所有法第39条第3項に規定する規約の定めや団地総会の決議は不要である。ただし、第三者が組合員になりすました場合やサイバー攻撃や大規模障害等による通信手段の不具合が発生した場合等には、団地総会の決議が無効となるおそれがあるなどの課題に留意する必要がある。

(団地総会の会議及び議事)

- 第49条 団地総会の会議(WEB会議システム等を用いて開催 する会議を含む。)は、前条第1項に定める議決権総数の 過半数を有する組合員が出席しなければならない。
- 2 団地総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。
- 3 次の各号に掲げる事項に関する団地総会の議事は、<u>前2</u> 項にかかわらず、<u>組合員総数の過半数であって議決権総数</u> <u>の過半数を有する組合員の出席を要し、出席</u>組合員及びそ の議決権の各4分の3以上で決する。
- 一 規約の制定、変更又は廃止(第72条第一号の場合を除 く。)
- 二 土地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第25条第2項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。)
- 三 前号の土地及び共用部分等の変更に伴って必要となる 専有部分の保存行為等

主体的に決定することが必要であること、適当な代理人がいない場合には代理人欄を空欄とせず議決権行使書によって自ら賛否の意思表示をすることが必要であること等について記載しておくことが考えられる。なお、このような考え方は棟総会においても同様である。

⑧ WEB 会議システム等を用いて団地総会に出席している組合員が議決権を行使する場合の取扱いは、WEB 会議システム等を用いずに団地総会に出席している組合員が議決権を行使する場合と同様であり、区分所有法第39条第3項に規定する規約の定めや団地総会の決議は不要である。ただし、第三者が組合員になりすました場合やサイバー攻撃や大規模障害等による通信手段の不具合が発生した場合等には、団地総会の決議が無効となるおそれがあるなどの課題に留意する必要がある。

(団地総会の会議及び議事)

- 第49条 団地総会の会議(WEB会議システム等を用いて開催 する会議を含む。)は、前条第1項に定める議決権総数の 半数以上を有する組合員が出席しなければならない。
- 2 団地総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。
- 3 次の各号に掲げる事項に関する団地総会の議事は、<u>前項</u>にかかわらず、組合員<u>総数の4分の3以上</u>及び議決権<u>総数</u>の4分の3以上で決する。
 - 一 規約の制定、変更又は廃止(第72条第一号の場合を除く。)
 - 二 土地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第25条第2項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。)

- 四 その他団地総会において本項の方法により決議するこ ととした事項
- 4 次の各号に掲げる事項に関する団地総会の議事は、前3 項にかかわらず、組合員総数の過半数であって議決権総数 の過半数を有する組合員の出席を要し、出席組合員及びそ の議決権の各3分の2以上で決する。
 - 一 土地及び共用部分等の変更のうち、次に掲げるもの
 - イ 土地及び共用部分等の設置又は保存に瑕疵があるこ とによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵 害され、又は侵害されるおそれがある場合におけるそ の瑕疵の除去に関して必要となるもの
 - ロ 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体 の負担を軽減することにより、その移動又は施設の利 用上の利便性及び安全性を向上させるために必要とな るもの
 - 二 前号の土地及び共用部分等の変更に伴って必要となる 専有部分の保存行為等
 - 三 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の 滅失した共用部分の復旧
- 5 建替え承認決議は、第1項及び第2項にかかわらず、議 4 建替え承認決議は、第2項にかかわらず、議決権(第48 決権(前条第1項にかかわらず、建替えを行う団地内の特 定の建物(以下「当該特定建物」という。)の所在する土 地(これに関する権利を含む。)の持分の価格の割合によ る。第7項において同じ。)総数の過半数を有する組合員 の出席を要し、出席組合員の議決権の4分の3以上で行 う。ただし、当該特定建物が区分所有法第62条第2項各号 に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、議決権総数の 過半数を有する組合員の出席を要し、出席組合員の議決権 の3分の2以上で行う。
- 6 当該特定建物の建替え決議又はその区分所有者の全員の ┃ 5 当該特定建物の建替え決議又はその区分所有者の全員の 合意がある場合における当該特定建物の団地建物所有者 は、建替え承認決議においては、いずれもこれに賛成する 旨の議決権を行使したものとみなす。

三 その他団地総会において本項の方法により決議するこ ととした事項

(新設)

条第1項にかかわらず、建替えを行う団地内の特定の建物 (以下「当該特定建物」という。) の所在する土地(これ に関する権利を含む。)の持分の割合による。第6項にお いて同じ。)総数の4分の3以上で行う。

合意がある場合における当該特定建物の団地建物所有者 は、建替え承認決議においては、いずれもこれに替成する 旨の議決権を行使したものとみなす。

- 7 建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物 6 建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物 (以下「当該他の建物」という。) の建替えに特別の影響 を及ぼすべきときは、建替え承認決議を会議の目的とする 団地総会において、当該他の建物の区分所有者全員の議決 権の4分の3以上の議決権を有する区分所有者が、建替え 承認決議に替成しているときに限り、当該特定建物の建替 えをすることができる。
- 8 一括建替え決議及び団地内建物敷地売却決議は、第2項 17 一括建替え決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の にかかわらず、組合員総数及び議決権(前条第1項にかか わらず、当該団地内建物の敷地の持分の価格の割合によ る。)総数の各5分の4以上で行う。ただし、全ての団地 内建物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれかの 事由に該当する場合は、組合員総数及び議決権総数の各4 分の3以上で行う。
- 9 前項の決議は、当該団地総会において、団地内建物のう ちいずれか1棟以上につき、それぞれの組合員又は議決権 (前条第1項に基づき、別表第5に掲げる議決権割合によ る。)総数の3分の1を超える反対があった場合は、行う ことができない。
- 10 敷地分割決議は、第2項にかかわらず、組合員総数及び 議決権(前条第1項にかかわらず、当該団地内建物の敷地 の持分の割合による。)総数の各4分の3以上で行う。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定し

- (ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合
- 11 前10項の場合において、組合員が書面又は代理人によ って議決権を行使したときは、当該組合員の数は出席し た組合員の数に、当該議決権の数は出席した組合員の議 決権の数に、それぞれ算入する。

- (以下「当該他の建物」という。) の建替えに特別の影響 を及ぼすべきときは、建替え承認決議を会議の目的とする 総会において、当該他の建物の区分所有者全員の議決権の 4分の3以上の議決権を有する区分所有者が、建替え承認 決議に替成しているときに限り、当該特定建物の建替えを することができる。
- 5分の4以上及び議決権(第48条第1項にかかわらず、当 該団地内建物の敷地の持分の割合による。) 総数の5分の 4以上で行う。ただし、当該団地総会において、当該各団 地内建物ごとに、それぞれその区分所有者の3分の2以上 及び議決権(第48条第1項に基づき、別表第5に掲げる議 決権割合による。)総数の3分の2以上の賛成がなければ ならない。

(新設)

8 敷地分割決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の5 分の4以上及び議決権(第48条第1項にかかわらず、当該 団地内建物の敷地の持分の割合による。)総数の5分の4 以上で行う。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

- (ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合
- 9 前8項の場合において、書面又は代理人によって議決 権を行使する者は、出席組合員とみなす。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 11 前 10 項の場合において、組合員が書面、電磁的方法又 は代理人によって議決権を行使したときは、当該組合員 の数は出席した組合員の数に、当該議決権の数は出席し た組合員の議決権の数に、それぞれ算入する。
- 12 前 11 項の適用については、所有者不明専有部分管理人 は、組合員とみなす。
- 13 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一 10 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一 部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その 承諾を得なければならない。この場合において、その組合 員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 14 第3項第二号及び第4項第一号において、土地及び共用 11 第3項第二号において、土地及び共用部分等の変更が、 部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別 の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合 員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合 員の承諾を得なければならない。この場合において、その 組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならな V)
- 15 団地総会においては、第 45 条第 1 項によりあらかじめ通 l 知した事項についてのみ、決議することができる。

【コメント】第49条関係

- ① 第1項の定足数について、議決権を行使することができ る組合員が WEB 会議システム等を用いて出席した場合は、 定足数の算出において出席組合員に含まれると考えられ る。これに対して、議決権を行使することができない傍聴 人として WEB 会議システム等を用いて議事を傍聴する組合 員については、出席組合員には含まれないと考えられる。
- ② 第2項は、議長を含む出席組合員(書面(電磁的方法に 2) 第2項は、議長を含む出席組合員(書面(電磁的方法に よる議決権の行使が利用可能な場合は、電磁的方法を含 む。)又は代理人によって議決権を行使する者を含む。) の議決権の過半数で決議し、過半数の賛成を得られなかっ

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

9 前8項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人 によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。

(新設)

- 部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その 承諾を得なければならない。この場合において、その組合 員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべ きときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使 用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なけ ればならない。この場合において、その組合員は正当な理 由がなければこれを拒否してはならない。
- | 12 | 団地総会においては、第 45 条第 1 項によりあらかじめ通 知した事項についてのみ、決議することができる。

【コメント】第49条関係

- ① 第1項の定足数について、議決権を行使することができ る組合員が WEB 会議システム等を用いて出席した場合につ いては、定足数の算出において出席組合員に含まれると考 えられる。これに対して、議決権を行使することができな い傍聴人として WEB 会議システム等を用いて議事を傍聴す る組合員については、出席組合員には含まれないと考えら れる。
 - よる議決権の行使が利用可能な場合は、電磁的方法を含 む。)又は代理人によって議決権を行使する者を含む。) の議決権の過半数で決議し、過半数の賛成を得られなかっ

た議事は否決とすることを意味するものである。

- た。あとの事項は、会議運営の一般原則である多数決(普 通決議) によるものとした。
- ④ 令和7年の区分所有法改正において、団地建物所有者及 び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議(特別 多数決議) について、出席者による決議を可能とするとと もに、定足数の規定が設けられ、組合員総数及び議決権総 数の各過半数の出席が必要とされることになったので、特 に留意が必要である。あわせて、第1項の団地総会成立の 定足数についても、令和7年の標準管理規約改正前までの 「議決権総数の半数以上」から「議決権総数の過半数」に 見直しを行っている。これにより、団地総会の開催に当た っては、どのような決議を行う場合であっても、議決権総 数の過半数の出席があることを確認することとし、議事に 特別決議の事項が含まれる場合は、それに加えて組合員総 数の過半数の出席があることも確認することになる。

なお、住戸数の少ない小規模団地等においては、第1項 の団地総会成立の定足数について、令和7年の標準管理規 約改正前と同様に「議決権総数の半数以上」とすることも 考えられる。

で決することを原則としつつ、その形状又は効用の著しい 変更を伴わない共用部分の変更については区分所有者及び 議決権の各過半数によることとしている(なお、共用部分) の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきとき は、区分所有法第 17 条第 2 項(第 18 条第 3 項において準 用する場合を含む。)の規定に留意が必要である。(第14 項参照))。

建物の維持・保全に関して、区分所有者は協力してその 実施に努めるべきであることを踏まえ、機動的な実施を可 能とするこの区分所有法の規定を、標準管理規約上も確認 的に規定したのが第3項第二号である。

た議事は否決とすることを意味するものである。

③ 特に慎重を期すべき事項を特別の決議によるものとし □③ 特に慎重を期すべき事項を特別の決議によるものとし た。あとの事項は、会議運営の一般原則である多数決によ るものとした。

(新設)

⑤ 区分所有法では、共用部分の変更に関し、特別多数決議 ■ 区分所有法では、共用部分の変更に関し、区分所有者及 び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議(特別 多数決議)で決することを原則としつつ、その形状又は効 用の著しい変更を伴わない共用部分の変更については区分 所有者及び議決権の各過半数によることとしている(な お、共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼ すべきときは、区分所有法第17条第2項(第18条第3項 において準用する場合を含む。) の規定に留意が必要であ る。(第 11 項参照))。

> 建物の維持・保全に関して、区分所有者は協力してその 実施に努めるべきであることを踏まえ、機動的な実施を可 能とするこの区分所有法の規定を、標準管理規約上も確認し

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条の規 定により、要耐震改修認定区分所有建築物の耐震改修につ いては、区分所有法の特例として、敷地及び共用部分等の 形状又は効用の著しい変更に該当する場合であっても、過 半数の決議(普通決議)で実施可能となっている。

- ⑥ 第1項に基づき議決権総数の過半数を有する組合員が出 │ ⑤ 第1項に基づき議決権総数の半数を有する組合員が出席 席する団地総会において、第2項に基づき出席組合員の議 決権の過半数で決議(普通決議)される事項は、総組合員 の議決権総数の4分の1超の賛成により決議されることに 鑑み、例えば、大規模修繕工事のように多額の費用を要す る事項については、組合員総数及び議決権総数の過半数 で、又は議決権総数の過半数で決する旨規約に定めること もできる。
- ⑦ 第4項第一号イの「土地及び共用部分等の設置又は保存 に瑕疵があることによって他人の権利又は法律上保護され る利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合」と は、区分所有建物が通常有すべき安全性を欠いている状態 を指し、最終的には個別事案に応じて判断する必要がある ものの、例えば、耐震性の不足や火災に対する安全性の不 足、外壁等の剝落により周辺に危害を生ずるおそれがある とき、給排水管等の腐食等により著しく衛生上有害となる おそれがあるときなどが該当すると考えられる。

なお、本文中の「他人」には、当該団地の団地建物所有 者も含まれるものと解される。

- ⑧ このような規定の下で、各工事に必要な団地総会の決議 に関しては、例えば次のように考えられる。ただし、基本 的には各工事の具体的内容に基づく個別の判断によること となる。
 - ア) バリアフリー化の工事に関し、建物の基本的構造部分 を取り壊す等の加工を伴わずに階段にスロープを併設 し、手すりを追加する工事は普通決議により、階段室部 分を改造したり、建物の外壁に新たに外付けしたりし

的に規定したのが第49条第3項第二号である。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条の規 定により、要耐震改修認定区分所有建築物の耐震改修につ いては、区分所有法の特例として、敷地及び共用部分等の 形状又は効用の著しい変更に該当する場合であっても、過 半数の決議(普通決議)で実施可能となっている。

する団地総会において、第2項に基づき出席組合員の議決 権の過半数で決議(普通決議)される事項は、総組合員の 議決権総数の4分の1招の賛成により決議されることに鑑 み、例えば、大規模修繕工事のように多額の費用を要する 事項については、組合員総数及び議決権総数の過半数で、 又は議決権総数の過半数で決する旨規約に定めることもで きる。

- | ⑥ このような規定の下で、各工事に必要な団地総会の決議 に関しては、例えば次のように考えられる。ただし、基本 的には各工事の具体的内容に基づく個別の判断によること となる。
 - ア) バリアフリー化の工事に関し、建物の基本的構造部分 を取り壊す等の加工を伴わずに階段にスロープを併設 し、手すりを追加する工事は普通決議により、階段室部 分を改造したり、建物の外壁に新たに外付けしたりし

て、エレベーターを新たに設置する工事は<u>第4項第一号</u>口に該当し、組合員総数及び議決権総数の各過半数を有する組合員が出席した総会における出席組合員及びその 議決権の各3分の2以上の賛成により実施可能と考えられる。

- イ)耐震改修工事に関し、柱やはりに炭素繊維シートや鉄板を巻き付けて補修する工事や、構造躯体に壁や筋かいなどの耐震部材を設置する工事で基本的構造部分への加工が小さいものは普通決議により実施可能と考えられる。その他、現行の耐震基準を満たさないことに対処するために、基礎部分等を切断して免震構造化を図る工事や、構造躯体に壁や筋かいなどの耐震部材を設置する工事で基本的構造部分への加工が大きいものは第4項第一号イに該当し、組合員総数及び議決権総数の各過半数を有する組合員が出席した総会における出席組合員及びその議決権の各3分の2以上の賛成により実施可能と考えられる。
- ウ) 防犯化工事に関し、オートロック設備を設置する際、 配線を、空き管路内に通したり、建物の外周に敷設した りするなど共用部分の加工の程度が小さい場合の工事 や、防犯カメラ、防犯灯の設置工事は普通決議により、 実施可能と考えられる。
- エ) 宅配ボックスの設置工事に関し、壁や床面に宅配ボックスを固定するなど、共用部分の加工の程度が小さい場合は、普通決議により実施可能と考えられる。
- オ) IT 化工事に関し、光ファイバー・ケーブルの敷設工事 を実施する場合、その工事が既存のパイプスペースを利 用するなど共用部分の形状に変更を加えることなく実施 できる場合や、新たに光ファイバー・ケーブルを通すた めに、外壁、耐力壁等に工事を加え、その形状を変更す るような場合でも、建物の躯体部分に相当程度の加工を 要するものではなく、外観を見苦しくない状態に復元す るのであれば、普通決議により実施可能と考えられる。

て、エレベーターを新たに設置する工事は<u>特別多数決議</u> により実施可能と考えられる。

イ) 耐震改修工事に関し、柱やはりに炭素繊維シートや鉄板を巻き付けて補修する工事や、構造躯体に壁や筋かいなどの耐震部材を設置する工事で基本的構造部分への加工が小さいものは普通決議により実施可能と考えられる。

- ウ) 防犯化工事に関し、オートロック設備を設置する際、 配線を、空き管路内に通したり、建物の外周に敷設した りするなど共用部分の加工の程度が小さい場合の工事 や、防犯カメラ、防犯灯の設置工事は普通決議により、 実施可能と考えられる。
- エ) 宅配ボックスの設置工事に関し、壁や床面に宅配ボックスを固定するなど、共用部分の加工の程度が小さい場合は、普通決議により実施可能と考えられる。
- オ) IT 化工事に関し、光ファイバー・ケーブルの敷設工事 を実施する場合、その工事が既存のパイプスペースを利 用するなど共用部分の形状に変更を加えることなく実施 できる場合や、新たに光ファイバー・ケーブルを通すた めに、外壁、耐力壁等に工事を加え、その形状を変更す るような場合でも、建物の躯体部分に相当程度の加工を 要するものではなく、外観を見苦しくない状態に復元す るのであれば、普通決議により実施可能と考えられる。

- カ)充電設備の設置工事に関し、充電器自体の設置及び配 線を通すために必要な配管の設置など、建物の躯体部分 や敷地への加工の程度が小さい工事を行う場合や、敷地 へ相当程度の加工を加えることなく受変電設備を変更す る場合は、普通決議により実施可能と考えられる。
- キ)計画修繕工事に関し、鉄部塗装工事、外壁補修工事、 屋上等防水工事、給排水管更生・更新工事、照明設備、 共聴設備、消防用設備、エレベーター設備の更新工事は 普通決議で実施可能と考えられる。
- ク) その他、集会室、駐車場、駐輪場の増改築工事(充電 設備の設置工事等他の工事に伴って行われる場合も含 む。)などで、大規模なものや著しい加工を伴うものは 特別多数決議により、窓枠、窓ガラス、玄関扉等の一斉 交換工事、既に不要となったダストボックスや高置水槽 等の撤去工事は普通決議により、実施可能と考えられ る。
- 9 一括建替え決議及び団地内建物敷地売却決議の賛否は、 売渡し請求の相手方になるかならないかに関係することか ら、賛成者、反対者が明確にわかるよう決議することが必 要である。なお、第5項から第10項までの決議要件等につ いては、法定の要件等を確認的に規定したものである。

(議決事項)

- を経なければならない。
- 一 規約(第72条第一号の場合を除く。)及び使用細則等 の制定、変更又は廃止
- 二 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方
- 三 収支決算及び事業報告
- 四 収支予算及び事業計画
- 五 長期修繕計画の作成又は変更

- カ)充電設備の設置工事に関し、充電器自体の設置及び配 線を通すために必要な配管の設置など、建物の躯体部分 や敷地への加工の程度が小さい工事を行う場合や、敷地 へ相当程度の加工を加えることなく受変電設備を変更す る場合は、普通決議により実施可能と考えられる
- キ)計画修繕工事に関し、鉄部塗装工事、外壁補修工事、 屋上等防水工事、給水管更生・更新工事、照明設備、共 聴設備、消防用設備、エレベーター設備の更新工事は普 通決議で実施可能と考えられる。
- ク) その他、集会室、駐車場、駐輪場の増改築工事(充電 設備の設置工事等他の工事に伴って行われる場合も含 む。)などで、大規模なものや著しい加工を伴うものは 特別多数決議により、窓枠、窓ガラス、玄関扉等の一斉 交換工事、既に不要となったダストボックスや高置水槽 等の撤去工事は普通決議により、実施可能と考えられ る。
- 7 建替え決議及びマンション敷地売却決議の賛否は、売渡 し請求の相手方になるかならないかに関係することから、 替成者、反対者が明確にわかるよう決議することが必要で ある。なお、第4項及び第5項及び第6項から第8項まで の決議要件については、法定の要件を確認的に規定したも のである。

(議決事項)

- 第50条 次の各号に掲げる事項については、団地総会の決議 | 第50条 次の各号に掲げる事項については、団地総会の決議 を経なければならない。
 - 一 規約(第72条第一号の場合を除く。)及び使用細則等 の制定、変更又は廃止
 - 二 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方
 - 三 収支決算及び事業報告
 - 四 収支予算及び事業計画
 - 五 長期修繕計画の作成又は変更

- 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
- 七 団地修繕積立金及び各棟修繕積立金の保管及び運用方法

(削る)

<u>八</u> 第16条第2項に定める土地及び共用部分等の第三者の 使用

- 九 第21条第2項に定める管理の実施
- 十 第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に定める特別の管理 の実施(第 72 条第三号及び第六号の場合を除く。)並び にそれに充てるための資金の借入れ及び団地修繕積立金 又は各棟修繕積立金の取崩し
- 十一 第 28 条第 2 項<u>若しくは</u>第 3 項又は第 29 条第 2 項若 しくは第 3 項に定める<u>一括</u>建替え<u>、団地内建物敷地売</u> <u>却、敷地分割又はマンション再生</u>等に係る計画又は設計 等の経費のための団地修繕積立金又は各棟修繕積立金の 取崩し
- 十二 区分所有法第69条第1項の場合の建替えの承認
- 十三 区分所有法第70条第1項の場合の一括建替え
- <u>十四</u> 区分所有法第 71 条第 1 項の場合の団地内建物敷地売 却
- <u>十五</u> 円滑化法<u>第 163 条の 56</u> 第 1 項に基づく除却<u>等</u>の必要性に係る認定の申請
- 十六 円滑化法第 163条の63第1項の場合の敷地分割
- 十七 <u>適正化法に基づく管理計画の認定、認定の更新及び</u> 変更の認定の申請
- 十八 組合管理部分に関する管理委託契約の締結
- 十九 その他管理組合の業務に関する重要事項

【コメント】第50条関係

① 規約の変更の際には以下の点に留意する必要がある。

- 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
- 七 団地修繕積立金及び各棟修繕積立金の保管及び運用方法
- 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の 申請、同法第5条の6第1項に基づく管理計画の認定の 更新の申請及び同法第5条の7第1項に基づく管理計画 の変更の認定の申請

(新設)

- 九 第21条第2項に定める管理の実施
- 十 第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に定める特別の管理 の実施(第 72 条第三号及び<mark>第四号</mark>の場合を除く。)並び にそれに充てるための資金の借入れ及び団地修繕積立金 又は各棟修繕積立金の取崩し
- 十一 第 28 条第 2 項、第 3 項 若しくは第 4 項 第 2 項若しくは第 3 項に定める建替え等に係る計画又は 設計等の経費のための団地修繕積立金又は各棟修繕積立 金の取崩し
- 十二 区分所有法第69条第1項の場合の建替えの承認
- 十三 区分所有法第 70 条第 1 項の場合の一括建替え (新設)
- <u>十四</u> 円滑化法<u>第 102 条</u>第1項に基づく除却の必要性に係る認定の申請
- <u>十五</u> 円滑化法<u>第 115 条の 4</u> 第 1 項の場合の敷地分割 (新設)
- 十六 組合管理部分に関する管理委託契約の締結
- 十七 その他管理組合の業務に関する重要事項

【コメント】第50条関係

① 規約の変更の際には以下の点に留意する必要がある。

- 1 団地内の棟が数期に分けて分譲され、新たに分譲された棟が従前の棟とその敷地等が同じ共有関係にある場合には、団地全体で管理する対象を再度決める必要があり、この場合は、従前の棟も含めた各棟の棟総会で、それぞれ各棟の区分所有者及び議決権の各過半数以上を有する区分所有者の出席を要し、出席区分所有者及びその議決権の各4分の3以上で決議し、かつ団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各過半数以上を有する団地建物所有者の出席を要し、出席団地建物所有者及びその議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約に位置づける。
- 2 団地全体で管理することとしていた棟の管理を各棟で 管理することにする場合は、団地総会で、団地建物所有 者及び議決権の各過半数以上を有する団地建物所有者の 出席を要し、出席団地建物所有者及びその議決権の各4 分の3以上で決議し、団地の規約を変更した上で、各棟 でその棟の管理のための規約を制定する。
- 3 団地全体で管理する対象の管理の方法について変更する場合は、団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各 過半数以上を有する団地建物所有者の出席を要し、出席 団地建物所有者及びその議決権の各4分の3以上で決議 し、団地の規約を変更する。
- ② 団地を適切に維持管理していくためには、各団地建物所有者が管理組合会計の収支状況を把握していることが重要であり、特に、適切な修繕積立金の確保の観点から、修繕積立金の額を変更する必要性を認識することは極めて重要である。毎年の団地総会において、長期修繕計画上の積立予定額と現時点における積立額の差を明示するためにこれらの情報を記載した資料を提示したり、長期修繕計画を総会資料に添付したりするとともに、段階増額積立方式を採用している場合は今後の変更予定時期及び変更予定額を説明することも、合意形成に有効と考えられる。

1 団地内の棟が数期に分けて分譲され、新たに分譲された棟が従前の棟とその敷地等が同じ共有関係にある場合には、団地全体で管理する対象を再度決める必要があり、この場合は、従前の棟も含めた各棟の棟総会で、それぞれ各棟の区分所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、かつ団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約に位置づける。

- 2 団地全体で管理することとしていた棟の管理を各棟で 管理することにする場合は、団地総会で、団地建物所有 者及び議決権の各4分の3以上で決議し、団地の規約を 変更した上で、各棟でその棟の管理のための規約を制定 する。
- 3 団地全体で管理する対象の管理の方法について変更する場合は、団地総会で、団地建物所有者及び議決権の各 4分の3以上で決議し、団地の規約を変更する。
- ② マンションを適切に維持管理していくためには、各区分所有者が管理組合会計の収支状況を把握していることが重要であり、特に、適切な修繕積立金の確保の観点から、修繕積立金の額を変更する必要性を認識することは極めて重要である。毎年の総会において、長期修繕計画上の積立予定額と現時点における積立額の差を明示するためにこれらの情報を記載した資料を提示したり、長期修繕計画を総会資料に添付したりするとともに、段階増額積立方式を採用している場合は今後の変更予定時期及び変更予定額を説明することも、合意形成に有効と考えられる。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

(団地総会資料の保管等)

第 51 条の2 理事長は、議案書及び付随する資料を保管 し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請 求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさ せなければならない。この場合において、閲覧につき、 相当の日時、場所等を指定することができる。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(団地総会資料の保管等)

- 第51条の2 理事長は、議案書及び付随する資料を書面又 は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理 由を付した書面又は電磁的方法による請求があったとき は、議案書及び付随する資料の閲覧をさせなければなら ない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場 所等を指定することができる。
- 2 電磁的記録により作成された議案書及び付随する資料 の閲覧については、前条第5項に定める議事録の閲覧及 び提供に関する規定を準用する。

【コメント】第51条の2関係

理事長が保管すべき付随する資料とは、第50条において 議決事項として掲げる書類の案のほか、参考資料として団 地総会において配布された資料、第48条第4項に基づき組 合員が書面により議決権を行使した際の書面、同条第6項 に基づき提出された代理権を証する書面等が該当する。

(招集)

- 第54条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事が○分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を 2 理事が○分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定)

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

(団地総会資料の保管等)

第 51 条の 2 理事長は、議案書及び付随する資料を保管 し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請 求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさ せなければならない。この場合において、閲覧につき、 相当の日時、場所等を指定することができる。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(団地総会資料の保管等)

- 第51条の2 理事長は、議案書及び付随する資料を書面又 は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理 由を付した書面又は電磁的方法による請求があったとき は、議案書及び付随する資料の閲覧をさせなければなら ない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場 所等を指定することができる。
- 2 電磁的記録により作成された議案書及び付随する資料 の閲覧については、前条第5項に定める議事録の閲覧及 び提供に関する規定を準用する。

【コメント】第51条の2関係

理事長が保管すべき付随する資料とは、第50条において 議決事項として掲げる書類の案のほか、参考資料として団 地総会において配布された資料等が該当する。

(招集)

- 第54条 理事会は、理事長が招集する。

請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなけ ればならない。

- 請求があった日から○日以内の日を理事会の日とする理事 会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした 理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会の招集手続については、第 45 条 (建替え承認決 4 理事会の招集手続については、第 45 条 (建替え承認決 議、一括建替え決議、団地内建物敷地売却決議又は敷地分 割決議を会議の目的とする場合の第1項及び第5項から第 8項までを除く。)の規定を準用する。この場合におい て、同条中「組合員」とあるのは「理事及び監事」と、同 条第10項中「理事会の承認」とあるのは「理事及び監事の 全員の同意」と読み替えるものとする。ただし、理事会に おいて別段の定めをすることができる。

【コメント】第54条関係

各理事は、理事会の開催が必要であると考える場合に は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理 事会の招集を促すこともできる。ただし、理事長が招集し ない場合には、第2項の手続により招集を請求することと なる。それでも理事長が招集の通知を発出しない場合に は、招集を請求した理事が、理事会を招集できることとな る。

なお、第4項で理事会の招集手続につき第45条を準用し ているが、WEB 会議システム等を用いて開催する理事会に ついても同条が準用され、その場合の開催方法の考え方に ついては、コメント第45条第1項関係を参照。

(理事会の会議及び議事)

- 第55条 理事会の会議(WEB会議システム等を用いて開催す る会議を含む。)は、理事の半数以上が出席しなければ開 くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。
- 2 次条第1項第五号に掲げる事項については、理事の過半 2 次条第1項第五号に掲げる事項については、理事の過半

請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなけ ればならない。

- 3 前項の規定による請求があった日から○日以内に、その 3 前項の規定による請求があった日から○日以内に、その 請求があった日から○日以内の日を理事会の日とする理事 会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした 理事は、理事会を招集することができる。
 - 議、一括建替え決議又は敷地分割決議を会議の目的とする 場合の第1項及び第4項から第8項までを除く。)の規定 を準用する。この場合において、同条中「組合員」とある のは「理事及び監事」と、同条第10項中「理事会の承認」 とあるのは「理事及び監事の全員の同意」と読み替えるも のとする。ただし、理事会において別段の定めをすること ができる。

【コメント】第54条関係

各理事は、理事会の開催が必要であると考える場合に は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理 事会の招集を促すこともできる。ただし、理事長が招集し ない場合には、第2項の手続により招集を請求することと なる。それでも理事長が招集の通知を発出しない場合に は、招集を請求した理事が、理事会を招集できることとな る。

なお、第4項で理事会の招集手続につき第45条を準用し ているが、WEB 会議システム等を用いて開催する理事会に ついても同条が準用され、その場合の開催方法の考え方に ついては、コメント第45条第1項関係を参照。

(理事会の会議及び議事)

- 第 55 条 理事会の会議 (WEB 会議システム等を用いて開催す る会議を含む。)は、理事の半数以上が出席しなければ開 くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。

数の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議に よることができる。

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、 議決に加わることができない。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

4 議事録については、第51条(第4項を除く。)の規定 を準用する。ただし、第51条第2項中「団地総会に出席 した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読 み替えるものとする。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 4 議事録については、第51条(第6項を除く。)の規定 を準用する。ただし、第51条第3項及び第4項中「団地 総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した 理事」と読み替えるものとする。
- 5 理事会で使用した資料については、第51条の2の規定を 1 5 理事会で使用した資料については、第51条の2の規定を 進用する。

【コメント】第 55 条関係

① 理事は、団地総会で選任され、組合員のため、誠実にそ | ① 理事は、団地総会で選任され、組合員のため、誠実にそ の職務を遂行するものとされている。このため、原則とし て理事会には本人が出席して、議論に参加し、議決権を行 使することが求められる。

(削る)

(削る)

数の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議に よることができる。

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、 議決に加わることができない。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

4 議事録については、第51条(第4項を除く。)の規定 を準用する。ただし、第51条第2項中「団地総会に出席 した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読 み替えるものとする。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 4 議事録については、第51条(第6項を除く。)の規定 を準用する。ただし、第51条第3項及び第4項中「団地 総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した 理事」と読み替えるものとする。
- 進用する。

【コメント】第 55 条関係

- の職務を遂行するものとされている。このため、理事会に は本人が出席して、議論に参加し、議決権を行使すること が求められる。
- ② したがって、理事の代理出席(議決権の代理行使を含 む。以下同じ。)を、規約において認める旨の明文の規定 がない場合に認めることは適当でない。
- ③ 「理事に事故があり、理事会に出席できない場合は、そ の配偶者又は一親等の親族(理事が、組合員である法人の 職務命令により理事となった者である場合は、法人が推挙 する者) に限り、代理出席を認める」旨を定める規約の規 定は有効であると解されるが、あくまで、やむを得ない場

② 一方で、理事の負担感を軽減する観点から、理事が職務 代行者を定め、理事本人が理事会に出席できない場合において、その職務代行者に理事会への出席(議決権の行使を含む。以下同じ。)を委ねることを認めることも考えられる。この場合、職務代行者の出席を認める旨及び職務代行者として選任可能な者の範囲を規約の明文の規定で定めることが必要である。また、あらかじめ、職務代行者に定める者を理事に選任される団地総会又は理事に選任された後の最初の理事会で承認を得ることで、職務代行者も含めた形で信任を得ることが望ましい。

職務代行者の出席を認める場合の規約の例は次のとおり。なお、総会等において事前の承認を得ることを前提として、職務代行者に選任可能な者の範囲を「同居する親族」等を含むよう広げることも考えられる。

- 6 理事は、職務代行者(理事の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等の親族(理事が、組合員である法人の職務命令により理事となった者である場合は、法人が推挙する者)に限る。)を定め、理事会に出席させることができる。
- 7 理事(団地総会において選任されることが予定されている者も含む。以下本条において同じ。)は、職務代行者を理事会に出席させることが見込まれる場合は、団地総会における選任の時(※理事に選任された後の最初の理事会とする場合は、そのように置き換える。)に、職

合の代理出席を認めるものであることに留意が必要である。この場合においても、あらかじめ、理事の職務を代理するにふさわしい資質・能力を有するか否かを考慮して、その職務を代理する者を定めておくことが望ましい。

なお、外部専門家など当人の個人的資質や能力等に着目 して選任されている理事については、代理出席を認めるこ とは適当でない。

務代行者を定める旨及び職務代行者の氏名を表明し、承 認を得なければならない。

- (ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合
- 8 前項の場合において、理事又は職務代行者は、理事 が職務代行者を定める旨及び職務代行者と理事の関係 を証する書面を理事長に提出しなければならない。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 8 前項の場合において、理事又は職務代行者は、理事 が職務代行者を定める旨及び職務代行者と理事の関係 を証する書面(電磁的方法によるものを含む。)を理 事長に提出しなければならない。
- ②の規約規定例第8項中の「職務代行者と理事の関係を 証する書面」については、理事が理事長に提出する「職務 代行者を定めた旨」を通知する書面の中で、職務代行者の 氏名及び理事との続柄を記載することで、その関係を証明 することが考えられる。

なお、職務代行者と理事の関係を証する書面として、戸 籍謄本や住民票等の公的な証明書を用いることも考えられ るが、その場合は、管理組合に提出させるのではなく、提 示を求めるにとどめることが望ましい。

また、職務代行者についても、理事本人と同様に、本人 確認を適切に実施することが有効と考えられる。本人確認 の方法等は、コメント第37条関係印を参照のこと。

- ではなく、事前に議決権行使書又は意見を記載した書面を 出せるようにすることが考えられる。これを認める場合に は、理事会に出席できない理事が、あらかじめ通知された 事項について、書面をもって表決することを認める旨を、 規約の明文の規定で定めることが必要である。
- ついての質問機会の確保、書面等による意見の提出や議決 権行使を認めるなどの配慮をする必要がある。

- ④ 理事がやむを得ず欠席する場合には、代理出席によるの ■④ 理事がやむを得ず欠席する場合には、代理出席によるの ではなく、事前に議決権行使書又は意見を記載した書面を 出せるようにすることが考えられる。これを認める場合に は、理事会に出席できない理事が、あらかじめ通知された 事項について、書面をもって表決することを認める旨を、 規約の明文の規定で定めることが必要である。
- ⑤ 理事会に出席できない理事に対しては、理事会の議事に ┃⑤ 理事会に出席できない理事に対しては、理事会の議事に ついての質問機会の確保、書面等による意見の提出や議決 権行使を認めるなどの配慮をする必要がある。

また、WEB 会議システム等を用いて理事会を開催する場 合は、当該理事会における議決権行使の方法等を、規約や 第80条に基づく細則において定めることも考えられ、この 場合においても、規約や使用細則等に則り理事会議事録を 作成することが必要となる点などについて留意する必要が ある。

なお、第1項の定足数について、理事が WEB 会議システ ム等を用いて出席した場合については、定足数の算出にお いて出席理事に含まれると考えられる。

- ⑥ 第2項は、本来、①のとおり、理事会には理事本人が出 │⑥ 第2項は、本来、①のとおり、理事会には理事本人が出 席して相互に議論することが望ましいところ、例外的に、 第56条第1項第五号に掲げる事項については、申請数が多 いことが想定され、かつ、迅速な審査を要するものである ことから、書面又は電磁的方法による決議を可能とするも のである。
- (7) 第3項については、第39条の2関係を参照のこと。

(議決事項)

- 第56条 理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する。
 - 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
 - 二 規約(第72条第一号の場合を除く。)及び使用細則等 の制定、変更又は廃止に関する案
 - 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
 - 四 その他の団地総会提出議案
 - 五 第17条、第21条及び第22条に定める承認又は不承認
 - 六 第24条の2第2項、第62条第4項及び第77条第3項 に定める訴訟その他法的措置の追行
 - 七 第39条の2に定める承認又は不承認
 - 八 第44条第4項に定める臨時総会の招集
 - 九 第60条第3項に定める承認又は不承認 (削る)

また、WEB 会議システム等を用いて開催する理事会を開 催する場合は、当該理事会における議決権行使の方法等 を、規約や第80条に基づく細則において定めることも考え られ、この場合においても、規約や使用細則等に則り理事 会議事録を作成することが必要となる点などについて留意 する必要がある。

なお、第1項の定足数について、理事が WEB 会議システ ム等を用いて出席した場合については、定足数の算出にお いて出席理事に含まれると考えられる。

- 席して相互に議論することが望ましいところ、例外的に、 第56条第1項第五号に掲げる事項については、申請数が多 いことが想定され、かつ、迅速な審査を要するものである ことから、書面又は電磁的方法による決議を可能とするも のである。
- ⑦ 第3項については、第39条の2関係を参照のこと。

(議決事項)

- 第56条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の 各号に掲げる事項を決議する。
 - 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
 - 二 規約(第72条第一号の場合を除く。)及び使用細則等 の制定、変更又は廃止に関する案
 - 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
 - 四 その他の団地総会提出議案
 - 五 第17条、第21条及び第22条に定める承認又は不承認 (新設)

(新設)

- 六 第60条第3項に定める承認又は不承認
- 七 第62条第4項に定める未納の管理費等及び使用料の請 求に関する訴訟その他法的措置の追行

- 十 第62条第5項に定める弁済の充当の順序の設定
- 十一 第77条第1項に定める勧告又は指示等
- 十二 第77条の2第1項に定める区分所有者の所在等の探
- 十三 第77条の3第1項、第77条の4第1項及び第2項 並びに第77条の5第1項及び第2項に定める裁判所に対 する請求
- 十四 団地総会から付託された事項
- 十五 災害等により団地総会の開催が困難である場合にお ける応急的な修繕工事の実施等
- 十六 理事長、副理事長及び会計担当理事の選任及び解任
- 2 第50条の規定にかかわらず、理事会は、前項第十五号の 決議をした場合においては、当該決議に係る応急的な修繕 工事の実施に充てるための資金の借入れ及び団地修繕積立 金及び各棟修繕積立金の取崩しについて決議することがで きる。

【コメント】第56条関係

- ① 第1項第十五号の「災害等により団地総会の開催が困難 | ① 第1項第十二号の「災害等により団地総会の開催が困難 である場合における応急的な修繕工事の実施等」の具体的 内容については、次のとおりである。
 - ア) 緊急対応が必要となる災害の範囲としては、地震、台 風、集中豪雨、竜巻、落雷、豪雪、噴火などが考えられ る。なお、「災害等」の「等」の例としては、災害と連 動して又は単独で発生する火災、爆発、物の落下などが 該当する。
 - イ) 「団地総会の開催が困難である場合」とは、避難や交 通手段の途絶等により、組合員の団地総会への出席が困 難である場合である。
 - ウ) 「応急的な修繕工事」は、保存行為に限られるもので はなく、二次被害の防止や生活の維持等のために緊急対 応が必要な、共用部分の軽微な変更(形状又は効用の著 しい変更を伴わないもの)や狭義の管理行為(変更及び

- 八 第62条第5項に定める弁済の充当の順序の設定
- 九 第77条に定める勧告又は指示等
- + 第77条の2第1項に定める区分所有者の所在等の探索

(新設)

- 十一 団地総会から付託された事項
- 十二 災害等により団地総会の開催が困難である場合にお ける応急的な修繕工事の実施等
- 十三 理事長、副理事長及び会計担当理事の選任及び解任
- 2 第 50 条の規定にかかわらず、理事会は、前項第十二号の 決議をした場合においては、当該決議に係る応急的な修繕 工事の実施に充てるための資金の借入れ及び団地修繕積立 金及び各棟修繕積立金の取崩しについて決議することがで きる。

【コメント】第56条関係

- である場合における応急的な修繕工事の実施等」の具体的 内容については、次のとおりである。
 - ア) 緊急対応が必要となる災害の範囲としては、地震、台 風、集中豪雨、竜巻、落雷、豪雪、噴火などが考えられ る。なお、「災害等」の「等」の例としては、災害と連 動して又は単独で発生する火災、爆発、物の落下などが 該当する。
 - イ) 「団地総会の開催が困難である場合」とは、避難や交 通手段の途絶等により、組合員の団地総会への出席が困 難である場合である。
 - ウ) 「応急的な修繕工事」は、保存行為に限られるもので はなく、二次被害の防止や生活の維持等のために緊急対 応が必要な、共用部分の軽微な変更(形状又は効用の著 しい変更を伴わないもの)や狭義の管理行為(変更及び

保存行為を除く、通常の利用、改良に関する行為)も含し まれ、例えば、給水・排水、電気、ガス、通信といった ライフライン等の応急的な更新、エレベーター附属設備 の更新、炭素繊維シート巻付けによる柱の応急的な耐震 補強などが「応急的な修繕工事」に該当する。また、 「応急的な修繕工事の実施等」の「等」としては、被災 箇所を踏まえた共用部分の使用方法の決定等が該当す

なお、理事会の開催も困難な場合の考え方について は、第21条関係⑪を参照のこと。

- ② 第2項は、応急的な修繕工事の実施に伴い必要となる資 1② 第2項は、応急的な修繕工事の実施に伴い必要となる資 金の借入れ及び修繕積立金の取崩しについて、第50条の規 定によれば団地総会の決議事項であるところ、第1項第十 五号の決議に基づき実施する場合には、理事会で決議する ことができるとするものである。
- ③ ①のほかにも、共用部分の軽微な変更及び狭義の管理行 為については、大規模団地など、それぞれの団地の実態に 応じて、機動的な組合運営を行う観点から、これらのうち 特定の事項について、理事会の決議事項として規約に定め ることも可能である。その場合には、理事の行為が自己契 約、双方代理など組合員全体の利益に反することとならな いよう監事による監視機能の強化を図るなどの取組み、理 事会活動の事前・事後の組合員に対する透明性の確保等に ついて配慮することが必要である。

(専門委員会の設置)

- 委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることが できる。
- 2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申す

【コメント】第57条関係

保存行為を除く、通常の利用、改良に関する行為)も含 まれ、例えば、給水・排水、電気、ガス、通信といった ライフライン等の応急的な更新、エレベーター附属設備 の更新、炭素繊維シート巻付けによる柱の応急的な耐震 補強などが「応急的な修繕工事」に該当する。また、 「応急的な修繕工事の実施等」の「等」としては、被災 箇所を踏まえた共用部分の使用方法の決定等が該当す

なお、理事会の開催も困難な場合の考え方について は、第21条関係⑪を参照のこと。

- 金の借入れ及び修繕積立金の取崩しについて、第50条の規 定によれば団地総会の決議事項であるところ、第1項第十 二号の決議に基づき実施する場合には、理事会で決議する ことができるとするものである。
- ③ ①のほかにも、共用部分の軽微な変更及び狭義の管理行 為については、大規模団地など、それぞれの団地の実態に 応じて、機動的な組合運営を行う観点から、これらのうち 特定の事項について、理事会の決議事項として規約に定め ることも可能である。その場合には、理事の行為が自己契 約、双方代理など組合員全体の利益に反することとならな いよう監事による監視機能の強化を図るなどの取組み、理 事会活動の事前・事後の組合員に対する透明性の確保等に ついて配慮することが必要である。

(専門委員会の設置)

- 第57条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門┃第57条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門 委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることが できる。
 - 2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申す

【コメント】第57条関係

- ① 専門委員会の検討対象が理事会の責任と権限を越える事 □ 専門委員会の検討対象が理事会の責任と権限を越える事 項である場合や、理事会活動に認められている経費以上の 費用が専門委員会の検討に必要となる場合、運営細則の制 定が必要な場合等は、専門委員会の設置に団地総会の決議 が必要となる。
- ② 専門委員会は、検討対象に関心が強い組合員を中心に構 2 専門委員会は、検討対象に関心が強い組合員を中心に構 成されるものである。必要に応じ検討対象に関する専門的 知識を有する者(組合員以外も含む。)の参加を求めるこ ともできる。
- ③ 専門委員会を設置することが想定される具体的な事例と しては、大規模修繕工事の実施に当たって、計画の立案や 業者の選定等を実施するための修繕委員会を設置する場合 が考えられるが、この場合、工事請負契約等の多額の発 注・契約に関する管理組合としての意思決定に直接的に関 与することが想定される。そのため、部外者が修繕委員等 の専門委員になりすまし、専門委員会における検討プロセ ス等を妨害した場合、管理組合が多額の損害を被るおそれ があることから、そうした事態を防止するためには、専門 委員候補者の本人確認を適切に実施することが有効と考え られる。本人確認の方法等は、コメント第37条関係⑪を参 照のこと。

(収支予算の作成及び変更)

- 出し、その承認を得なければならない。
- を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 定める承認を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の 支出が必要となった場合には、理事会の承認を得てその支 出を行うことができる。
- 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常 的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出すること

- 項である場合や、理事会活動に認められている経費以上の 費用が専門委員会の検討に必要となる場合、運営細則の制 定が必要な場合等は、専門委員会の設置に団地総会の決議 が必要となる。
- 成されるものである。必要に応じ検討対象に関する専門的 知識を有する者(組合員以外も含む。)の参加を求めるこ ともできる。

(新設)

(収支予算の作成及び変更)

- 第60条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提Ⅰ第60条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提 出し、その承認を得なければならない。
- 2 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案 2 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案 を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 理事長は、第58条に定める会計年度の開始後、第1項に 3 理事長は、第58条に定める会計年度の開始後、第1項に 定める承認を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の 支出が必要となった場合には、理事会の承認を得てその支 出を行うことができる。
 - 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常 的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出すること

がやむを得ないと認められるもの

- 二 団地総会の承認を得て実施している長期の施工期間を 要する工事に係る経費であって、第1項の承認を得る前 に支出することがやむを得ないと認められるもの
- 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により 収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支 出とみなす。
- 5 理事会が第56条第1項第十五号の決議をした場合には、 理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うこ とができる。
- 6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、土地及び共用 6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、土地及び共用 部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出 を行うことができる。

【コメント】第60条関係

- ① 通常総会は、第44条第3項で新会計年度開始以後2か月 以内に招集することとしているため、新会計年度開始後、 予算案の承認を得るまでに一定の期間を要することが通常 である。第3項及び第4項の規定は、このような期間にお いて支出することがやむを得ない経費についての取扱いを 明確化することにより、迅速かつ機動的な業務の執行を確 保するものである。なお、第4項の規定については、公益 法人における実務運用を参考として、手続の簡素化・合理 化を図ったものである。
- ② 第3項第一号に定める経費とは、第27条各号に定める経 費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に 支出することがやむを得ないと認められるものであること から、前年の会計年度における同経費の支出額のおよその 範囲内であることが必要である。
- ③ 第3項第二号に定める経費とは、団地総会の承認を得て | ③ 第3項第二号に定める経費とは、団地総会の承認を得て 実施している工事であって、その工事の性質上、施工期間 が長期となり、二つの会計年度を跨ってしまうことがやむ を得ないものであり、団地総会の承認を得た会計年度と異 -

がやむを得ないと認められるもの

- 二 団地総会の承認を得て実施している長期の施工期間を 要する工事に係る経費であって、第1項の承認を得る前 に支出することがやむを得ないと認められるもの
- 収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支 出とみなす。
- 5 理事会が第 56 条第 1 項<mark>第十二号</mark>の決議をした場合には、 理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うこ とができる。
- 部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出 を行うことができる。

【コメント】第60条関係

- ① 通常総会は、第44条第3項で新会計年度開始以後2か月 以内に招集することとしているため、新会計年度開始後、 予算案の承認を得るまでに一定の期間を要することが通常 である。第3項及び第4項の規定は、このような期間にお いて支出することがやむを得ない経費についての取扱いを 明確化することにより、迅速かつ機動的な業務の執行を確 保するものである。なお、第4項の規定については、公益 法人における実務運用を参考として、手続の簡素化・合理 化を図ったものである。
- ② 第3項第一号に定める経費とは、第27条各号に定める経 費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に 支出することがやむを得ないと認められるものであること から、前年の会計年度における同経費の支出額のおよその 範囲内であることが必要である。
- 実施している工事であって、その工事の性質上、施工期間 が長期となり、二つの会計年度を跨ってしまうことがやむ を得ないものであり、団地総会の承認を得た会計年度と異し

なる会計年度の予算として支出する必要があるものであっし て、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを 得ないと認められるものであることが必要である。

- ④ 第5項は、第56条第2項の決議に基づき、理事長が支出 4 第5項は、第56条第2項の決議に基づき、理事長が支出 を行うことができることについて定めるものである。
- ⑤ 第6項は、第21条第6項の規定に基づき、災害等の緊急 ┃⑤ 第6項は、第21条第6項の規定に基づき、災害等の緊急 時において土地及び共用部分等の保存行為を行う場合に、 **理事長が支出を行うことができることについて定めるもの** ▮ である。

(削る)

なる会計年度の予算として支出する必要があるものであっ て、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを 得ないと認められるものであることが必要である。

- を行うことができることについて定めるものである。
- 時において土地及び共用部分等の保存行為を行う場合に、 理事長が支出を行うことができることについて定めるもの である。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

(組合員名簿等の作成、保管)

- 第66条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下 「組合員名簿等」という。)を作成して保管し、組合員 の相当の理由を付した書面による請求があったときは、 これらを閲覧させなければならない。この場合におい て、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することが できる。
- 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合 員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由 を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が 求める情報を記入した書面を交付することができる。こ の場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を 負担させることができる。
- 3 理事長は、第19条第3項又は第33条の届出があった 場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならな
- 4 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認 をしなければならない。

(削る)

(削る)

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(組合員名簿等の作成、保管)

- 第66条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下 「組合員名簿等」という。)を、書面又は電磁的記録に より作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面 又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲 覧させなければならない。この場合において、閲覧につ き、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合 員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由 を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該 請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又 は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供す ることができる。この場合において、理事長は、交付の 相手方にその費用を負担させることができる。
- 3 電磁的記録により作成された組合員名簿等の閲覧については、第51条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。
- 4 理事長は、第 19 条第 3 項又は第 33 条の届出があった 場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。
- <u>5</u> 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認 をしなければならない。

【コメント】第66条の2関係

① 組合員名簿のほか、設備点検等のために専有部分への立 入り等を行う際の連絡先を把握するために、賃借人を含む 現にマンションに居住している者の氏名や連絡先等を記載 した居住者名簿を作成、保管することも定めている。

また、居住者名簿の作成に当たっては、災害時における 避難の支援や安否の確認等の円滑化の観点から、高齢者、 障害者、乳幼児など災害時に自ら避難することが困難な者 を事前に把握しておくことが望ましい。

- ② 組合員名簿等の閲覧等に際しては、組合員等のプライバシーに留意する必要がある。名簿に記載されている内容の うち、閲覧等の請求の理由に照らして不要と思われる項目 については、開示しないことも可能である。
- ③ 組合員名簿等の閲覧等の請求をすることができる者を組合員に限定しているが、組合員以外の者から閲覧請求をされることを想定し、地域や各マンションの実態に応じて閲覧等を請求できる者の範囲を定めることも可能である。
- ④ 管理組合が個人情報取扱事業者に該当する場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第4章の規定に基づき個人情報を取り扱う必要がある。

管理組合が名簿を作成するために組合員等の個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならず、また、個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合等を除き、速やかに、利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。さらに、本人から直接書面により個人情報を取得する場合は、利用目的を明示しなければならないため、第19条第3項や第31条の届出の様式において、利用目的を記載しておくことが考えられる。

加えて、①の災害時に自ら避難することが困難な者の情報は、個人情報保護法における要配慮個人情報に該当する場合があり、要配慮個人情報を取得する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることが必要である。

このほか、個人情報保護法については、「個人情報取扱 事業者等に係るガイドライン・Q&A 等」 (個人情報保護委員会公表) を参照されたい。

⑤ 第4項では、第19条第3項又は第33条の届出に基づいて組合員名簿等の更新を行っていない場合でも、年に1回以上、名簿の内容に変更すべき箇所がないかなどを確認することを定めている。

確認の方法としては、届出事項や名簿記載内容等に変更

(招集手続)

- 第69条 棟総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の ┃ 第69条 棟総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の 2週間前(会議の目的がマンション再生等に係る決議であ るときは2か月前)までに、会議の日時、場所(WEB会議 システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方 法)、目的及び議案の要領を示して、当該棟の区分所有者 に通知を発しなければならない。
- 先に発するものとする。ただし、その届出のない区分所有 者に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発す るものとし、区分所有者から第33条の3第1項の届出があ ったときは、その届出がされた国内管理人あてに、第77条 の4第3項の届出があったときは、その届出がされた所有 者不明専有部分管理人あてに発するものとする。
- 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する区分所有者及び 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する区分所有者及び 前項の届出のない区分所有者に対しては、その内容を所定 の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることが できる。
- 4 会議の目的がマンション再生等に係る決議であるとき 4 会議の目的が建替え決議であるときは、次の事項を通知 は、第1項に定める事項のほか、次の事項をも通知しなけ ればならない。
 - ー マンション再生等を必要とする理由
 - 二 マンション再生等をしないこととした場合における当 該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用 の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内

が発生した場合は第19条第3項又は第33条の届出を提出 しなければならないことを総会やマンション内の掲示板に おいて周知することや、名簿記載内容に変更が発生したこ とを理事長が把握した場合に第19条第3項又は第33条の 届出の提出を求めること等により、名簿記載内容が最新の 情報となっているかを確認すること等が考えられる。

(招集手続)

- 2週間前(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売 却決議であるときは2か月前)までに、会議の日時、場所 (WEB 会議システム等を用いて会議を開催するときは、そ の開催方法)、目的及び議案の要領を示して、当該棟の区 分所有者に通知を発しなければならない。
- 2 前項の通知は、管理組合に区分所有者が届出をしたあて 2 前項の通知は、管理組合に区分所有者が届出をしたあて 先に発するものとする。ただし、その届出のない区分所有 者に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発す るものとする。
 - 前項の届出のない区分所有者に対しては、その内容を所定 の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることが できる。
 - しなければならない。
 - 一 建替えを必要とする理由
 - 二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の 効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を 含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳

- 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当 該計画の内容
- 四 建物につき各棟修繕積立金として積み立てられている 金額
- 五 建物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれか の事由に該当し、第73条第3項ただし書の規定により決 議を行おうとするときは、その旨及びその理由

(削る)

5 マンション再生等に係る決議のいずれかを目的とする棟 6 建替え決議又はマンション敷地売却決議を目的とする棟

- 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当 該計画の内容
- 四 建物につき各棟修繕積立金として積み立てられている 金額

- 5 会議の目的がマンション敷地売却決議であるときは、次 の事項を通知しなければならない。
 - 一 売却を必要とする理由
 - 二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事 項
 - イ マンションが円滑化法第 102 条第2項第一号に該当 するとして同条第1項の認定(以下「特定要除却認 定しという。) を受けている場合 次に掲げる事項
 - (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条 第2項に規定する耐震改修又はマンションの建替え をしない理由
 - (2) (1)の耐震改修に要する費用の概算額
 - ローマンションが円滑化法第 102 条第2項第二号に該当 するとして特定要除却認定を受けている場合 次に掲 げる事項
 - (1) 火災に対する安全性の向上を目的とした改修 又はマンションの建替えをしない理由
 - (2) (1)の改修に要する費用の概算額
 - ハ マンションが円滑化法第 102 条第2項第三号に該当 するとして特定要除却認定を受けている場合 次に掲 げる事項
 - (1) 外壁等の剝離及び落下の防止を目的とした改 修又はマンションの建替えをしない理由
 - (2) (1)の改修に要する費用の概算額
- 総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前 │ 総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前 │

までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有 者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならな V)

- 6 次条の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、そ の通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならな V)
- 7 第1項(会議の目的がマンション再生等に係る決議のい ずれかであるときを除く。) にかかわらず、緊急を要する 場合には、棟総会を招集する者は、その棟の区分所有者総 数の5分の1以上及び第71条第1項に定める議決権総数の 5分の1以上に当たる当該棟の区分所有者の同意を得て、 1週間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮す ることができる。

(議決権)

- 表第5に掲げるとおりとする。
- 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使に 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使に ついては、これらの共有者をあわせて一の区分所有者とみ なす。
- 3 前項により一の区分所有者とみなされる者は、議決権を 行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ棟総 会開会までに棟総会を招集する者に届け出なければならな V)
- 4 議決権は、書面又は代理人によって行使することができ
- 合において、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなけ ればならない。
- 一 その区分所有者の配偶者(婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 又は一 親等の親族
- 二 その区分所有者の住戸に同居する親族

までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有 者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならな

- 7 第 70 条の場合には、第 1 項の通知を発した後遅滞なく、 その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければなら ない。
- 8 第1項(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売 却決議であるときを除く。) にかかわらず、緊急を要する 場合には、棟総会を招集する者は、その棟の区分所有者総 数の5分の1以上及び第71条第1項に定める議決権総数の 5分の1以上に当たる当該棟の区分所有者の同意を得て、 5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮す ることができる。

(議決権)

- 第71条 各区分所有者の棟総会における議決権の割合は、別┃第71条 各区分所有者の棟総会における議決権の割合は、別 表第5に掲げるとおりとする。
 - ついては、これらの共有者をあわせて一の区分所有者とみ なす。
 - 3 前項により一の区分所有者とみなされる者は、議決権を 行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ棟総 会開会までに棟総会を招集する者に届け出なければならな
 - 4 区分所有者は、書面又は代理人によって議決権を行使す ることができる。
- 5 区分所有者が代理人により議決権を行使しようとする場 ┃ 5 区分所有者が代理人により議決権を行使しようとする場 合において、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなけ ればならない。
 - 一 その区分所有者の配偶者(婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 又は一 親等の親族
 - 一 その区分所有者の住戸に同居する親族

三 他の区分所有者

四 国内管理人

- 6 代理人により議決権を行使しようとする場合において、 区分所有者又は代理人は、代理権を証する書面を棟総会を 招集する者に提出しなければならない。
- 7 所有者不明専有部分管理人は、区分所有者に代わって議 決権を行使することができる。この場合において、所有者 不明専有部分管理人は、その資格を有することを証する書 面の写しを棟総会を招集する者に提出しなければならな

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし)

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 8 議決権の行使は、第4項の書面によるものに代えて、 電磁的方法によってすることができる。
- 9 区分所有者又は代理人は、第6項の書面の提出に代え て、電磁的方法によって提出することができる。
- 10 所有者不明専有部分管理人は、第7項の書面の提出に 代えて、電磁的方法によって提出することができる。

【コメント】第71条関係

- 持分の割合、あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しや すい数字に直した割合によることが適当である。
- つき各1個の議決権により対応することも可能である。 また、住戸の数を基準とする議決権と専有面積を基準と する議決権を併用することにより対応することも可能であ┃ する議決権を併用することにより対応することも可能であ┃

三 他の区分所有者

(新設)

6 区分所有者又は代理人は、代理権を証する書面を棟総会 を招集する者に提出しなければならない。

(新設)

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定)

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし)

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

- 7 区分所有者は、第4項の書面による議決権の行使に代 えて、電磁的方法によって議決権を行使することができ る。
- 8 区分所有者又は代理人は、第6項の書面の提出に代え て、電磁的方法によって提出することができる。

(新設)

【コメント】第71条関係

- ① 棟総会における議決権については、棟の共用部分の共有 □ 棟総会における議決権については、棟の共用部分の共有 持分の割合、あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しや すい数字に直した割合によることが適当である。
- ② 各住戸の面積があまり異ならない場合には、住戸1戸に | ② 各住戸の面積があまり異ならない場合には、住戸1戸に つき各1個の議決権により対応することも可能である。

また、住戸の数を基準とする議決権と専有面積を基準と

る。

- ③ 特定の者について利害関係が及ぶような事項を決議する 場合には、その特定の少数者の意見が反映されるよう留意 する。
- ④ 代理人は、区分所有者の意思が棟総会に適切に反映されるよう、区分所有者の立場から見て利害関係が一致すると考えられる者に限定することが望ましい。第5項は、この観点から、区分所有者が代理人によって議決権を行使する場合の代理人の範囲について規約に定めることとした場合の規定例である。また、棟総会の円滑な運営を図る観点から、代理人の欠格事由として暴力団員等を規約に定めておくことも考えられる。なお、成年後見人、財産管理人等の区分所有者の法定代理人については、法律上本人に代わって行為を行うことが予定されているものであり、当然に議決権の代理行使をする者の範囲に含まれる。

(議決事項)

- 第72条 次の各号に掲げる事項については、棟総会の決議を 経なければならない。
 - 一 区分所有法で団地関係に準用されていない規定に定める事項に係る規約の制定、変更又は廃止
 - 二 区分所有法第57条第2項、第58条第1項、第59条第 1項又は第60条第1項の訴えの提起及びこれらの訴えを 提起すべき者の選任
 - 三 建物の一部が滅失した場合の滅失した棟の共用部分の 復旧
 - 四 区分所有法第 62 条第 1 項の場合の建替え<u>区分所有法</u> 第 64 条の 5 第 1 項の場合の建物の更新及び区分所有法第 64 条の 8 第 1 項の場合の取壊し
 - 五 区分所有法第69条第7項の建物の建替えを団地内の他 の建物の建替えと一括して建替え承認決議に付すこと
 - 六 <u>第29条第1項第四号に定めるマンション再生等</u>に係る 合意形成に必要となる事項の調査の実施及びその経費に

る。

- ③ 特定の者について利害関係が及ぶような事項を決議する 場合には、その特定の少数者の意見が反映されるよう留意 する。
- ④ 代理人は、区分所有者の意思が棟総会に適切に反映されるよう、区分所有者の立場から見て利害関係が一致すると考えられる者に限定することが望ましい。第5項は、この観点から、区分所有者が代理人によって議決権を行使する場合の代理人の範囲について規約に定めることとした場合の規定例である。また、棟総会の円滑な運営を図る観点から、代理人の欠格事由として暴力団員等を規約に定めておくことも考えられる。なお、成年後見人、財産管理人等の区分所有者の法定代理人については、法律上本人に代わって行為を行うことが予定されているものであり、当然に議決権の代理行使をする者の範囲に含まれる。

(議決事項)

- 第72条 次の各号に掲げる事項については、棟総会の決議を 経なければならない。
 - 一 区分所有法で団地関係に準用されていない規定に定める事項に係る規約の制定、変更又は廃止
 - 二 区分所有法第57条第2項、第58条第1項、第59条第 1項又は第60条第1項の訴えの提起及びこれらの訴えを 提起すべき者の選任
 - 三 建物の一部が滅失した場合の滅失した棟の共用部分の 復旧
 - 四 区分所有法第62条第1項の場合の建替え<u>及び円滑化法</u> 第108条第1項の場合のマンション敷地売却
 - 五 区分所有法第69条第7項の建物の建替えを団地内の他の建物の建替えと一括して建替え承認決議に付すこと
 - 六 <u>建替え等</u>に係る合意形成に必要となる事項の調査の実施及びその経費に充当する場合の各棟修繕積立金の取崩

充当する場合の各棟修繕積立金の取崩し

【コメント】第72条関係

(削る)

- ① 棟総会の議決事項については、団地総会の議決事項とす ることはできない。
- ② 棟総会の議決事項は、団地全体や他の棟に影響を及ぼす 2 棟総会の議決事項は、団地全体や他の棟に影響を及ぼす ことも考えられるので、計画段階において他の棟の意見を 取り入れるといった方法や棟総会で決定する前に理事会又 は団地総会等に報告するといった方法で、団地全体の理解 を得る努力をすることが適当である。

を経なければならないと規定している(第50条第十号及び 第十一号)が、各棟の建替え等に係る合意形成に必要とな る事項の調査の実施経費に充当するための取崩しのみは、 団地総会の決議ではなく、棟総会の決議を経なければなら ないと規定している。

(棟総会の会議及び議事)

- 第73条 棟総会の議事は、その棟の区分所有者総数の過半数 であって第71条第1項に定める議決権総数の過半数を有す る区分所有者の出席を要し、出席区分所有者及びその議決 権の各4分の3以上で決する。
- かかわらず、議決権総数の過半数を有する区分所有者が出 席する会議において、出席区分所有者の議決権の過半数で

【コメント】第72条関係

- ① 棟総会の議決事項については、団地総会の議決事項とす ることはできない。
- ことも考えられるので、計画段階において他の棟の意見を 取り入れるといった方法や棟総会で決定する前に理事会又 は団地総会等に報告するといった方法で、団地全体の理解 を得る努力をすることが適当である。
- ③ 特に、団地型マンションにおいて円滑化法第 108 条第1 項の場合のマンション敷地売却決議を行う場合は、マンシ ョン敷地売却決議は各棟において棟総会で行うものの、決 議内容及びその他の手続きについては全棟での一体性が必 要となるため、平成30年の円滑化法施行規則の改正を踏ま え改訂された「耐震性不足のマンションに係るマンション 敷地売却ガイドライン」を参考に、団地全体での合意形成 を図ることが重要である。
- ③ 各棟修繕積立金の取崩しは、基本的に、団地総会の決議 I ④ 各棟修繕積立金の取崩しは、基本的に、団地総会の決議 を経なければならないと規定している(第50条第十号及び 第十一号)が、各棟の建替え等に係る合意形成に必要とな る事項の調査の実施経費に充当するための取崩しのみは、 団地総会の決議ではなく、棟総会の決議を経なければなら ないと規定している。

(棟総会の会議及び議事)

- | 第73条 棟総会の議事は、その棟の区分所有者総数の4分の 3以上及び第71条第1項に定める議決権総数の4分の3以 上で決する。
- 2 次の各号に掲げる事項に関する棟総会の議事は、前項に 2 次の各号に掲げる事項に関する棟総会の議事は、前項に かかわらず、議決権総数の半数以上を有する区分所有者が 出席する会議において、出席区分所有者の議決権の過半数

決する。

- 一 区分所有法第57条第2項の訴えの提起及び前条第二号 の訴えを提起すべき者の選任
- 二 建物の価格の2分の1以下に相当する部分が滅失した 場合の滅失した棟の共用部分の復旧
- 三 マンション再生等に係る合意形成に必要となる事項の 調査の実施及びその経費に充当する場合の各棟修繕積立 金の取崩し
- 3 マンション再生等に係る決議及び前条第五号の団地内の他の建物の建替えと一括して建替え承認決議に付する旨の決議は、第1項にかかわらず、その棟の区分所有者総数及び議決権総数の各5分の4以上で行う。ただし、マンション再生等に係る決議については、建物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、その棟の区分所有者総数及び議決権総数の各4分の3以上で行う。

(削る)

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

- (ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合
- 4 前3項の場合において、区分所有者が書面又は代理人によって議決権を行使したときは、当該区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該議決権の数は出席した区分所有者の議決権の数に、それぞれ算入する。
 - (イ) 電磁的方法が利用可能な場合
- 4 前3項の場合において、区分所有者が書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使したときは、当該区分所有者の数は出席した組合員の数に、当該議決権の数は出席した区分所有者の議決権の数に、それぞれ算入す

で決する。

- 一 区分所有法第57条第2項の訴えの提起及び前条第二号 の訴えを提起すべき者の選任
- 二 建物の価格の2分の1以下に相当する部分が滅失した 場合の滅失した棟の共用部分の復旧
- 三 <u>建替え等</u>に係る合意形成に必要となる事項の調査の実施及びその経費に充当する場合の各棟修繕積立金の取崩 し
- 3 <u>建替え決議</u>及び前条第五号の団地内の他の建物の建替え と一括して建替え承認決議に付する旨の決議は、第1項に かかわらず、その棟の区分所有者総数<u>の5分の4以上</u>及び 議決権総数の5分の4以上で行う。

4 マンション敷地売却決議は、第1項にかかわらず、その 棟の区分所有者総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の 価格の各5分の4以上で行う。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕

- (ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合
- <u>5</u> 前4項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席区分所有者とみなす。
 - (イ) 電磁的方法が利用可能な場合
- 5 前4項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使<u>する者は、出席区分所有者とみな</u>す。

- 5 前4項の適用については、所有者不明専有部分管理力 は、区分所有者とみなす。
- 6 前条第一号において、規約の制定、変更又は廃止がその 棟の一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきと きは、その承諾を得なければならない。この場合におい て、その区分所有者は正当な理由がなければこれを拒否し てはならない。
- 7 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第 7 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第 1項の訴えの提起の決議を行うには、あらかじめ当該区分 所有者又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければな らない。
- 8 棟総会においては、第69条第1項によりあらかじめ通知 ┃8 棟総会においては、第69条第1項によりあらかじめ通知 した事項についてのみ、決議することができる。

(削る)

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定]

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

(議事録の作成、保管等)

- 第74条 棟総会の議事については、議長は、議事録を作成 しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載 し、議長及び議長の指名する2名の棟総会に出席した区 分所有者がこれに署名しなければならない。
- 3 議長は、前項の手続きをした後遅滞なく、議事録を理

(新設)

- 6 前条第一号において、規約の制定、変更又は廃止がその 棟の一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきと きは、その承諾を得なければならない。この場合におい て、その区分所有者は正当な理由がなければこれを拒否し てはならない。
 - 1項の訴えの提起の決議を行うには、あらかじめ当該区分 所有者又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければな らない。
- した事項についてのみ、決議することができる。

【コメント】第 73 条関係

マンション敷地売却決議の賛否は、売渡し請求の相手方 になるかならないかに関係することから、賛成者、反対者 が明確にわかるよう決議することが必要である。なお、第 4項の決議要件については、法定の要件を確認的に規定し たものである。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定し

(ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合

(議事録の作成、保管等)

- 第74条 棟総会の議事については、議長は、議事録を作成 しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載 し、議長及び議長の指名する2名の棟総会に出席した区 分所有者がこれに署名しなければならない。
- 3 議長は、前項の手続きをした後遅滞なく、議事録を理

事長に引き渡さなければならない。

- 4 理事長は、議事録を保管し、その棟の区分所有者又は 利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の 閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧 につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 5 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲 示しなければならない。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(議事録の作成、保管等)

- 第74条 棟総会の議事については、議長は、書面又は電磁 的記録により、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されている ときは、議長及び議長の指名する2名の棟総会に出席し た区分所有者がこれに署名しなければならない。
- 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の棟総会に出席した区分所有者が電子署名をしなければならない。
- 5 議長は、<u>第3項又は</u>前項の手続きをした後遅滞なく、 議事録を理事長に引き渡さなければならない。
- 6 理事長は、議事録を保管し、その棟の区分所有者又は 利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったと きは、議事録の閲覧(第51条第5項の閲覧及び提供をい う。)をさせなければならない。この場合において、閲 覧につき、相当の日時、場所等を指定することができ る。
- 7 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(理事長の勧告及び指示等)

事長に引き渡さなければならない。

- 4 理事長は、議事録を保管し、その棟の区分所有者又は 利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の 閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧 につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 5 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(議事録の作成、保管等)

- 第74条 棟総会の議事については、議長は、書面又は電磁 的記録により、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されている ときは、議長及び議長の指名する2名の棟総会に出席し た区分所有者がこれに署名しなければならない。
- 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の棟総会に出席した区分所有者が電子署名をしなければならない。
- 5 議長は、前項の手続きをした後遅滞なく、議事録を理 事長に引き渡さなければならない。
- 6 理事長は、議事録を保管し、その棟の区分所有者又は 利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったと きは、議事録の閲覧(第51条第5項の閲覧及び提供をい う。)をさせなければならない。この場合において、閲 覧につき、相当の日時、場所等を指定することができ る。
- 7 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(理事長の勧告及び指示等)

- 第77条 団地建物所有者若しくはその同居人又は専有部分の ┃ 第77条 団地建物所有者若しくはその同居人又は専有部分の 貸与を受けた者若しくはその同居人(以下「団地建物所有 者等」という。)が、法令、規約又は使用細則等に違反し たとき、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行 為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその団 地建物所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は 指示若しくは警告を行うことができる。
- 2 団地建物所有者は、その同居人又はその所有する専有部 2 団地建物所有者は、その同居人又はその所有する専有部 分の貸与を受けた者若しくはその同居人が前項の行為を行 った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 3 団地建物所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反 したとき、又は団地建物所有者等若しくは団地建物所有者 等以外の第三者が土地、団地共用部分及び附属施設におい て不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経 て、その差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の 請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を 追行することができる。

(削る)

(削る)

- 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に 対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を 請求することができる。
- 5 前項の規定に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の 諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当す
- 6 理事長は、第3項の規定に基づき団地建物所有者のため 6 理事長は、第3項の規定に基づき、団地建物所有者のた に原告又は被告となったときは、遅滞なく、団地建物所有

- 貸与を受けた者若しくはその同居人(以下「団地建物所有 者等」という。)が、法令、規約又は使用細則等に違反し たとき、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行 為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその団 地建物所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は 指示若しくは警告を行うことができる。
- 分の貸与を受けた者若しくはその同居人が前項の行為を行 った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 3 団地建物所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反 したとき、又は団地建物所有者等若しくは団地建物所有者 等以外の第三者が土地、団地共用部分及び附属施設におい て不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経 て、次の措置を講ずることができる。
 - 一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置 の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措 置を追行すること
 - 二 土地、団地共用部分及び附属施設について生じた損害 賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関 し、団地建物所有者のために、訴訟の原告又は被告にな ること、その他法的措置をとること
 - 対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を 請求することができる。
- 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用 に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。
 - めに、原告又は被告となったときは、遅滞なく、団地建物

者にその旨を通知しなければならない。この場合に<u>おい</u> <u>て</u>、第45条第2項及び第3項の規定<u>は、団地建物所有者へ</u> の通知について準用する。

(所在等不明団地建物所有者の団地総会の決議等からの除外)

- 第77条の3 理事長は、ある専有部分の団地建物所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、理事会の決議を経て、裁判所に対し、その団地建物所有者(以下「所在等不明団地建物所有者」という。)以外の団地建物所有者により団地総会の決議を行うことができる旨の裁判(以下「所在等不明団地建物所有者の除外の裁判」という。)を請求することができる。
- 2 理事長以外の団地建物所有者は、裁判所に対し、所在等 不明団地建物所有者の除外の裁判を請求したときは、遅滞 なく、理事長にその旨を通知しなければならない。
- 3 所在等不明団地建物所有者の除外の裁判が確定したときは、それ以降に開く団地総会において、所在等不明団地建物所有者は、議決権を有しない。この場合において、当該所在等不明団地建物所有者及びその議決権については、組合員総数及び議決権総数から除外する。
- 4 前項の規定により団地総会の決議から除外する所在等不 明団地建物所有者に対しては、第 45 条第1項並びに第 46 条第1項及び第2項の通知を発することを要しない。
- 5 第1項の裁判所への請求を行うこととなる場合は、理事 長は、当該請求に要した経費について、弁護士費用等を加 算して、当該所在等不明団地建物所有者に請求することが できる。
- <u>6</u> 前項に定める費用の請求については、第62条第4項の規 定を準用する。
- 7 第5項の規定に基づき請求した弁護士費用等及び請求に 要した費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充 当する。

所有者にその旨を通知しなければならない。この場合に は、第45条第2項及び第3項の規定を準用する。

【コメント】第77条の3関係

区分所有法第 66 条において準用される第 38 条の 2 において、所在等不明団地建物所有者の団地総会の決議等からの除外を請求できるのは、所在等不明団地建物所有者以外の団地建物所有者又は管理者とされている。第1項の規定は、所在等不明団地建物所有者の存在により、団地総会での意思決定が困難になっている場合等を想定し、その円滑化を図るため、管理組合を代表し、理事長が本請求を行う場合の手続を定めたものである。なお、理事長が裁判所に対して本請求を行うに当たっては、あくまで管理者として請求する必要がある点に留意が必要である。

なお、所在等不明団地建物所有者の除外の裁判がされた場合に所在等不明団地建物所有者である組合員が除外されるのはあくまで団地総会の決議等からだけであり、棟総会の決議等から除外されるわけではないことに留意する必要がある。棟総会の決議等から除外するためには、区分所有法第38条の2の規定に基づき、その棟の区分所有者が所在等不明区分所有者の除外を請求し、その裁判を得る必要がある。

(所有者不明専有部分管理命令)

- 第77条の4 理事長は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分(専有部分が数人の共有に属する場合にあっては、共有を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分の共有持分)について、理事会の決議を経て、裁判所に対し、区分所有法第46条の2に基づく所有者不明専有部分管理命令を求める請求をすることができる。
- 2 理事長は、専有部分を管理する所有者不明専有部分管理 人がその任務に違反して所有者不明専有部分等に著しい損 害を与えたことその他重要な事由がある場合には、理事会 の決議を経て、裁判所に対し、所有者不明専有部分管理人

(新設)

- の解任を求める請求をすることができる。
- 3 所有者不明専有部分管理人は、自らの氏名又は名称、住 所又は居所及び裁判所の命令を受けてその対象である所有 者不明専有部分を管理する旨を遅滞なく理事長に届け出な ければならない。
- 4 理事長は、第1項の請求に基づき選任された所有者不明 専有部分管理人による所有者不明専有部分の管理に必要な 経費として管理組合が負担した費用について、当該専有部 分の区分所有者に請求することができる。
- 5 第1項の裁判所への請求を行うこととなる場合において、理事長は、前項の経費のほか、当該請求に要した費用について、弁護士費用等を加算して、当該専有部分の区分所有者に請求することができる。
- 6 前2項に定める費用の請求については、第62条第4項の 規定を準用する。
- 7 第4項及び第5項に基づき請求した所有者不明専有部分 の管理に必要な経費、弁護士費用等及び裁判所への請求に 要した費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充 当する。

(管理不全専有部分管理命令)

- 第77条の5 理事長は、区分所有者による管理が適切に行われていない専有部分について、理事会の決議を経て、裁判所に対し、区分所有法第46条の8に基づく管理不全専有部分管理命令を求める請求をすることができる。
- 2 理事長は、対象物件内の専有部分を管理する管理不全専 有部分管理人が管理不全専有部分等に著しい損害を与えた ことその他重要な事由がある場合には、理事会の決議を経 て、裁判所に対し、管理不全専有部分管理人の解任を求め る請求をすることができる。
- 3 管理不全専有部分管理人は、自らの氏名又は名称、住所 又は居所及び裁判所の命令を受けてその対象である管理不 全専有部分を管理する旨を遅滞なく理事長に届け出なけれ

ばならない。

- 4 理事長は、第1項の請求に基づき選任された管理不全専 有部分管理人による管理不全専有部分の管理に必要な経費 として管理組合が負担した費用について、当該専有部分の 区分所有者に請求することができる。
- 5 前条第4項から第7項の規定は、前項の費用の請求について準用する。この場合において、「所有者不明専有部分管理人」とあるのは「管理不全専有部分管理人」と、「所有者不明専有部分」とあるのは「管理不全専有部分」と読み替えるものとする。

【コメント】第77条の4及び第77条の5関係

- ① 第77条の4に規定する「所有者不明専有部分管理命令」 及び第77条の5に規定する「管理不全専有部分管理命令」 は、いずれも令和7年の区分所有法改正で創設されたマン ションに特化した財産管理制度であり、この標準管理規約 においては、同一の敷地・建物を共有する利害関係人とし て、管理組合が両制度を活用するに当たっての手続規定を 設けている。
- ② 区分所有法上、所有者不明専有部分管理人と管理不全専有部分管理人はその性質の違いから実施できる業務に差が設けられており、この標準管理規約においても、区分所有法上の差異に合わせて書き分けているので、注意が必要である。具体的には、所有者不明専有部分管理人は、総会の招集通知を受領し、区分所有者に代わって総会において議決権を行使することができるが、管理不全専有部分管理人には、総会の招集通知を受領し、区分所有者に代わって総会で議決権を行使する権能は与えられていない。この点については、第45条、第48条、第49条、第69条、第71条及び第73条も参照のこと。なお、所有者不明専有部分管理人には当該専有部分の区分所有者が有する敷地利用権及び附属施設に関する権利も専属するため、所有者不明専有部

分管理人は、棟総会だけでなく団地総会においても議決権 を行使する権能を有している。

③ 第77条の4第4項及び第77条の5第4項の「管理組合 が負担した費用」とは、主に管理人が当該専有部分を管理 するために必要となる経費について、裁判所への請求時に 納入が求められる予納金を想定しているものである。